

2009.6.25  
21 基礎研 No.5

## 総 研 レ ポ ー ト

# 稻作を中心とした地域農業の担い手調査

2009 年 6 月

農林中金総合研究所

## はじめに

米政策改革や外国産米の輸出圧力、稲作従事者の高齢化と後継者不在等の問題によって、日本の稲作は、大きな曲がり角に立たされている。さらに2007年度から実施された品目横断的経営安定対策は、一般に稲作生産自体に大きな変更をもたらす可能性の高い政策と受けとめられている。こうしたなかで、全国的に見れば、環境に配慮した米作りや付加価値を高める米作りなど生産者の創意工夫が生かされたさまざまな取組みが行なわれ、稲作生産が継続・維持されてきているが、こうした稲作を支えてきた生産基盤が今後とも確固なものとして継続する保証はどこにも見出せていない。このような今日の状況を踏まえ、本調査は、稲作の担い手である総体としての農家が、農業の担い手を集落内でどのように合意しているのか、さらにそうした合意が今後どのように変化してゆくのかを探るため、集落単位で調査を実施したものである。

調査対象地域は、過去の調査地である秋田県大仙市、岩手県奥州市、宮城県丸森町、栃木県市貝町、茨城県坂東市、石川県津幡町、熊本県小国町と、今年度の調査地である岡山県総社市の8市町である。前者の調査地では、主として過年度に調査を実施してから後の変化について聞き取り調査を実施した。後者の総社市では、平坦部の1集落の三輪地区とやや山間にに入った1集落の池田地区の計2集落において、過年度の調査手法と同様にアンケートとヒアリングにより調査を行った。

今回の総社市での調査は、①それぞれの集落単位で、当該地域の農業（主として稲作）を誰が担い、また将来、当該地域の農業や担い手がどのように変化するのか、また、②農家・非農家を含めた農村居住者が農業や農協等の地域資源をどのように意識し、どのような将来展望を持っているのか、といった観点から行った。

調査の方法は、2集落に対する全戸アンケートと回答のあった中から各集落の農家・非農家を訪問し、ヒアリングを実施するというものであった。調査スケジュールは、2008年5～6月に調査地選定、6月に予備調査（現地訪問、打合せ）、6月にアンケート配付、7月にアンケート回収、9～10月にヒアリング調査の順で進めた。また、本調査は、非農家を含む集落全戸を対象とするという性格上、行政組織と連携するとともに、東北大学大学院農学研究科資源環境経済学講座の協力を得て実施した。

過年度調査地の行政担当者や農協関係者をはじめ、総社市農林課（田尻忠信さん、若山宗夫さん、森寿子さん）、2地区の営農組合（池田地区組合長・平田栄一さん、三輪地区組合長・渡辺隆志さん）、農協支所など、調査地域の関係機関、そして東北大学大学院には全面的なご協力を頂いた。改めてお礼を申し上げる次第である。

なお、本調査は、農村金融研究会に委託し、下記メンバーによる調査委員会を設けて実施した。また、現地調査は、農林中金総合研究所の研究員も同行した。

大村道明（東北大学大学院農学研究科）  
坂内 久（農村金融研究会）

木原 久（農村金融研究会）  
尾中謙治（農村金融研究会）

2009年6月  
農林中金総合研究所 基礎研究部

## — 目 次 —

### はじめに

第1編 既往調査地のその後－現地ヒアリング結果－	1
1. 岩手県奥州市	1
2. 宮城県丸森町	6
3. 栃木県市貝町	9
4. 石川県津幡町	11
5. 熊本県小国町	14
第2編 稲作を中心とした地域農業の担い手	18
1. 総社市の集落調査結果－アンケート調査を中心に－	18
(1) アンケート調査地の概要	
1) 池田中央営農組合	
2) 三輪地区営農組合	
(2) アンケート調査の方法と回収結果	
(3) アンケートの調査結果	
1) 回答者の年齢	
2) 家族の状況	
3) 農地の利用状況	
4) 稲作の状況	
5) 稲作の採算性と複合作物	
6) 総所得に占める農業所得	
7) 農業機械の利用状況	
8) 生産するにあたり「体力的につらい」作物	
9) これまでに栽培をやめた作物	
10) 今後、農地をどうするか	
11) 家の後継者	
12) 稲作の将来展望（10年後）	
13) 現在の集落営農組織が確立した要因	
14) 非農家の状況	
(4) アンケート調査の小括	
2. 集落営農の与件と運営主体	52
(1) 集落営農の与件	
(2) 集落営農組織の運営主体の現状	
3. 集落営農をめぐる問題点	56

4. 地域農業と今後の担い手	61
(1) 問題への対応、その後の可能性と限界	
1) 減反不参加に関するもの	
2) 稲作の不採算に対するいくつかの対応	
(2) 地域農業における担い手と合意形成について	
第3篇 地域資源と農業	65
1. 共同作業の解体と再構築－稲作機械化一貫体系がもたらしたもの－	67
(1) 共同作業に対する関心	
(2) 農業機械の普及とその要因(共同作業の解体)	
(3) 小括(共同作業の解体過程と再構築に関する考察)	
2. 「集落営農」で何を作るのか(作目選択のイニシアティブ)	75
(1) 近未来、農業は食料を生産できるか	
(2) 作目の選択は誰が行っているのか	
(3) 農業地域の実際	
(4) 小括	
3. 地域資源マネジメントという考え方	82
(1) 残余物=未利用資源という構図	
(2) 三輪地区営農組合の事例	
(3) 地域のメンタリティー	
(4) 小括	
4. 農外産業の新規参入の意図	96
(1) 農業への参入企業等および民間金融機関をめぐる経済環境	
(2) 農業への参入希望を持つ企業	
(3) 小括	
5. 今後のJA事業に期待されるもの	103
(1) JA事業へのニーズと地域住民のニーズ	
(2) アンケート結果と考察	
(3) 小括	
6. 結びにかえて	107

まとめ－地域農業および稲作の担い手の今後を考えるにあたって－

[ 執筆者分担 ]

第1編 共同執筆(各章末に執筆者明記)

第2編 坂内 久

第3編 大村道明 (第3編-4. 5. 大村・坂内)

まとめ 坂内

## 第1編 既往調査地のその後 - 現地ヒアリング結果 -

本調査におけるこれまでの調査地は、下表の通りである。

本編では、過去の調査地のうち、岩手県奥州市、宮城県丸森町、栃木県市貝町、石川県津幡町、熊本県小国町について、その後の変化を含めた現地でのヒアリングを行った結果を整理する。

表1-1 調査地と調査対象数一覧

調査実施年	地 域	調査対象
2003年度	栃木県市貝町	26戸（農家20戸、非農家6戸）
2004-5年度	宮城県丸森町	27戸（農家22戸、非農家5戸）
	熊本県小国町	20戸（農家13戸、非農家7戸）
2005-6年度	岩手県奥州市	29戸（農家25戸、非農家4戸）
	石川県津幡町	18戸（農家13戸、非農家5戸）
2006-7年度	秋田県大仙市	207戸（農家170戸、非農家37戸）
	茨城県坂東市	250戸（農家72戸、非農家178戸）
2007-8年度	岡山県総社市 池田地区	30戸（農家22戸、非農家8戸）
	岡山県総社市 三輪地区	50戸（農家41戸、非農家9戸）

### 1. 岩手県奥州市

岩手県南部に位置する奥州市は、2006年に、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町、衣川村の5市町村が合併して誕生した。奥州市の中央を北上川が流れ、北は北上市・西和賀町・金ヶ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東に遠野市・住田町、西は秋田県と隣接する。同市の人口は130,171人と県全体の9.4%を占め、県内第1位の盛岡市に次いで多い(2005年国勢調査)。また、一般世帯数は41,498で増加の傾向を示すが、1世帯当たりの人口は3.14人と減少傾向にあり核家族化が進んでいる。土地利用の状況は、総面積のうち田が17.7%、畠が4.8%、宅地が3.5%、山林が44.1%、と農地の割合が高く、稲作を中心と

した複合型の農業地帯となっている。また、東北自動車道や東北新幹線という高速交通網の利便性が生かされて商業施設や工業団地等が整備されている。

本調査の対象地区は、奥州市の中の江刺区（旧江刺市）の北部にある稻瀬地区である。

### （1）江刺区における担い手形成への取組み

#### 1) 江刺区における集落営農推進の経緯

転作田の虫食い現象、高収益作物への転換の伸び悩み、高齢化による担い手不足を背景に、98年11月に農家の意向調査、集落における話し合いを実施し、モデル集落における営農実践を開始した。2000年ごろから営農組合の設立が進み、岩手県下では初めて集落を基礎とした特定農業法人が誕生するなど、域内で農事組合法人も設立されるようになった。

また、米政策改革大綱のもとでの水田農業構造改革の動きや、農業経営基盤強化促進法の改正による特定農業団体が担い手として位置づけられるなかで、特定農業団体の設立を基本に集落営農の推進を図っている（域内10地区177集落を対象に、米政策改革大綱に基づく水田農業構造改革対策、集落営農について座談会を実施する等）。

##### ① 地域水田協議会における「担い手の明確化」－集落ビジョンの作成－

江刺区水田農業改革方針に基づき、水田農業の担い手は、集落段階での自主的、主体的な話し合いを通じ明確化されたものとされており、具体的には集落ごとに作成する「集落ビジョン」のなかで担い手を明確化している。

##### ② 担い手育成総合支援協議会における「担い手形成アクションプログラム」

岩手県では県独自の「担い手コールオン3（スリー）運動」を展開しており、集落水田農業ビジョンのなかで明確にされた担い手ならびに新しい経営安定対策の加入対象となる担い手を中心に、認定農業者や集落営農組織等の育成を重点的に行っていくこととしている。「担い手コールオン3（スリー）運動」とは、集落ビジョンで明確化された担い手などを訪問して意向を確認し、個別に認定農業者や集落型の経営体へ誘導する運動であり、①担い手の意向把握、②認定農業者の育成、③集落型の経営体の育成の3つを柱としている。

アクションプログラムは、当面5年間の担い手育成・確保に向けた取組み目標を掲げ、その目標達成に向けて単年度ごとの目標を設定し、必要な事業を実施することを定めている。また、岩手県では集落営農育成・確保緊急支援事業（国庫事業）を活用し、県担い手育成総合支援協議会が集落営農推進リーダー273名を設置したほか、県単独事業で23名、県農協中央会の独自事業で120名、合計416名の集落コーディネーターを設置している。

地域によって異なるものの、集落コーディネーターには、農協OBを中心に、普及OBや地域のリーダーなどが任命されており、江刺区でもこれらを活用している。

### ③ 推進体制－ワンフロア化の取組み・江刺農業活性化センター－

江刺農業を守り、発展させるため、①担い手の育成、②農地の集積、③集落営農の推進を江刺区の重点課題として位置づけ、農家の意向を反映しながら多様化、高度化している農家ニーズを的確に応えるとともに認定農業者等の担い手の育成と組織支援、農業生産法人や集落営農等の組織経営体の育成等地域農業の振興及び情報受発信を積極的に推進する先導施設として、江刺農業活性化センターを設置している。そして、市と農協のスタッフ5～6名体制のもとで、認定農業者への支援の仕事やマッピングシステムをすすめている。

#### 2) 江刺区における「担い手」の育成・確保状況<認定農業者数等の推移>

経営安定対策に加入しているのは、認定農業者が49人（個人と法人）、特定農業団体（準じる組織）が61組織であり、その団体の中に認定農業者が約180人入っている（江刺区の認定農業者数は340人）。基盤強化法改正後の04年度には、新たに11団体が特定農業団体として設立された。田原地区と稻瀬地区での特定農業団体の設立が多かった。江刺区では米が中心であり、りんご（園芸）、畜産が少ない。5年後の法人化、ということも踏まえて、現在、集落営農に関するデータを岩手の研究センターで収集し、データ解析を依頼しており、今後のあり方等を含めて検討し、フィードバックするなど、継続的な調査としたいと考えている。

06年度は、次の年に品目横断的経営安定対策が導入されるということで、40団体が一気に設立された。新たな組織の立ち上げは一段落した感がある。その後、市町村特認で2人と3組織が新たに加入している。認定農業者は増加傾向にあるが、そのうち60歳以上が103人おり、彼らがこれから再更新をしていくなかでどうなるか見通しが立たない。

照沢集落（ヒアリング先）のある稻瀬地区では、法人化までは行き着いておらず、経理の一元化で止まっている。見通しとしては今後どうなるかは見えていない。法人化することのメリット感が見えないことも、法人化に踏み切れない理由として大きいように思われるとのこと。集落ビジョンの策定など、集落で話し合うという地盤はできたので、それを維持していくようには進めて行きたいと考えている。

農地・水・環境保全向上政策を同時にやっている集落も多いが、これらの事務や特定農業団体の経理は専門の人がいないと難しい。JAの営農推進課を中心に、農協に経理委託ということを検討している。特定農業団体を集めた組織がないので、作りたい。産地づくり対策等も、新規の団体立ち上げから、団体の維持に向けた交付金の配分等に切り替えなくてはいけないのでないかと考えている。

## （2）照沢営農組合の取組み

照沢営農組合の事業運営に関して、役員を担っている構成員 1 戸(50 代、元県職員)、農業に専従している 50 代男性 1 名、主に 70 代の経営主の父親が営農を行っている構成員 1 戸に対して、ヒアリングを行った。

### 1) 集落の概要

照沢集落は、東北自動車道や東北新幹線の駅も近く、近くには工業団地が形成されており、農家の兼業先も多い。また、りんご等の園芸作物を取り入れている農家は少なく、米を中心とした第Ⅱ種兼業農家が多い構成となっている。

### 2) 営農組合の運営

照沢営農組合が特定農業団体として立ち上げられたのは 04 年度である。もともと中山間地域の直接支払いを受けているなどの素地があったこと、米政策改革がスタートし、担い手経営安定対策に加入するためには経理の一元化、特定農業団体の設立が必要という背景もあった。

構成員は 25 戸。1~2 名の出入りがあったが、それほどは変わっていない。経営主の年齢層は 20-30 代が 4 人、40 代が 6 人、50 代 10 人、60 代 5 人。うち、農業を主としている 6-7 人。営農組合で集落の農地の太宗をカバーしている。役員の構成は、①組合長、②副組合長 (61 歳)、③総務部長 (57 歳)、④経理 (52 歳)、⑤生産部長 (大豆係、麦係)、監事 2 名 (うち 1 名は 55 歳)。その他に機械部もある。役員会は月に 1 回行い、班長を中心 に転作面積の調整等を行っている。役員のほかにも、休みをとったりして、10 人程度はで てきている。経理は会社で事務の経験がある人がやっている。実質的な農作業は、転作作物 (麦・大豆) は共同作業でプール計算であるが、稻作は各農家に再委託する形になっ て いる。経理上は一元化されているが、いわゆる枝番方式であり、実態は個別経営と同じ。役員は出役するが、一般の人は出役をなかなかしない。そのため、主として農業に従事す る構成員に出役が偏ってしまう。転作の作業をしている人は 5-6 人くらい。3-4 名は運転手や県職員をリタイアして農業を専門的にやっている。年齢的には 50-60 代。時給は 1,000 円／1 時間。作業記録を付けており、その労働時間で賃金を支払う。しかし、1 日 8000 円では安い、15,000 円はほしいという声がある。

中山間集落協定をむすんでいることもあり、また農地・水の事務もやっている。農地・水・環境保全向上対策は、稻瀬地区 24 集落で加入。照沢はそのうちのひとつ。二階建て部 分ももらっている。そのため、機械等については、溝掘り機や播種機は中山間の補助で購入し、無料で集落営農に貸与する形をとることもある。07 年度の品目横断の助成金は、緑

ゲタが36万3千円、ナラシで280万円程度。組織化しないと品目横断に加入できないほか、産地づくり交付金の扱い手加算等も受けられないということが組織化にもつながっている。

### 3) 照沢ライク

米は、個々の農家が個別に栽培を行っているが、収穫に関しては、有志4人でコンバイン（5条刈り）を購入し、請負を行う「照沢ライク」を設立している。集落営農の一部としての位置づけであり、4人とも集落営農の役員である。はじめは、営農組合全体に呼びかけたが、なかなか意見が一致しなかったことから、有志4人でのスタートとして今年で3年目になる。4人のうち現在2人は農業のみに従事、2人は兼業である。

照沢ライクの賃金は1200円／1hで計算している（江刺の農作業料金の規定は10aあたりコンバインでは2万1千円）。反あたりでは18,000円。11農家が刈り取りを委託している。

#### ① 米

米代金は60kgあたり12,000円～13,000円。奨励金を入れると15,000円くらいになる。ただし、米の最終精算までには3年ほどかかり、経理の一元化により営農組合を経由して入金されてくるため、何が米代金なのか分かりにくくなっている。

営農組合の構成員でカントリーに出していないのは1戸だけ。出荷は全てJAであり、独自販売はしていない。乾燥機、糲摺り機も持っているので、なるべく自分で作っているものを区別したいとの意向がある。しかし、乾燥機も糲摺り機も古くなってしまっているので、修理しないと使えない状態となっている。新しいものに変えたほうがよいとJAからは言われるが、その投資をするインセンティブには乏しい。

育苗は個人で作っている人、農協に頼む人、その他の外部に頼む人など様々なようである。耕起、田植えも個別でやっている。照沢ライクでは、自分たちでハウスを作り育苗を行うことも検討している。

ほとんどを「金札米」として出している。金札米の栽培となってから長く経過していることもあり、収量としては慣行栽培とも大きくは変わらないのではないか。

#### ② 転作麦・大豆

今年は7町歩の大豆、4町歩の麦を転作作物として栽培している。部落で12人が出役。兼業の人がほとんどである。麦は7人。転作割り当ては個々の農家に与えられており、どこを転作するのかは各農家が決める。また、多くの農家が転作を山の方の土地でやっているので、収量があがらない（下の土地で栽培したほうが収量があがる）。大豆の収量は、組

合平均が 93kg (市の平均は 180 kg)。麦はお金にならず、収量も低い。精算に 3 年かかるという問題もある。しかし、反収が増加傾向にあり、来年は高度営農加算 (産地づくり交付金) がもらえるのではないか。大豆の精算は約 2 年。去年まではナンブシロメを栽培していたが、今年からはリュウホウを導入する予定。リュウホウは粒がナンブシロメより大きい。ただし、200~300 円安い。

兼業農家が中心となるため、どうしても作業が土日に集中する。そのため、雨でも無理して作業せざるを得なくなり、出来が悪くなる、収量がとれない、ということになる。共同作業としてやるのであれば、転作田をまとめるべきであり、出役も構成員みんなで行うべきとの考えもある。

(小針美和)

## 2. 宮城県丸森町

丸森町は宮城県の最南端に位置し、福島県に接している。阿武隈山系のもとにあり、豊かな自然に恵まれ、町の中心を阿武隈川が流れる。仙台市から約 40km、車で 1 時間程度の距離である。同町北側に角田市があり、同町農家の兼業先となる工場が少なくない。仙台市と福島市を結ぶ阿武隈急行が通り、福島市にも 1 時間で行ける。

丸森町は、仙台市と福島市の中間にあって交通の便は悪くないものの、山林の多い典型的な中山間地域である (林野率 70.3%)。現在の人口は 18,000 人で、そのうち 65 歳以上の割合が 28.9% (2000 年) と全国平均を大きく上回っており、高齢化が進行している。町内には、小学校 8 校、中学校 5 校、高校 1 校があるが、少子化のなかで統合の話も出ている。

町の製造業出荷額は 327 億円、商品販売額は 73 億円であり (2000 年)、農業の産出額は 53.2 億円である (01 年)。農業産出額は 90 年には 84.6 億円あつたが、その後の 10 年間で約 4 割減少した。農業産出額の内訳は、米 14.5 億円、乳用牛 (酪農) 12.8 億円、ブロイラー 6.1 億円、肉用牛 3.7 億円、野菜 3.7 億円となっている。かつて同町では養蚕が盛んであったが、これも衰退し、一時盛んであった畜産や野菜の生産額も大きく減少している。また、農家戸数、農業就業人日の減少が続いている。2000 年の農家戸数は 2,333 戸で、20 年前に比べ 26% 減少している。

同町の財政規模 (歳出額) は 78 億円であり、歳入は地方交付税に多く依存している。角田市との合併の話が進められてきたが、住民投票で反対が多く、合併はしないことになった。丸森町の農協は合併してみやぎ仙南農協となり、町内には現在 5 支店あるが、購買店舗は削減されてきた。

### （1）前回アンケート調査結果の概況

2004年12月に町内の1集落を選定し、集落内の全世帯27戸に対しアンケートを実施した（農家23戸、非農家4戸）。対象集落は町内でも山間部に位置しており、水田も傾斜地に棚田として分散するなど稻作経営には厳しい環境であった。また、集落内世帯の世帯員に占める60歳以上割合は約4割と高齢化も進んでいた。

アンケート結果によれば回答農家の平均経営面積は1.25ha（回答21戸）で、うち稻作農家の平均作付面積は0.56haと町内平均を下回っている（回答18戸）。また、回答農家における農業機械の所有状況は、乗用型トラクターで7割（15戸）、田植機で6割（13戸）と、小規模経営にもかかわらず個別農家で農機を保有する傾向が強かった。

次に、稻作関連のアンケート結果をみると、「稻作の採算性」については、「助成金を含めても赤字である」と回答した稻作農家が18戸中10戸と5割を超え、「10年後の稻作経営」についても18戸中「規模拡大」の回答がゼロの一方で、「一部委託」6戸、「全作業委託」1戸、「やめている」4戸と経営縮小を志向する回答が過半を占めた。さらに「集落営農の可能性」についても、農家23戸のうち約半数の9戸が「困難」と回答していた。このようにアンケート回答は、いずれも集落内での稻作経営の厳しさを窺わせるものであった。

### （2）稻作および品目横断的経営安定対策の概要

町内面積の約7割を山林が占めるという地勢条件から稻作の規模拡大は難しく、稻作農家（1,569戸）の1戸当たり平均田面積は0.68haと小さい（2005年農林業センサス）。また、水田整備率も39%と県平均63%を下回る。2007年度の品目横断的経営安定対策には24経営体が加入したが（個別経営23、法人1）、それらの作付面積は115ha（うち大豆18ha）と、町内稻作作付面積に対する割合は約1割に留まった（県内の平均は31%、丸森町の水稻作付面積は1,140ha）。08年度については、市町村特認もあり経営安定対策の参加者は増えるとみられるが、面積の大幅積み増しは見込めない状況である。

加入割合が低い背景としては、元来、条件の良い平地水田や大豆・麦生産が少ないことがまずあげられるが、政策変更が度々行われ農家が様子見をしていることと、米価の継続的な下落による将来不安等の要因もあると考えられる。また、集落営農への取り組みについても、集落の合意は容易ではなく、対策への参加を呼びかける農協等も対応に苦慮している。

### （3）今回のヒアリング結果

今回は、2004年度調査に協力していただいた2戸の農家に訪問し聞き取り調査を行った（2008年5月）。対象は80代と50代の男性で、集落内では大規模といえる約1haの水田

経営を行っている。

まず、集落内の稻作について確認すると、前回調査農家のうち稻作を辞めたのは1戸だけで、残りは稻作を続いているとの回答であった。また、集落作業の出役についても、出不足金が徴収されることもあって高齢者も参加しており、将来的にはともかく、現状では問題ないということである。

次に、経営安定対策に係る集落営農の取り組みについては、いずれも当該集落では取り組めないという否定的な回答であった。理由としては、①集落内の水田が谷ごとに分散しており、作業の効率化が望めないこと（水田間の移動短縮は「ヘリコプターでトラクターを運ばないと無理」や「ふもとから山の頂上まで、谷筋の田を全部合わせても4haしかないので集団化は難しい」との意見があった）、②区画整理がされていないため大型機械での作業が困難なこと（「区画整理を行うことは、農業環境が厳しく先が見えないなかで、今後何十年も借金を抱えることを意味し考えられない」、「20馬力のトラクターしか入らない田んぼを集めても効率化は困難」という意見があった）、③山間地域の急傾斜地の作業は危険を伴うこと（他人を危険な目に遭わせられない）、④圃場の性格が1枚1枚異なり、長年作ってきた人でないと管理が難しいこと、⑤集落営農をしても現在の米価水準では採算が合わないこと、⑥大豆、麦に関する団地化は難しく、かつ湿田のため栽培が難しいこと等が挙げられた。なお、転作地の作付けについては、80代の男性は、他用途米の一部作付けを除き休耕にしており、50代の男性は遊ばせておくのももったいないので、花（カラー〈オランダ海芋〉）を栽培している。

山間地では、麦大豆の栽培が難しいことに加え、野菜も平場との品質競争には勝てず、採算は合わないということである。なお、50代の男性は、米価下落の影響を緩和するため椎茸に力をいれ、それによって収入の減少をカバーしている。椎茸は地元の市場（直接出荷）やJAを通じ販売し、地元の給食にも使用されている。

また、今後の集落内の稻作についての見方は、いずれの農家も悲観的であった。とくに、米価下落への懸念は強まっており、80代の男性は、50代の息子が定年になったら稻作をやりたいというが、自分は現在の農機が故障すれば買替えをしないとしている。さらに、50代の男性からは、現行制度では、山間地の水田は山に還っても良いということで、行政も仕方がないという考えではないかという。実際にこの地域では昨年土石流が発生し、水田の一部が崩落する被害が出た（訪問の際にも谷筋の小川に倒木が多数放置されていた）。崩落した水田は傾斜地にあり、補助金が出ないにもかかわらず、所有者の85歳の農業者がユンボを使って自力で復旧した。

また、この集落では、新しい中山間地域等直接支払制度が、農用地の維持管理が草刈りだけではなく耕起まで必要になったため、加入を見送った。狭く傾斜がきついという圃場条件に加え、高齢化が進んで5年間の農用地の維持管理は不確定な部分が大きいということである。

とであろう。なお、丸森町全体で中山間地等直接支払への加入は、04年度（旧制度の最終年次）には41集落1団体あったが、新制度となった05年度には26集落1団体に減少している。

#### （4）今後の見通し

米価の継続的下落により稻作経営は全国的に非常に厳しいが、山間傾斜地にある対象集落の営農条件はさらに厳しく、採算には遠く及ばない状況である。また、経営安定対策についても、実状を考えると制度に乗ることが難しい。そのため、自力で水田を復旧するような農地保全意識の高い現在の農業者がいなくなれば、集落内の稻作継続は困難になろう。高齢農業者は自分の代で農地を荒らしてはいけないというある種の使命感で営農を継続しているとみられるが、次世代にそれを期待するのは無理がある。

その場合、貸借による流動化や集落営農による受け皿つくりも困難なため、集落内の水田は耕作放棄に向う可能性が高いであろう。そして、そのことは治山・治水、環境保全、農村景観等農業の多面的機能からみて大きな影響が生ずることになる。例えば、農業用水の管理に問題が出れば、土石流被害が実際にあったように治山・治水面での影響が懸念されよう。

このような状況を考慮すれば、丸森町のような地域に対しては、稻作農業を通じての施策には限界があり、むしろ中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策等多面的機能を維持するための施策の充実が必要になるとみられる。しかしながら、現行制度は、今回みたように制約があまりに多いため、対象集落も加入を見送っている。現役農家が離脱しこれら地域の営農活動の継続が困難になる前に、これら施策の見直しも含め多面的機能を維持するための施策強化と、その施策を本来最も必要とする地域が利用できるような対応が求められよう。

（内田多喜生）

### 3. 栃木県市貝町

市貝町は、栃木県宇都宮市から東方約24kmに位置し、東に茂木町、西に芳賀町、南に真岡市と益子町、北に烏山町と南那須町の6町に隣接する東西9.9km、南北15.6kmの長方形の形をした町である。同町は緑豊かな田園地帯の中に入り、昔から農業を主産業とした純農村地帯であるが、現在では工業団地も誘致され、農・商・工の産業間の調和がとれた町づくりが模索されている。

## (1) 町役場ヒアリング

市貝町の水田は 1,630ha、このうち減反面積が 4 割である。同町の農業生産額の第一位は酪農（16 戸）、第二位が肉牛（4 戸）である。酪農のうち 1 つは、大規模な企業経営（J E T ファーム）であり、1 社で 6000 頭を飼育している。同町の農家 1,099 戸のうち、新しい経営安定対策の対象となったのは 47 戸のみであり、その対象作物は米 208ha、麦 164ha、大豆 17ha である。同対策の対象は、初年度（07 年度）4ha 以上でスタートしたが、08 年度は市町村特認によりそれ以下でも対象としたものの、それでも 9 戸が増えただけである。なお、水田の売買実績は、町にも農業委員会にも数値が上がってきていませんという。

同町の認定農業者は 111 人であり、集落営農は圃場整備の関係で 1 集落において立ち上げの話がある。また、20ha の水稻を行なっている農事組合法人が 1 つある。なお、役場では、町内の全ての農家を対象に、将来の農業経営の見通しについてアンケート調査を行う予定にしている。

## (2) はがの農協ヒアリング

市貝町を事業区域の一部とする「はがの農協」管内の基幹作物は、イチゴ、ナス、トマト、米、梨で、その中でもイチゴが中心になっている。管内の水田は 6300ha であるが、そのうち麦が 1,700ha、大豆が 800ha である。管内の米生産は 45 万俵であるが、うち農協の取扱いは 55% である。農協の販売事業の取扱高は 230 億円で、うち米・麦・大豆で約 60 億円（26%）である。

農協管内の稻作は、個人経営中心であり、集落営農は 15 組織である。その集落営農は真岡市が中心で、1 組織当たり 4 戸から 60 戸までと大小様々である。真岡市で集落営農が多いのは、担い手不足が原因である。

また、管内の認定農業者数 1,260 人のうち、水稻が 613 人で、このうち最大の経営が 50ha である。経営安定対策の対象要件は、市町村特認によって「面積限度」がなくなった。しかし、中山間地域を中心に作業の受手がいない状況であり、経営安定対策の面積カバー率は 20% のみで、目標の達成が難しい状況にある。613 戸の稻作の認定農家の平均年齢は 60 歳であるが、このうち半分に後継者がいない。園芸農家には U ターンが増えているが、稻作は若い人が少ない。水稻農家は自分の経営で手いっぱいであり、他の農家のことで面倒みきれない状況にあるという。そのため、近年、農協の種苗センターの取扱量が増えている。

はがの農協には営農指導員が 20 名おり、うち 12 名は経済事業の渉外を兼ねた相談業務を行っており、残り 8 名はイチゴの技術指導を行なっている。また、同農協の各地区セン

ターに 30 名の営農相談員がいる。また、農協管内の真岡市には、職員 30~40 名を擁する県農業改良普及センターがある。

### (3) 農家ヒアリング

市貝町を流れる小貝川の土地改良事業では、来年度から事業が開始される。5 年間で 30ha、10 年間で 170ha を予定。土地改良事業を実施するにあたって、農地を集積することが要件になっており、6 名が主体となって集落の農業を担っていくことにしている。

新しい経営安定対策の導入によって、集落内の麦の作付面積はすべてなくなつた。また、土地改良事業の実施に伴つて農業をやめる農家が出てきており、農地の売買が多くなつてゐる（農地価格は 1 反 80 万円ほど）。家の後継ぎは農業から離れており、土地改良事業を機に離農しようとする動きがあり、一方で農地を購入している人もいる。なお、各農家が所有農地の 2.3% を「道の駅」建設用地として提供するという特別減歩により、土地改良事業の自己負担はゼロである。

集落営農の話はなかなか進まない。他の地域の事例を見ても、最初は補助金が出るため集落営農を立ちあげるが、補助金が出なくなると続かない。また、収益の配分を巡つてもめている例もある。現在、集落には 40ha の農地があるが、まもなく農家数は 10 戸以下になるであろうし、将来的には 2~3 戸の農家で 40ha の農地を耕していくことになろう。

（清水徹朗）

## 4. 石川県津幡町

石川県のほぼ中央に位置する津幡町は、古くから加賀、能登、越中の三国を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。同町は、金沢市から北陸本線および七尾線で約 10 分、車で約 20 分、北陸自動車道金沢東インター、森本インターから 10 分足らずの距離にあり、金沢市への通勤圏となっている。同町の面積は 110.44 平方キロメートルで、東部に低い丘陵性山地が連なり谷間の土地が枝状に発達、西部には幅 2~3 キロメートルの平坦地が広がつて県内最大の河北潟に続いている。また、富山県境には木曾義仲の源平俱利伽羅合戦の舞台となつた俱利伽羅峠がある。

2000 年の国勢調査で町の人口は約 36,000 人であり、平成に入って増加傾向が加速し、現在、人口増加数・率ともに県内で最高水準にある。

## （1）津幡町における集落営農への取り組み

津幡町では、町特認の面積要件（集落営農）として8haを設定し、またそれ以下であっても集落の農地の3分の2を集積すれば認めるとの方針で集落営農の組織化を推進しており、07年7月現在で8つの集落営農組織が形成されている（うち特定農業法人が1組織）。作付面積の合計は125haで、1組織当たりの平均は15.6haである。ただし、こうした町の推進にもかかわらず、現時点での集積率（全作付面積に対する集落営農組織の作付面積）は9%で、町の目標とする水準の2割程度にとどまっている。

同町における集落営農組織化の難しさには、大豆、麦の生産が極めて僅少であり、集落営農を組織することの直接的なメリットが小さいこともあるが、リーダーとなる人材の不足、中山間地における作業効率化の難しさといった点も大きく影響している。高齢化により水田の維持・管理自体が難しくなりつつあり、多くの農家が集団化の必要性を認識しつつも、なかなかそれが進まないというのが現状である。

こうしたなか、農協に対し維持・管理の難しくなった農地の管理・作業委託を期待する声も強まっている。しかし、こうしたケースは作業条件の厳しい農地に集中する可能性もあり、農協では、その必要性を認識しつつも、経営的な難しさとの間で対応に苦慮している。

現在形成されている8つの集落営農組織は、いずれも基盤整備事業、機械の共同利用等により従来から共同規約を有していたケースであり、集団化のための一定の基盤を有していたものといえる。集団化の目的は、全体としては高齢化による水田維持の困難化、農業機械更新の負担軽減といった防衛的意味合いが強いが、一部には積極的な事業展開を行っているケースも見られる。ある集落営農組織では、元農業高校の先生がリーダー役となり、協業化・協同販売を実施し、ハウスを利用した野菜の生産・販売にも取り組んでいる。こうした取り組みには女性の力が大きく寄与しており、また若者の参画も見られるとのことであった。

## （2）前回アンケート調査結果の概要

今回の調査においては、前回調査でアンケートを実施したA集落を訪問し、その後の状況等についてヒアリングを行った。まず、3年前の調査時点の状況を概観しておくと、以下のとおりである。

① 同集落は中山間地域に属し、農家戸数は13戸。基盤整備は行われているものの圃場は一反区画である。全ての農家の保有面積は0.5~1.5haであり、大規模な経営体は存在しない。全ての農家が一定の農機を有し、ほとんどの農家は自家労働で稲作を行っている。

② 水田が大半を占め、麦、大豆等の転作作物は作っていない。稲作の採算性については、「助成金を含めれば赤字でない」とする農家が7戸と過半であったが、助成金を含めても

赤字、とする農家も3戸存在する。

③ 世帯員の平均は3.5人、60歳以上の割合が41.4%と高齢化が進んでいる。「家の後継ぎがいる」とする農家は9戸（必ずしも「農業」の後継ぎを意味するものではない）で、うち7人は現在も同居している。

④ 稲作の将来について、10年後の状態を想定すると、「規模拡大」を指向する農家はなく、「自家労働で現状維持」が可能とする農家も2戸にとどまる。一方で「やめている」とする農家が5戸あり、その他農家も一部、または全部の作業委託が必要としている。

⑤ 集落営農の可能性については、「進める必要があり可能」とする農家が5戸、「助成金がでれば可能」とする農家が4戸と、総じて前向きであったが、一方で困難とする農家も4戸存在した。行政、JAの支援のもと話し合いが進められ、一定の合意が形成されつつある状況であった。

### （3）今回のヒアリング

今回の訪問時においては、集落の5戸の農家に集合いただき、座談会形式により最近の状況についてのヒアリングを行った。上記のとおり、3年前の調査時点においては集落営農組織化に向けて合意が形成されつつある段階にあったが、同集落においては、現在に至るまで集落営農組織は形成されていない。その背景としては以下のような点が指摘されていた。

#### ① リーダーとして積極的に集落営農を組織化していく人材の欠如

前記のとおり、同集落は中小規模の農家のみで構成されており、積極的に規模拡大を指向する農家は存在しない。リーダー不在の問題は前回調査時にも指摘されていた課題であったが、依然解決されてはいない。JA、役場等に勤務している人材に、こうした取りまとめ機能を期待する声も強い。

#### ② 集団化していくことの積極的なメリットの乏しさ

麦、大豆の作付けがほとんど無い状況で、加入の積極的メリットに乏しいことに加え、中山間地の分散した圃場では集約することの効率化がほとんど期待できない。一定の効果を得るために水管理のためのパイプラインが必要であり、補助を申請しているが認可がおりていない状況にある。

一方、その後の米価下落、肥料価格上昇等を反映し、稲作経営に関する認識は前回調査時に比してもさらに厳しさを増しており、この状態では水田を維持していくことすら難しくなっているとの声が強い。「苦労して作ってきた田をなんとか維持していきたい」との思いは強いが、「現状の採算性では意欲を持って経営に取り組むことは不可能」であり、「若

い世代は、田に対する愛着心もほとんど無い」。「以前は会社のボーナスで農機を購入していたが、今後はこうしたことも難しく、機械の更新時期が今後どうするかを決めるタイミング」といった、単独での経営維持の難しさを訴える意見が多く聞かれた。

こうした困難な状況に対処するため、同集落の一部では、有志数人が組合を組織し、中山間地直接支払いを受けて耕作放棄地の管理を行うといったケースも見られる。また、JAが主導して農薬の空中散布を共同して行うといった取り組みも行われている。今後の本格的な集落営農組織の形成に向けては、こうした地道な共同作業の積み重ねが重要な意味を持つものと思われる。

また、中山間地においては、寒暖の差が大きく豊富な水に恵まれ良質な米が生産できることから、差別化した販売ができないかとの意見も聞かれた。こうした販売面での共同化・差別化といったことが可能であれば組織化に向けての大きなインセンティブにもなりうるであろう。

(原弘平)

## 5. 熊本県小国町

阿蘇の外輪山の外側に位置する小国町は、熊本県の最北端にあり大分県と接し、山林が78.2%を占める林業の盛んな町である。日田市(大分県)から約30kmであり、また博多(福岡市)にも高速バスで約3時間、熊本市内には2時間半の距離にある。人口は8,700人で、うち65歳以上の割合が28.9%と高い(2000年)。町内には、小学校6校、中学校1校、高校1校あるが、少子化で生徒数が減少し、近々、統合が予定されている。

小国町の農協は合併して阿蘇農協(本所:阿蘇市)となり、小国町には小国郷営農センターと支所が各1か所ある。

小国町は、町長のリーダーシップのもと活性化のための努力をしており、本造の体育館小国ドームなどのユニークな建造物やグリーンツーリズムの活動などで全国的に有名である。町の財政規模は56億円であり、地方交付税への依存度が高い。隣接する南小国町(人口4.7千人)との合併構想が検討されたが、南小国町の住民投票で否決された。

かつて町の中核産業の林業が、国産材需要の低迷から林業の生産額が大きく落ち込んでいる。農業産出額は28.3億円で、うち野菜(ダイコン、ホウレンソウ等)が11.8億円と最大で、酪農が5.8億円、肉用牛が5.5億円、米が4.5億円である(2001年)。酪農経営では、地域全般にジャージー牛が導入され、乳製品の差別化商品を販売している。米は品質のよい米が生産できるが収量は少ない。また、棚田が多く、町の農地面積の6割が中山間地域等直接支払の対象になっている。農家戸数は854戸(2000年)で、20年前に比べ27%減少している。

## （1）小国町役場

米農家は 111 戸。米専業の認定農業者は 1 戸、米+野菜、米+特用林産（シイタケ）が中心である。米農家で一番大きいのは 6ha+作業受託、次が 3.9ha、3.7ha の順である。米の後継者はいないが、利用権設定が加速している。受け手は町内の専業農家であるが、委託も作業期間が集中しており、うまく受託がこなせない状況がある。機械が入らない条件の悪いところを中心に休耕地が増えた。しかし、農地を手放すことはまれである（自家消費用、先祖の農地を守る意識等）。

国の転作、品目横断は中山間地の小国町に合わない政策である。狭い農地で収益をあげられる作物が見つけられない。米、畜産、園芸の複合経営でやっていくしかない。転作作物でほうれん草、飼料作物、キュウリ、特用林産物（シイタケ等）を生産しており、転作率は 42% であり、生産調整が強化された場合、どのように配分するかが問題である。産作り交付金は、利用権設定も対象にしており、1 万円/反。単収は低く、460～480kg/ha。しかし、減反の基準となる単収は高めで 500kg 位である。

小国の米の品質はいい。JAも売る自信がある。しかし、農家は「自分で売る」方向を強めており、懸念される。大分の JA 大山に出している米は人気がある。野菜はこれからであり、大山農協の直売所は集客力がある。

畜産は、酪農 19 戸、繁殖 44 戸、肥育 5 戸、一貫 3 戸、養豚 4 戸。酪農ジャージー牛は全国的にも産地が少なく、ブランド化できている。ジャージーは飼料消費も乳量も少ない。管理が難しいため放牧はやってない。加工（ヨーグルト、アイスクリームなど）は JA の施設を利用している。主婦のグループがミルクジャムやミルクカリントウを生産する事例もある。ジャージーの加工品の幅は広がっている。また、自給飼料を増やす努力をしている。

小学校現在 6 校が来年には 1 校に統合される。雇用機会は、大津町（ホンダの工場）、日田市など。

## （2）JA阿蘇本所

### 1) 管内の状況

合併時は 140 億円であったが、現在は約 100 億円であり、米は 50 億円から現在は 20 億円を切る状態にある。

管内耕地は約 1 万 ha であり、40% が転作で、米の作付面積は 5500～6000ha である。管内は 3 地域に区分（小国、中部、南部）でき、中部は平坦地であるが、小国は中山間である。中部が管内米生産量の 6 割を占める。単収は 520kg (8.5 倍位) で、近年、天候不順で単収は落込んでいる。昨年の作況は 96 だったが、数量は例年の 82% だった。管内の 1 等米比

率は92%で、県平均の32%を大きく上回る。70%がコシヒカリで、山の米で品質がよく、コシは全国で2、3目の水準である。ヒトメボレとアキゲシキが約20%で、小国町はアキゲシキが中心。管内米収穫量40万俵のうち、JA集荷量は30万俵(農家からの委託数量)。JAの集荷率は落ちてきている。残り10万俵はJA外の流通(自家保有、大型農家、合鴨米など)である。

販売の65~70%がコシヒカリで、そのうち特栽米(県の基準:農薬、化学肥料を50%以上削減)の比率が70%くらいであり、特栽米の加算金は500円/俵である。JAの販売は全農、経済連絡会であり直売はほとんどない。小国管内の米は大分・大山農協に行っている。小国は合併前、玄米直売をやっていたが、合併後は止めた。

## 2) 農業経営の変化、状況

### ① 4年前との変化

基本的な状況は、4年前と大きく変わらないが、高齢化が進み、大型農家への委託が進行した。

### ② 集落営農組織

管内で66組織ある。地域別に見ると、①小国は米の地域であるが、集落組織はない。②中部は米、麦、大豆の地域であり、集落営農組織はほとんどの集落で出来ており、59組織ある。③南部も米、麦、大豆の地域であるが、集落営農組織は7組織のみである。

地域の集落営農をサポートするため、JAの各営農センターから1名、地域の「水田協議会」に出向し、また、各集落営農組織に職員が各1名張り付けている態勢をとっている。品目横断対応では、支払いサイトの延長、融資等を実施。集落営農組織の「法人化」は今後の課題である。20年度中に法人化予定は3つのみ。「経理の一元化」は建前で、各農家の勘定を集めただけが実情である。

農家は、農地・機械の共有、共通管理には抵抗がある。

### ③ 園芸

JAが旗を振っても農家が付いてくる元気がない。高齢化で作付けが減少し、資材価格も急騰しており、自然減・投資減の悪循環になっている。アスパラはやや例外(永年性作物で労力が余りかからない)。トマトの値段は関西と九州で差がないし、輸送コストの上昇から関西出荷を止めようかと思っている。関東はメリットがない。末端価格の上昇に生産者は恩恵が及んでおらず、卸が儲けているのではないかとの意見があった。

### ④ 畜産

エサ高騰で畜産は厳しい。特に、肥育が厳しい。1頭当たり10~15万円の赤字が出ている。

繁殖は粗飼料を地域で供給できることと基金があるのでまだいい。酪農（ジャージー牛）はJAで価格設定しており、加工しスーパー等に販売。肥育に比べると良い。

**(追記)**

\* 最新調査地の大仙市・坂東市については、前年の調査レポート（『総研レポート：稲作を中心とした集落調査報告書—対象地域：秋田県大仙市・茨城県坂東市—』農林中金総合研究所、2005年5月）に詳しい。また、今年度調査の岡山県総社市については、第2編で詳述する。

## 第2編 稲作を中心とした地域農業の担い手

### 1. 総社市の集落調査結果 一アンケート調査を中心に一

#### （1）アンケート調査地の概要

総社市は岡山県の南部に位置し、東は岡山市に南は倉敷市に隣接している。その中で、調査対象となった池田地区は総社市の北端に、また三輪地区は南端にそれぞれ位置する都市近郊農業地帯である。岡山市と倉敷市の2市には県内人口の約2分の1が集中し、鉄道や高速道路網も整備されているため、兼業農家の数が多い。池田地区と三輪地区の両地区を比べると、平坦な水田の広がる三輪地区に対し、池田地区は中山間の川沿いの両側に水田がわずかに細長く伸びた地形にある。なお両地区の調査対象となった2つの営農組合は、いずれも岡山西農協の管内にある。

総社市の営農組合は、ほとんどが圃場整備事業とセットで組織化されている。つまり、圃場整備事業実施を条件として、実施地域の農地を守ることを前提に、「営農組合」ないし「認定農業者」のいずれかの形態が選択され、その実施主体が整備圃場を維持し、さらに減反を達成する、という約束の下に圃場整備事業を実施したものである。なお、営農組合ができた後に自分でやりたいという人が出て結果として同組織が崩壊したところもあるが、一旦、崩壊したところでも、「営農組織の必要性がこれから高まることが十分予測できる」（総社市担当者）という状況が生まれつつある。

そうしたなかにあって、今回の調査では、麦、大豆が中心で稲作が少ない「三輪地区営農推進組合」と、稲作の比率が高い「池田中央営農組合」の2つの営農組織を選定した。

#### 1) 池田中央営農組合

1996（平成8）年に設立された「池田中央営農組合（以下、池田地区営農組合）」は、当初から大型農機を導入し、また2006年には品目横断経営安定対策の関係から集落営農組織へと移行している。ただし、大型機械も老朽化が進み、順次更新期を迎えてそれに要する投資負担も少なくない、という状況にある。なお、同組合の収支総額は約2100万円で、繰越金が300～500万円程度である。

池田地区は、大字単位で80戸、同組合の事業対象の小字単位で30戸がある。池田中央営農組合のコアとなっているのはこの小字の中の19戸からなる集落であり、そのうち15戸の農家が組合員となっている（非組合員4戸）。この池田地区の営農組合は、常時、オペレーターが3～4人と作業要員5～6人が出役し、小麦と大豆の集団栽培に当たっている。

営農組合の経営受託は、作業受託が12.54ha、全面受託が6.76haであり、その内訳は下

表の通りである。なお、2007年度から営農組合の経営基盤強化を目的に、集団栽培の営農受託料を、現行の10a当り5,000円から10,000円に引き上げている。

表2-1 池田中央営農組合の経営受託(2007年度)

			(ha)
作業受託	春作業	苗幹旋	5.04
		耕耘	0.20
		代播き	2.30
		田植え	3.00
	秋作業	稻刈	2.00
	延べ作業面積		12.54
全面受託	水稻		6.76
集団栽培	小麦		9.56
	大豆		9.56

## 2) 三輪地区営農組合

三輪地区では、全国数カ所で実施されたモデル事業の「高度利用集積圃場整備事業」を利用して1986年に1haの大区画圃場整備を実施し、2カ年で事業を完了した。大区画水田に大型機械導入の必要性が高まり、機械の共同利用と転作の集団栽培に取り組むため、1987(昭和62)年に、集落の全農家50戸が参加して「三輪地区営農推進組合(以下、三輪地区営農組合)」が組織された。なお、同組合の収支総額は4500~5000万円で、繰越金が100万円程度である。

三輪地区は120戸からなる大字集落であり、農家戸数が54戸(うち専業・酪農1戸)、耕地面積が34ha(水田33ha、畑1ha)、1戸当たり水田面積が約61aである。このうち農地を持つ農家50戸が三輪地区営農組合を組織したが、その組合員は43人である(非組合員7戸)。三輪地区の営農組合のオペレーターは、平均出役人数が9人で、麦と大豆、それに若干の水稻(約3ha)を栽培している。以前は、麦や大豆と水稻のブロックローテーションを行っていたが、水稻が日当を出せないほどに採算が合わなくなつたため、水稻を大幅に縮小し、現在はその水田で大豆と麦の生産に集中している。その大豆は白大豆(トヨシロメ)が中心であり、一部は農協を通じ加工業者に出荷されている。

同組合では、個人による機械の更新や導入は行わないで、組合が大型高能率機械を導入するという農業機械利用についての申し合わせがある。これによって、できるだけ作業受託料金を低く設定し、多くの農家が利用できるようにしている。

## (2) アンケート調査の方法と回収結果

今回のアンケート調査は、上記 2 地区の営農組合が存在する 2 地区において、主として組合員を中心に、同集落の非農家を含めて実施した。

本調査は営農組合の組合員とその周辺非農家を対象とし、調査票の配布は各組合役員に依頼した。また、ヒアリング調査は、回答のあった各集落の農家・非農家の中から抽出した池田地区の 8 戸（農 6 戸、非 2 戸）、三輪地区の 6 戸（農 5 戸、非 1 戸）、合計 14 戸（農 11 戸、非 3 戸）に対して個別に実施した。

調査の手順は、2008 年 5～6 月に調査地選定、6 月に予備調査（現地訪問による予備的ヒアリングと打合せ）、7 月にアンケート票の配付と回収、8～9 月に現地ヒアリング、10 月に 2 地区営農組合役員および総社市担当者とのアンケート集計結果の現地確認というスケジュールで進めた。

調査地 2 地区のアンケート回収総数は 80 戸（回収率 76.2%）で、その内訳は、農家が 63 戸（78.8%）、非農家が 17 戸（21.2%）と、農家が約 8 割を占めている。

なお、農家・非農家の分類は、「販売目的の農産物生産の有無」をもとにした回答者の自己判断に基づいている。

表2-2 総社市アンケート調査回収結果表

地区	配付	回収	回収率	農家	非農家
池田地区	44	30	68.2	22	8
三輪地区	61	50	82.0	41	9
合計	105	80	76.2	63	17

以下の調査結果は、現地ヒアリングを交え、アンケート調査を中心にまとめたものである。

なお、アンケート結果は、「未回答」ないし「不明」を除いたものであり、特に「複数回答」と断らない限り、単一の回答である。

また、非農家については、回収数が少ないこともあって、両地区を合わせて集計している。

### (3) アンケートの調査結果

#### 1) 回答者の年齢

アンケート回答者（農家）の6割強が65歳以上と比較的高齢であり、地区別では三輪地区に比べ、池田地区の方がやや若い。

非農家については、65歳以上が43.8%であるが、60歳以上は6割強であり、50歳未満は3.3%のみである。

表2-3 アンケート回答者の年齢

(年齢)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
50歳未満	2	3.3	2	10.0	0	0.0
50～54	6	10.0	2	10.0	4	10.0
55～59	6	10.0	2	10.0	4	10.0
60～64	7	11.7	3	15.0	4	10.0
65～69	16	26.7	6	30.0	10	25.0
70歳以上	23	38.3	5	25.0	18	45.0
計	60	100.0	20	100.0	40	100.0

表2-4 非農家の回答者年齢

(歳)	戸数	%
40～44	3	18.8
45～49	1	6.3
50～54	0	0.0
55～59	2	12.5
60～64	3	18.8
65以上	7	43.8
計	16	100.0

#### 2) 家族の状況（農家）

同居する家族（子供と子供の配偶者）については、池田地区が「4～7人」71.4%、三輪地区が「2～5人」71%と、三輪地区に比べると池田地区の同居家族がやや多い。これに対し、非農家の同居家族の数は全般に少ない。

表2-5 同居家族の人数

(複数回答)

(人)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0~1	5	8.5	2	9.5	3	7.9
2~3	19	32.2	3	14.3	16	42.1
4~5	21	35.6	10	47.6	11	28.9
6~7	12	20.3	5	23.8	7	18.4
8以上	2	3.4	1	4.8	1	2.6
計	59	100.0	21	100.0	38	100.0

その同居家族の属性は、両地区とも「配偶者」と「子供」との同居が多い中で、池田地区では「父・母」との同居がやや多く、三輪地区では「子供の配偶者」や「孫」との同居が多い。全般に、池田地区は回答者夫婦および父母と子供の三世代同居が、三輪地区は回答者夫婦と子供夫婦および孫との同居が多く見られ、同じ三世代同居でも、世帯年齢は池田のほうが相対的に若い。このことは、同居子供数「1人」が池田 52.9%、三輪 71.4%に対し、「2人」が池田 35.3%、三輪地区 19%と同居している子供の数からも裏付けられる。

表2-6 同居家族の属性

(複数回答)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
配偶者	45	83.3	15	75.0	30	88.2
父	3	5.6	2	10.0	1	2.9
母	9	16.7	0	0.0	9	26.5
祖父	7	13.0	7	35.0	0	0.0
祖母	1	1.9	1	5.0	0	0.0
子供	39	72.2	17	85.0	22	64.7
子供の配偶者	16	29.6	4	20.0	12	35.3
孫	16	29.6	5	25.0	11	32.4
その他	3	5.6	1	5.0	2	5.9
計	54	100.0	20	100.0	34	100.0

表2-7 子供の人数

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1人	24	63.2	9	52.9	15	71.4
2人	10	26.3	6	35.3	4	19.0
3人以上	4	10.5	2	11.8	2	9.5
計	38	100.0	17	100.0	21	100.0

### 3) 農地の利用状況

#### ① 水田所有面積

水田の所有面積は、池田地区が「50a 未満」（「0～29 a」と「30～49 a」）が 85.7%で、三輪地区は「50a 未満」が 47.4%、「50～80a 未満」が 34.2%となっている。なお、非農家が所有する水田は池田地区と似た傾向を示している。

2005 年農業センサスによると、1 戸当たりの水田面積の平均は、都府県 1.04ha、中国地方 0.80ha であり（「農家の耕地種類別経営耕地面積（販売農家）」）、それと比べると、池田地区の水田所有面積は全般に規模が小さ。一方、三輪地区の水田所有面積は半数が同じように小規模であるものの、残りの半数は中国地方の平均、ないしそれをやや上回る水田を所有している。

表2-8 水田の所有面積

(単位:a)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0～29	22	37.3	13	61.9	9	23.7
30～49	14	23.7	5	23.8	9	23.7
50～79	15	25.4	2	9.5	13	34.2
80～99	6	10.2	0	0.0	6	15.8
100以上	2	3.4	1	4.8	1	2.6
計	59	100.0	21	100.0	38	100.0

表2-9 非農家の水田所有面積

(単位:a)	戸数	%
0~29	9	64.3
30~49	4	28.6
50~79	0	0.0
80~99	0	0.0
100以上	1	7.1
計	14	100.0

## ② 水田の借入面積

水田の借入れがあるのは、池田地区に6戸、三輪地区に12戸あるが、その借入面積は、池田地区が全般に小規模な水田の借入れであるのに対し、三輪地区は比較的大規模な水田と小規模な水田に分散している。当然のことであるが、この借入面積は、先に見た両地区的水田所有面積の大小が反映している。

表2-10 水田の借入面積

(単位:a)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0~29	10	55.6	5	83.3	5	41.7
30~49	1	5.6	0	0.0	1	8.3
50~99	6	33.3	1	16.7	5	41.7
100以上	1	5.6	0	0.0	1	8.3
計	18	100.0	6	100.0	12	100.0

## ③ 畑の所有面積

畑の所有面積は、10a 未満の所有が6割強、30a 未満で区切ると9割強を占め、全般にかなり小規模な所有面積とである。非農家においても、2戸を除けば同様である。地区別では、水田とは反対に池田地区が全般に規模がやや大きく、三輪地区が全般に小規模である。

表2-11 畑地の所有面積

(単位:a)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0~4	12	41.4	0	0.0	12	66.7
5~9	7	24.1	2	18.2	5	27.8
10~29	9	31.0	8	72.7	1	5.6
30~49	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50以上	1	3.4	1	9.1	0	0.0
計	29	100.0	11	100.0	18	100.0

表2-12 非農家の畠地所有面積

(単位:a)	戸数	%
0~9	4	50.0
10~19	2	25.0
20~29	0	0.0
30~39	0	0.0
40~49	0	0.0
50以上	2	25.0
計	8	100.0

#### 4) 稲作の状況

##### ① 生産方式 一自家生産・委託生産等一

現在の稲作の状況は、両地区に集落の営農組織が確立していること也有って、両地区とも「生産組織へ全部委託」が50~60%と最も多い。ただし、池田地区は「自家で全部生産」も半数に近い45%である。

また、全部ないし一部を自家で生産する場合、池田地区は「30a未満」が62.5%、三輪地区は「30a未満」が70%と、両地区ともに自家生産の面積は小規模である。

表2-13 稲作の生産方式

(複数回答)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
生産組織へ全部委託	32	56.1	10	50.0	22	59.5
生産組織へ一部委託	8	14.0	1	5.0	7	18.9
自家で一部生産	7	12.3	0	0.0	7	18.9
自家で全部生産	12	21.1	9	45.0	3	8.1
稲作を全面的に中止	1	1.8	0	0.0	1	2.7
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	57	100.0	20	100.0	37	100.0

表2-14 稲作の自家生産面積

(単位:a)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0~29	12	66.7	5	62.5	7	70.0
30~49	3	16.7	1	12.5	2	20.0
50~99	2	11.1	1	12.5	1	10.0
100~149	1	5.6	1	12.5	0	0.0
計	18	100.0	8	100.0	10	100.0

## ② 稲作の作業委託と面積（池田地区のみ）

稲作作業の受委託関係の質問は池田地区のみで行ったが、「全て委託」が 52.6%と半数を占め、反対に、「全て自家労働」で行っているのは 26.3%、さらに、「一部委託」が 21.1%といずれも 2 割前後であった。

稲作の委託面積については、回答が最多であったのは「30a 未満」の 77.8% (7 戸)、次いで「30~50a 未満」の 22.2% (2 戸) で、稲作を委託している面積もそれほど規模の大きなものではない。

稲作作業の一部委託の内容については、回答数が 4 戸と少ないものの、回答者の全てが

「乾燥」と「糞摺り」を、半数が「育苗」「耕起・代かき」「田植」「稻刈」の作業をそれぞれ委託している。

表2-15 池田地区の稲作作業

	件数	%
全て自家労働	5	26.3
一部委託	4	21.1
全て委託	10	52.6
計	19	100.0

表2-16 池田地区の稲作委託生産

(単位:a)	面積	
	件数	(除、不明)%
0~29	7	77.8
30~49	2	22.2
50~99	0	0.0
100~149	0	0.0
150以上	0	0.0
計	9	100.0

表2-17 池田地区の作業の一部委託内容

(複数回答)

	件数	%
育苗	2	50.0
耕起・代かき	2	50.0
田植	2	50.0
稻刈り	2	50.0
乾燥	4	100.0
糞摺り	4	100.0
計	4	100.0

## 5) 稲作の採算性と複合作物

稲作の採算性を質問したところ、稲作は「赤字」が、両地区を合わせ約70%（池田70.0%、三輪68.8%）と最多である。これに対し「かろうじて赤字でない（会社員なみ）」と回答したのは、池田地区で20%、三輪地区で31.2%ある。このように、稲作農家の7割が助成金を含めて赤字という回答であるものの稲作を続けている。

なお、転作作物の麦・大豆以外の稲作との複合作物については、両地区ともに麦、大豆以外の複合作物が「ない」とする回答が80%以上を占める。したがって、両地区的農業は、稲作と転作作物による経営となっている。

表2-18 稲作の採算性

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
会社員なみ	1	1.9	0	0.0	1	3.1
ある程度の所得となる	2	3.8	1	5.0	1	3.1
助成金含めると赤字でない	11	21.2	3	15.0	8	25.0
助成金含めても赤字	36	69.2	14	70.0	22	68.8
その他	2	3.8	2	10.0	0	0.0
計	52	100.0	20	100.0	32	100.0

表2-19 複合作物

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
ない	43	86.0	12	80.0	31	88.6
ある	7	14.0	3	20.0	4	11.4
計	50	100.0	15	100.0	35	100.0

## 6) 総所得に占める農業所得

総所得に占める農業所得の割合は、両地区ともに「10%未満」が最も多く（池田 53.8%、三輪 63.3%）、次いで「10～30%未満」が両地区とも 3 割前後である。両地区的農業所得の割合はともに 30%未満の家がほとんどを占めているが、三輪地区には、農業所得の割合が「-5～-1%」とマイナスのところが 1 戸ある。

両地区を合わせると、農業所得の割合が 30%に満たない家が 9 割を占め、所得の 7 割以上を農業に依存する農家は 5%ほどでしかない。したがって、両地区的ほとんどの農家は、年金を含めて、近隣への勤労などによる農外所得に依存している。

表2-20 総所得に占める農業所得の割合

(%)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
△5～△1	1	2.3	0	0.0	1	3.3
0～9	26	60.5	7	53.8	19	63.3
10～29	12	27.9	4	30.8	8	26.7
30～49	2	4.7	1	7.7	1	3.3
50～69	0	0.0	0	0.0	0	0.0
70以上	2	4.7	1	7.7	1	3.3
計	43	100.0	13	100.0	30	100.0

## 7) 農業機械の利用状況（共有を含む）

農業機械の所有状況について、機械別に質問をしたが、回答の中には当該機械が営農組織等の共有であっても私有として回答しているものが散見されることに留意されたい。

### ① トラクター

トラクターの所有台数は、両地区とも「1 台」が圧倒的である。また、その所有形態は、「自己所有」が池田 72.7%、三輪 45.5%、「共有」が池田 27.3%、三輪 54.5%と、トラクターは池田地区で自己所有する農家が、反対に三輪地区では共有している農家がそれぞれ比較的多い。さらに、現在所有しているトラクターの今後の利用可能見通しについては、回答数が少ないものの、「10 年以上」が池田 50.0%（3 戸〈全て自己所有〉）、三輪 66.7%（6 戸〈うち自己所有 3 戸、共有 2 戸〉）。「5 年以下」が池田 50.0%（3 戸）、三輪 33.3%

(3戸)と、三輪地区では10年以上の比較的長期間にわたる利用見通しをもつところがやや多くみられる。

表2-21 農業機械(トラクター)の所有状況

トラクター	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1台	25	92.6	12	100.0	13	86.7
2台	1	3.7	0	0.0	1	6.7
3台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4台以上	1	3.7	0	0.0	1	6.7
計	27	100.0	12	100.0	15	100.0

表2-22 農業機械(トラクター)の所有形態

トラクター	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自己	18	54.5	8	72.7	10	45.5
共有	15	45.5	3	27.3	12	54.5
計	33	100.0	11	100.0	22	100.0

表2-23 農業機械(トラクター)使用年限の見通し

トラクター	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
2~3年	3	20.0	2	33.3	1	11.1
4~5年	3	20.0	1	16.7	2	22.2
6~9年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10年以上	9	60.0	3	50.0	6	66.7
計	15	100.0	6	100.0	9	100.0

## ② 田植機

田植機の所有台数については、「1台」が池田100%、三輪75%（ほかに「0台」12.5%、「3台以上」12.5%）と、田植機も1台の所有が圧倒的である。また、所有形態は、「自己所有」が池田75%、三輪22.2%、「共有」が池田25%、三輪77.8%と、池田地区で自己所有が8割近くを、三輪地区では共有が8割近くを占めており、両地区の田植機の所有形態

ははっきりと分かれている。

さらに、現在の田植機の今後の利用可能期間については、「10年以上」が池田 0%、三輪 100% (3 戸 (うち自己所有 1 戸、共有 2 戸))、「5年以下」が池田 100%、三輪 0% と、ここでも両地区の利用可能見通しは対照的な結果を示している。自己所有の田植機の多い池田地区では、今後の利用見通し期間が比較的短く、反対に、共有により大型の田植機を所有する三輪地区では、今後も長く利用する見通しを持っている。

表2-24 農業機械(田植機)の所有状況

田植機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0台	1	5.6	0	0.0	1	12.5
1台	16	88.9	10	100.0	6	75.0
2台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3台以上	1	5.6	0	0.0	1	12.5
計	18	100.0	10	0.0	8	100.0

表2-25 農業機械(田植機)の所有形態

田植機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自己	10	38.5	6	75.0	4	22.2
共有	16	61.5	2	25.0	14	77.8
計	26	100.0	8	100.0	18	100.0

表2-26 農業機械(田植機)使用年限の見通し

田植機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
2~3年	2	28.6	2	50.0	0	0.0
4~5年	2	28.6	2	50.0	0	0.0
6~9年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10年以上	3	42.9	0	0.0	3	100.0
計	7	100.0	4	100.0	3	100.0

### ③ コンバイン

コンバインの所有台数については、「1台」が池田70%（ほかに「0台」30%）、三輪90.9%と、両地区とも1台の所有が多い。コンバインの所有形態については、「自己所有」が池田62.5%、三輪35%。「共有」が池田37.5%、三輪65%である。また、現在のコンバインの今後の利用可能期間は、「10年以上」が池田20%（1戸〈自己所有〉）、三輪57.1%（4戸〈うち自己所有1戸、共有2戸〉）、「5年以下」が池田80%、三輪42.9%と、田植機同様に両地区で対照的な結果が表れている。

表2-27 農業機械(コンバイン)の所有状況

コンバイン	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
0台	3	14.3	3	30.0	0	0.0
1台以上	18	85.7	7	70.0	11	100.0
計	21	100.0	10	100.0	11	100.0

表2-28 農業機械(コンバイン)の所有形態

コンバイン	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自己	12	42.9	5	62.5	7	35.0
共有	16	57.1	3	37.5	13	65.0
計	28	100.0	8	100.0	20	100.0

表2-32 農業機械(乾燥機)使用年限の見通し

乾燥機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
2~3年	2	66.7	1	100.0	1	50.0
4~5年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6~9年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10年以上	1	33.3	0	0.0	1	50.0
計	3	100.0	1	100.0	2	100.0

#### ④ 乾燥機

乾燥機の所有台数は、「1台」が池田 100% (6戸)、三輪 100% (4戸) であり、この所有形態は、「自己所有」が池田 100%、三輪 71.4%、「共有」が池田 0%、三輪 28.6%で、それぞれ両地区間に大きな違いは認められない。なお、乾燥機の今後の利用可能期間については、回答がほとんど得られなかった。

表2-30 農業機械(乾燥機)の所有状況

乾燥機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1台	10	100.0	4	100.0	6	100.0
2台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4台以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	10	100.0	4	100.0	6	100.0

表2-31 農業機械(乾燥機)の所有形態

乾燥機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自己	7	77.8	2	100.0	5	71.4
共有	2	22.2	0	0.0	2	28.6
計	9	100.0	2	100.0	7	100.0

表2-32 農業機械(乾燥機)使用年限の見通し

乾燥機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
2~3年	2	66.7	1	100.0	1	50.0
4~5年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6~9年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10年以上	1	33.3	0	0.0	1	50.0
計	3	100.0	1	100.0	2	100.0

## ⑤ 粕摺り機

糶摺り機の所有台数については、「1台」が池田 100% (5戸)、三輪 100% (6戸)、また所有形態は、「自己所有」が池田 100%、三輪 71.4%、「共有」が池田 0%、三輪 28.6%であり、さらに、今後の利用可能期間については、「10年以上」が池田 50% (1戸〈自己所有〉)、三輪 50% (1戸〈共有〉)、「4~5年以下」が池田 50.0%、「2~3年以下」三輪 50%と、糶摺り機についても乾燥機と同様に両地区の違いは認められない。

表2-33 農業機械(糶摺り機)の所有状況

糶摺り機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1台	11	100.0	5	100.0	6	100.0
2台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3台	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4台以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	11	100.0	5	100.0	6	100.0

表2-34 農業機械(糶摺り機)の所有形態

糶摺り機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
自己	4	44.4	2	100.0	2	28.6
共有	5	55.6	0	0.0	5	71.4
計	9	100.0	2	100.0	7	100.0

表2-35 農業機械(糶摺り機)使用年限の見通し

糶摺り機	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
2~3年	1	25.0	0	0.0	1	50.0
4~5年	1	25.0	1	50.0	0	0.0
6~9年	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10年以上	2	50.0	1	50.0	1	50.0
計	4	100.0	2	100.0	2	100.0

## 8) 生産するにあたり「体力的につらい」作物

表2-36 生産するにあたり「体力的につらい」と思う第1位の作物

つらい第1位	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
稻作	10	62.5	4	66.7	6	60.0
露地栽培	1	6.3	0	0.0	1	10.0
施設野菜	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果樹	1	6.3	1	16.7	0	0.0
花卉	1	6.3	0	0.0	1	10.0
菌茸	1	6.3	1	16.7	0	0.0
酪農	0	0.0	0	0.0	0	0.0
畜産	1	6.3	0	0.0	1	10.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
転作作物	1	6.3	0	0.0	1	10.0
計	16	100.0	6	100.0	10	100.0

表2-37 生産するにあたり「体力的につらい」と思う第2位の作物

つらい第2位	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
稻作	3	33.3	1	33.3	2	33.3
露地栽培	3	33.3	2	66.7	1	16.7
施設野菜	1	11.1	0	0.0	1	16.7
果樹	0	0.0	0	0.0	0	0.0
花卉	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菌茸	0	0.0	0	0.0	0	0.0
酪農	1	11.1	0	0.0	1	16.7
畜産	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
転作作物	1	11.1	0	0.0	1	16.7
計	9	100.0	3	100.0	6	100.0

稻作以外の作物を含め、農作業について「体力的につらい」と思っている作物の第1位と第2位を回答してもらった。

その結果、第1位に上がったのが、両地区とも「稻作」であり、池田 66.7%、三輪 60%

と、他の作物に比べ高い割合を示している。他作物では「露地野菜」が三輪 10%、「果樹」が池田 16.7%、「花卉」が三輪 10%、「菌茸」が池田 16.7%、「畜産」が三輪 10% であった。

第 2 位についての回答は回答数が限られ、正確さに欠けるきらいがあるが、第 2 位に辛い作物としても、両地区で「稻作」があがっている。

このように、池田、三輪の両地区で、生産するに当たり体力的につらい作物として、とりわけ「稻作」が多くあげられている。この結果に対しては、作業の直接的なつらさもさることながら、稻作の採算がとれていなことも影響しており、現地でのヒアリングでは、両地域において、農家が「稻作」に対する限界感を潜在的に持っていることを窺わせる回答があつたことも考慮する必要がある。

## 9) これまでに栽培をやめた作物

これまでに、自身では栽培を止めてしまった作物を回答してもらったが、両地区で最も多かったのは「稻作」と「果樹」であった。いずれも回答数が少ないものの、池田地区では、「果樹」が 57.1% と多く、そのほか「稻作」28.6%、「露地野菜」「花卉」「菌茸」「転作作物」があげられた。三輪地区では、「稻作」が 37.5% であり、「転作作物」25%、「施設野菜」「果樹」などの回答があつた。

この結果にもとづけば、両地区では、稻作から早々に撤退してしまったところも少なくないことがわかる。

表2-38 これまでに栽培を止めた作物

(複数回答)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
稻作	5	33.3	2	28.6	3	37.5
露地栽培	1	6.7	1	14.3	0	0.0
施設野菜	1	6.7	0	0.0	1	12.5
果樹	5	33.3	4	57.1	1	12.5
花卉	1	6.7	1	14.3	0	0.0
菌茸	1	6.7	1	14.3	0	0.0
酪農	0	0.0	0	0.0	0	0.0
畜産	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	6.7	0	0.0	1	12.5
転作作物	3	20.0	1	14.3	2	25.0
計	15	100.0	7	100.0	8	100.0

## 10) 今後、農地をどうするか

現在所有している農地を今後どうするかを質問したところ、「維持拡大」は両地区ともほぼ50%あり、「維持」ないし「拡大」したいと考えている農家が半数存在している。

これに対し、今後ることは「何とも言えない」という回答が、池田地区40.9%、三輪地区29.7%で、池田地区が三輪地区より約10ポイント多かった。

同じように、所有農地について後継者に対する希望を聞いたが、それによると、「このまま維持してほしい」が池田36.8%、三輪48.6%であり、現段階では「何とも言えない」が、池田42.1%、三輪27.0%、今後どうするかは後継者に「任せる」が、池田21.1%、三輪24.3%であった。

この二つの結果からすると、池田・三輪の両地区ともに、ほぼ半数は「拡大」というのではなく、現状のまま「維持」することを望んでおり、さらに2割強は後継者にその判断を「任せる」ことにしていることが了解される。そして、残りの農家が、現在は判断がつかない状況にあり、こうした傾向は池田地区にやや多く、これは池田地区の後継者家族の年齢が全般にやや若いことも影響していると考えられる。

表2-39 現在の農地をどうするか

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
維持拡大	32	54.2	11	50.0	21	56.8
売りたい	6	10.2	2	9.1	4	10.8
なんともいえない	20	33.9	9	40.9	11	29.7
その他	1	1.7	0	0.0	1	2.7
計	59	100.0	22	100.0	37	100.0

表2-40 農地に対する後継者への希望

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
このまま維持	25	44.6	7	36.8	18	48.6
任せる	13	23.2	4	21.1	9	24.3
なんとも言えない	18	32.1	8	42.1	10	27.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	56	100.0	19	100.0	37	100.0

## 11) 家の後継者

### ① 後継者の属性

家の後継者の有・無については、「いる」が池田地区 76.2%、三輪地区 80.5%で、反対に、「いない」が池田地区 14.3%、三輪地区 9.8%と、両地区とも家の後継者がいる割合が高く、それほど差がない。

表2-41 家の後継ぎ予定者

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
いる	49	79.0	16	76.2	33	80.5
いない	7	11.3	3	14.3	4	9.8
その他	6	9.7	2	9.5	4	9.8
計	62	100.0	21	100.0	41	100.0

表2-42 家の後継者の年齢

(歳)	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
20~24	5	11.6	3	23.1	2	6.7
25~29	3	7.0	0	0.0	3	10.0
30~34	8	18.6	1	7.7	7	23.3
35~39	9	20.9	4	30.8	5	16.7
40~44	5	11.6	1	7.7	4	13.3
45~49	4	9.3	1	7.7	3	10.0
50~54	7	16.3	3	23.1	4	13.3
55~59	1	2.3	0	0.0	1	3.3
60以上	1	2.3	0	0.0	1	3.3
計	43	100.0	13	100.0	30	100.0

また、その後継者の年齢は、比較的若い世代の「20~29 歳」が池田地区 23.1%、三輪地区 16.7%、「30~39 歳」が池田地区 38.5%、三輪地区 40%、中堅世代の「40~49 歳」が

池田地区 15.4%、三輪地区 23.3%、「50～59 歳」が池田地区 23.1%、三輪地区 16.6%、後継者としては高齢の「60 歳以上」が池田地区 0%、三輪地区 3.3% となっている。さらに、その後継者の性別は、「男」が池田地区 92.3%、三輪地区 96.4%。「女」が池田地区 7.7%、三輪地区 3.6% である。

表2-43 家の後継者の性別

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
男	39	95.1	12	92.3	27	96.4
女	2	4.9	1	7.7	1	3.6
計	41	100.0	13	100.0	28	100.0

表2-44 家の後継者の職業

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
学生	2	3.8	1	5.6	1	2.9
農業	2	3.8	0	0.0	2	5.9
会社員	35	67.3	10	55.6	25	73.5
公務員	4	7.7	2	11.1	2	5.9
団体職員	2	3.8	2	11.1	0	0.0
自営業	4	7.7	2	11.1	2	5.9
その他	3	5.8	1	5.6	2	5.9
計	52	100.0	18	100.0	34	100.0

その後継者の職業は、最も多い「会社員」が池田地区 55.6%、三輪地区 73.5%、「公務員」と「自営業」が池田、三輪ともに各 2 戸、「団体職員」が池田 2 戸、「農業」が三輪 2 戸といったところである。

両地区でのヒアリングによれば、総社市に隣接する倉敷市や岡山市の会社等に通勤する人たちが少なくない。その代表的な勤務先として、水島コンビナートにある三菱自動車があり、そこに勤務している後継者が両地区でそれぞれ複数存在した。総社市は、就業機会にかなり恵まれおり、調査地区の農家も例外ではない。

両地区のヒアリング先の中には、三世代同居で、しかも代々、兼業農家として会社等に勤める家が複数あり、しかも地区内ではそうした家が少なくない。したがって、当該地区では、三世代同居で、比較的小規模な農地での営農を、通勤前後の朝夕の農作業で維持・継続する、という生活様式が一般化しているのである。

## ②後継者の居所および別居先

後継者の現在の居所は、「同居」が池田 64.7%、三輪 62.9%、「別居」が池田 35.3%、三輪 37.1%と、両地区ともに後継者と同居する家が 6 割強、別居する家が 3 割強であり、後継者の現居所に大きな差がない。

ただし、後者の「別居」の住所には差が見られ、池田地区では「町内」20%、「県内・町外」80%、三輪地区では「町内」45.5%、「県内・町外」9.1%、「県外」45.5%で、池田地区的後継者は県内居住だけで県外居住が見られないのに対し、三輪地区では県外と県内がほぼ半々である。

表2-45 家の後継ぎの現住所

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
同 居	33	63.5	11	64.7	22	62.9
別 居	19	36.5	6	35.3	13	37.1
計	52	100.0	17	100.0	35	100.0

表2-46 家の後継ぎの別居地

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
町内	6	37.5	1	20.0	5	45.5
県内(町外)	5	31.3	4	80.0	1	9.1
県外	5	31.3	0	0.0	5	45.5
計	16	100.0	5	100.0	11	100.0

### ③家の後継者の農業との関わり

後継者が現在、農業とどのように関わりがあるかについては、「農繁期に手伝う程度」が池田 56.3%、三輪 19.4%、「全く関わっていない」が池田 37.5%、三輪 63.9%、「既に中心的担い手」が池田 0%、三輪 5.6%となっている。三輪地区では全く農業に関わっていない後継者が 6 割強と多いが、池田地区では農繁期になると手伝う後継者が 6 割弱あり、後継者が何とか農業に関わっている。しかし、全般的に見れば、後継者の農業への関わりは希薄になっていると言えよう。

表2-47 家の後継ぎと農業の関わり(現在)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
既に中心的	2	3.8	0	0.0	2	5.6
農繁期に手伝う程	16	30.8	9	56.3	7	19.4
全く関わっていない	29	55.8	6	37.5	23	63.9
その他	5	9.6	1	6.3	4	11.1
計	52	100.0	16	100.0	36	100.0

さらに、その後継者たちの 10 年後の農業との関わり方はどうかを聞いてみると、「農繁期に手伝う程度」が池田 47.1%、三輪 18.9%、「一切、やらない」が池田 17.6%、三輪 18.9%、「農業をやめている」が池田 5.9%、三輪 5.6%、「中心的に担う」が池田 0%、三輪 8.1%、「わからない」が池田 23.5%、三輪 45.9% となっている。

10 年後にあっても、池田地区では農繁期に手伝う程度のところが約半数存在すると見込まれるが、現在全く関わっていないところが多い三輪地区では、10 年後が「わからない」とするところが約半数を占める。また、農業を「一切やらない」か、恐らく「止めている」との回答を合算してみると、池田で 23.5%、三輪で 27.0% 存在する。これは 10 年後に、後継者が完全に離農してしまうと見込まれる数値であり、10 年後には両地区ともに、さらに 2 割強の離農が予想される。

全般に、三輪地区に比べると、池田地区の回答者および後継者が若いせいか、将来についての見通しが未定ないし不明がやや目立つ。

ただし、その一方で、三輪地区では、10 年後に後継者が農業を中心的に担っていると見込まれる家も 8.1% 存在しており、これを考慮すると、三輪地区では農業に一切かかわらない後継者が顕在化しているなかで、数は絞られても農業の中心的な担い手が育成されていくことが窺え、多くの後継者が農業から後退する中で少数の担い手が残って農業を担っている姿が浮かびあがる。

他方、池田地区では、10年後の担い手と目される人がまだ定まっていない状況にある。その直接的な理由が何であるのかは不明であるが、アンケートとヒアリングを通して想定されるのは、営農組織が確立している三輪地区に対して、池田地区では農地の大規模集積やそれに応じた営農組織がまだ確立途上の段階にあるため、こうした地域の営農環境が影響しているものと考えられる。

表2-48 家の後継ぎと農業の関わり(10年後)

(複数回答)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
中心的に担う	3	5.6	0	0.0	3	8.1
農繁期に手伝う程度	15	27.8	8	47.1	7	18.9
一切やらない	10	18.5	3	17.6	7	18.9
農業をやめている	4	7.4	1	5.9	3	8.1
わからない	21	38.9	4	23.5	17	45.9
その他	2	3.7	1	5.9	1	2.7
計	54	100.0	17	100.0	37	100.0

## 12) 稲作の将来展望 (10年後)

表2-49 稲作の将来(10年後)

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
経営規模拡大	2	3.4	2	9.1	0	0.0
現状維持	5	8.5	1	4.5	4	10.8
一部委託	6	10.2	2	9.1	4	10.8
全部委託	37	62.7	14	63.6	23	62.2
稲作中止	3	5.1	1	4.5	2	5.4
その他	6	10.2	2	9.1	4	10.8
計	59	100.0	22	100.0	37	100.0

10年後の自家の稲作については、「全部委託」が池田地区 63.6%、三輪地区 62.2%、「一部委託」が池田地区 9.1%、三輪地区 10.8%、「稲作を中止」が池田地区 4.5%、三輪地区 5.4%と、両地区ともにほぼ同様の姿が描かれている。

10年後には稻作の全部を営農組織等に委託していると想定するところがいずれも6割強を占め、また、稻作からの撤退（中止）もそれぞれ約5%存在する。これは、10年後の農業と後継者との関わりとがほぼ相似した結果である。ここから導き出される結論は、稻作の担い手、すなわち委託先の有無およびその受け皿の定着が大きな問題であり、それが両地区の共通の課題となっていると言えよう。

### 13) 現在の集落営農組織が確立した要因

現存の両地区の集落営農組織の設立は、池田地区が1996（平成8）年、三輪地区が1987（昭和62）年である。総社市の担当者によれば、市内における営農組織の形成は、基盤整備事業が営農組合の組織化を条件としていた。集落営農組織についての回答は以下の通りである。

表2-50 現在の集落営農組織が確立した要因（複数回答）

	両地区合計		池田地区		三輪地区	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
後継者不足から必要であった	37	68.5	15	83.3	22	61.1
助成金のメリットがあった	24	44.4	3	16.7	21	58.3
まとめる人材が集落にいた	23	42.6	4	22.2	19	52.8
基盤整備と集落営農がセットであった	20	37.0	1	5.6	19	52.8
経理を担当する人がいた	10	18.5	0	0.0	10	27.8
資金借入・保証等の問題なかった	8	14.8	1	5.6	7	19.4
その他	5	9.3	3	16.7	2	5.6
計	54	100.0	18	100.0	36	100.0

現在の集落営農組織が形成された要因について、選択肢に基づく質問（複数回答）に対して、「後継者不足から必要であった」が池田地区83.3%、三輪地区61.1%、「助成金が入るメリットがあった」が池田地区16.7%、三輪地区58.3%、「まとめる人材がいた」が池田地区22.2%、三輪地区52.8%、「基盤整備と集落営農がセットであった」が池田地区5.6%、三輪地区52.8%、といった回答を得た。

両地区を合わせた理由の上位には、「後継者不足から必要であった」「助成金のメリットがあった」「まとめる人材が集落にいた」「基盤整備と集落営農がセットであった」といったことがあげられており、こうした事情を背景にして、両地区的集落営農組織は形成された。

ところで、両地区とともに、現存の営農組織が今後の後継者不足に対応する組織となるという認識が持たれていることが確認できるが、とりわけ比較的最近時に組織された池田地区では、地域全般に高齢化が進んだことが認識されての設立であるがゆえに、営農組織の必要性がより強かったことが了解される。一方、三輪地区では、その組織化に伴って補助金がこれに附帯し、しかも組織化ないし組織の維持には有力な取りまとめ役が地区内に存在した。

したがって、総社市内の中で、組織化と大区画の基盤整備が最も早かった三輪地区においては、「基盤整備と集落営農がセット」であることも、またこのための「まとめる人材がいた」ことも地域内では十分に了解されている。これに対し、池田地区ではこうした補助事業への希求もさることながら、どちらかと言えば当面する「後継者不足」に対する代替策として、後発ながらも組織化が図られた。さらに、設立以来指導者が代わっていない三輪地区と違って、設立以降短い期間に二度にわたる指導者の交代があった池田地区では、地域内での指導者の定着や位置づけ、さらに指導者に対する理解と認識に十分な時間が取れなかつたという面も否めず、そういう意味では現在のところ営農組織が定着途上にあると考えられる。

#### 14) 非農家の状況

##### ① 非農家の農地所有

両地区を合わせた非農家数 17 戸のうち、水田を所有する家は 14 戸で、その内容は 30a 未満が 9 戸、30~50a 未満が 4 戸、1ha 以上が 1 戸である。

表2-51 非農家の水田所有面積

(単位:a)	戸数	%
0~29	9	64.3
30~49	4	28.6
50~79	0	0.0
80~99	0	0.0
100以上	1	7.1
計	14	100.0

同じく、畠地を所有する家は 8 戸で、10a 未満が 4 戸、10~20a 未満が 2 戸、50a 以上が 2 戸である。

表2-52 非農家の畠地所有面積

(単位:a)	戸数	%
0~9	4	50.0
10~19	2	25.0
20~29	0	0.0
30~39	0	0.0
40~49	0	0.0
50以上	2	25.0
計	8	100.0

さらに、水田と畠地の両方を所有する家が7戸で、水田を30a未満所有する9戸のうち5戸は、畠地を10a未満所有が2戸、10~20a未満が1戸、50a以上が1戸である。同じく、水田を30~50a未満所有する1戸は畠地を10~20a未満所有し、水田を1ha以上所有する1戸は畠地を10a未満所有している。

こうしてみると、池田地区の50a以上の2戸、三輪地区の1ha以上1戸を除けば、両地区の非農家の所有農地は、大方がかなり小規模である。

表2-53 非農家の水田と畠地の所有面積

(a)		畠地・所有地				
		計	0~9	10~19	20~49	50以上
水田・所有地	計	7	3	2	0	2
		100.0	42.9	28.6		28.6
	0~29	5	2	1		2
		100.0	40.0	20.0		40.0
	30~49	1		1		
		100.0		100.0		
水田・所有地	50~99	0				
	100以上	1	1			
		100.0	100.0			

## ② 非農家の農地の現状

15戸（「不明」除く）の非農家の所有農地（水田、畠地）の現状（複数回答）は、「貸出」が13戸・86.7%（集落内11戸、集落外3戸）、「農地として維持」が7戸・46.7%（除草程度1戸、家庭菜園5戸）、「放置」が2戸・13.3%（いずれも農地利用が不可能）となっている。

表2-54 非農家の所有農地現状 (複数回答)

	戸数	%
貸出	13	86.7
維持	7	46.7
放置	2	13.3
計	15	100.0

表2-55 非農家の農地の貸出先 (複数回答)

	戸数	%
集落内	11	84.6
集落外	3	23.1
計	13	100.0

表2-56 非農家の維持農地の現状 (複数回答)

	戸数	%
除草程度	1	16.7
家庭菜園	5	83.3
計	6	100.0

表2-57 非農家の放置農地の現状

(複数回答)

	戸数	%
農地利用可	0	0.0
農地利用不可	2	100.0
計	2	100.0

### ③ 非農家の農業経験と農地

両地区的非農家 15 戸（同上）のうち、過去に「作物生産の経験有り」が 5 戸・33.3%、「販売用作物の栽培経験無い」が 6 戸・40.0%、「農業の経験無い」が 5 戸・33.3%であり、非農家の 3 分の 2 は、過去に農業や作物栽培の経験を持っていない。

今後、所有している農地をどうするかについては、「維持拡大」が 78.6%、「何とも言えない」が 21.4%と、非農家の 3 分の 2 はこのまま「維持（拡大というよりも）」したいと考えている。

表2-58 非農家の作物生産経験 (複数回答)

	戸数	%
農業経験なし	5	33.3
販売用作物栽培の経営なし	6	40.0
あり	5	33.3
計	15	100.0

表2-59 非農家の農地の今後

	戸数	%
維持拡大	11	78.6
売りたい	0	0.0
なんともいえない	3	21.4
その他	0	0.0
計	14	100.0

#### ④ 非農家の家の後継者と農地

それでは、家の後継者の現況はどうなっているか。非農家の家族構成員数は、農家のそれと差がほとんどなく、後継者が「いる」が 76.5%、「いない」が 23.5%で、非農家にしても後継者のいるところが多い。

表2-60 非農家の同居家族人数

(人)	戸数	%
0~1	2	12.5
2~3	7	43.8
4~5	3	18.8
6~7	3	18.8
8以上	1	6.3
計	16	100.0

表2-61 非農家の家の後継ぎ  
(複数回答)

	戸数	%
いる	13	76.5
いない	4	23.5
計	17	100.0

表2-62 非農家の後継ぎの年齢

(歳)	戸数	%
20~29	5	38.5
30~39	5	38.5
40~49	2	15.4
50~59	0	0.0
60以上	1	7.7
計	13	100.0

表2-63 非農家の後継ぎの職業  
(複数回答)

	戸数	%
学生	2	15.4
農業	0	0.0
会社員	8	61.5
公務員	1	7.7
団体職員	0	0.0
自営業	1	7.7
その他	1	7.7
計	13	100.0

表2-64 非農家の後継ぎ現住所  
(複数回答)

	戸数	%
同居	7	53.8
別居	6	46.2
計	13	100.0

表2-65 非農家の後継ぎの別居先 (複数回答)

	戸数	%
町内	1	20.0
県内(町外)	0	0.0
県外	4	80.0
計	5	100.0

非農家の後継者の現在の居所に関しては、「同居」が53.8%、「別居」が46.2%、と、後継者と同居と別居がほぼ半々である。なお、「別居」の住所は、「町内」20%、「県内・町外」0%、「県外」80.0%である。

前出の農家に比べると、総社市のこの2つの地区は、農家であれ非農家であれ、2~3世代が同居し生活するところは共通する。しかし、その一方で、非農家では後継者が「県外」に「別居」している割合が顕著に高く、それがゆえに、農地を所有していても非農家となったところがあると推定される。見方を変えれば、後継者が近郷近在に勤務できなければ、非農家として農地を地区の扱い手（組織）に完全に任せるという道が付いているということである。

なお、農業や作物栽培の経験の有るところと無いところで、農地の維持についてそれほど差が出ていない。また、農地の維持に関しては、後継者がいるところで農地の維持を望むところがやや多くなっている。

表2-66 非農家の後継ぎと農地の今後

(戸)		非農家の農地				
		計	維持拡大	売りたい	なんともいえない	その他
非農家の後継ぎ	計	14	11	-	3	-
		100.0	78.6	-	21.4	-
	いる	11	9	-	2	-
非農家の後継ぎ	いる	100.0	81.8	-	18.2	-
	いない	3	2	-	1	-
	いない	100.0	66.7	-	33.3	-

表2-67 非農家の別居状況と所有農地の現状

(戸)					
		計	貸出	維持	放置
別居	計	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0
	町内	1 100.0	1 100.0	- -	- -
	県内 (町外)	- -	- -	- -	- -
	県外	4 100.0	4 100.0	1 25.0	1 25.0

#### (4) アンケート調査の小括

集落営農組織が地域内に定着した三輪地区と、定着途上にある池田地区の両地区ではあるが、10年後の稻作や後継者の農業との関わりの想定結果を考えると、それらの営農組織が今後、地区内の有力な担い手として認識されていることは、調査結果から明らかである。担い手となる営農組織が先行した三輪地区でのヒアリングによると、今日の問題は、当該営農組織を運営する後継者の確保である。というのも、当該組織で農作業の実働部隊となっているのは10人前後からなる役員であり、その役員が世代交代の時期にさしかかっているからである。先に見たように、現在、地区内の営農の担い手として営農組織が定着した半面、同地区での家々の後継者の農業との関わりは、大変希薄になってしまっている状況にある。したがって、今後、後継者が農業とどのように関わるのかが見通せない状況にあり、その結果、既存の営農組織の維持に必要な役員の確保もまた見通せないという問題を抱えている。

ただ、全く光明が見出せないということでもない。さしあたりここでは2つの事象が挙げられよう。一つは、たとえば、ヒアリングによると、農業の後継者はつぎのような経緯を経て確保されると見込まれている。

今回の調査地で代表的な3例を挙げてみよう。

① 定年退職まで市役所に勤務し、現役時代は朝・夕と土・日曜日に農作業をしていたが、こうした生活様式は、同じく市役所に勤務して父親の代でも同様であった（池田地区・農業：Aさん68歳）。

② 営農組合に加入し委託したのは、農外兼業の現役時代に農業関連の仕事に就いていた

ことと、その時期に「営農組合の人たちによくやって頂いて、お世話になった」という思いがあるからである。したがって、農外兼業を退職したので営農組合を手伝わないといけないという気持ちから、役員も引き受けた。現在、県内の町外に居住する会社員の30歳代の息子は、土・日曜日に帰ってくる。しかし、大豆や麦を営農組織に全面委託しているので、農作業を手伝うことはない。ただし、10年後に家に戻ってくる予定で、その時には、自分と同じように営農組織に関与するであろうと思っている（三輪地区・農業：Bさん65歳）。

③ 親子三代を省みると、父親の代には近隣の3～4戸で農作業を共同で行っていたが、そこでは粉碎機が共有であった。現在、30歳代の息子は同居していても農作業の手伝いをしていない。父親は紡績会社に通勤しながら現在の自分と同様、農地を兼業で維持してきた。恐らく、息子も一定の年齢になったら手伝うことになるだろうと思っている（三輪地区・農業：Cさん67歳）。

これらは、構造的には、農外兼業が定年とともにあって農業専業化するいわゆる定年帰農のパターンであり、当該地域では一般的な生活様式として定着していることが了解される。

もう1つは、三輪地区の若手の兼業農家からのヒアリングによれば、近年、三輪地区では、これまで途絶えていた地区内の秋の例大祭が若手有志により復活し、その祭に参加する若手同士に横の連帯が生まれ、そこではこれまで無関心だった地区農業の今後についても話題に上るようになったと言う。これまで、自身の父母の代には、自家の農業を当該営農組織に委託して、自身は農外の勤務に専念できていた。しかし、家の中の切盛りが自身の代に変わって、今後とも自家の農業を当該組織に委託してゆくとしても、当該組織の役員が高齢化し、その維持が難しい、という問題を否が応でも共有しなければならなくなつた。その結果、これまでお世話になってきた営農組織を自分たちも維持していくかなければならないのではないか、という問題意識が若手の間に芽生えているというのである。地縁の代表格とも言える「祭り」という地域の紐帯を媒介に、これまで連帯感が希薄であった地区の若手が問題意識を共有し、しかも次世代のことを想定して地区農業の担い手組織の今後を考えるという展開は、三輪地区だけに固有のケースでは決してないと思われる。そういう意味では、当面する農業の問題を憂慮するだけでなく、「祭り」に代表される地域の文化や慣習、風習といった地縁的側面にも眼を向け、地域社会全般を俯瞰したより広い視野から、今後の農業問題を考えていくというアプローチも必要であろう。

## 2. 集落営農の与件と運営主体

今日、地域農業の有力な担い手として集落営農組織に注目が集まっているが、前節のアンケート結果を踏まえ、既に組織化され一定の時間が経過している総社市の二つの地区の営農組織を中心に、その現状と問題点を整理してみたい。

### （1）集落営農の与件

#### ① ネガティブな選択としての営農組織

栃木県のイチゴ産地では、地域農業の担い手に認定されたイチゴの生産・販売が主体の農家の場合、自分のところのイチゴ生産が多忙であり、複合生産の米のほか、麦や大豆に手が回らないところが少なくない。そうしたところでは、機械化体系の異なる稻作用の機械を保有していても採算が取れないので、稻作専業の個人や法人に委託するところが目立ってきてている（はが野農協）。現に、当該産地の生産者によると、この地域では「認定農業者になって稻作をしても採算が合わず、イチゴの方がお金になる」（市貝町：農業者）ので、園芸や野菜といった他作物の専業を選ぶ農家が多いという。

地域の総体として、稻作が少なからず大勢を占めている地域であっても、現況では、ほかの産物の販売収入が米の販売に増して優勢である場合もある。こうした地域では、稻作専業の個人や法人に委託が集積されるものの、集落営農のような個人の集合組織を形成・維持する環境は整っているとは言い難い。こうした地域において稻作主体の営農組織が形成されたとしても、上述のような事情から稻作の全面委託の需要が多いものの、委託側の個別事情が優先されて、地域全体で取組むことになる水田の集積や団地化は困難な状況にある。今後とも米価低迷の環境に変化が無ければ、こうした地域の稻作の集落営農組織にあっては、他生産物との比較から生じたネガティブな選択の結果として、全面委託という出し手のニーズが豊富に存在することは確かであろう。

機械の共同利用においても、共同利用が頓挫し機械そのものの更新が困難となったところでは、ネガティブな選択の結果として、既存の集落営農組織に稻作生産を全面委託するケースも見られる。池田地区のある農家は、10数年前に、近隣同士で機械の共同利用を開始したもの、構成員の農外兼業化が進んで「作業時期が集中したことや兼業収入が高い人から個別に機械を購入していって」（池田地区：非農業者66歳）、結果として共同利用がダメになったという。また、これまで親戚3戸の機械共同利用で維持してきたが、「機械が古くなったことと親戚の1人が亡くなって」（池田地区：農業者64歳）、その共同を中止する方向で維持していたが、営農組織ができた時に全面委託に出すことになったという例もある。営農組合が無い時代は、「親戚同士で、共同作業や機械の共同利用」（三輪地区：農業者65歳）をしていた。定年まで公務員、その後関係先に勤務していたが、「その間に営農

組合ができたので全面委託」（三輪地区：農業者75歳）するようになり、それまでフル装備していた自宅の稻作機械も徐々に処分してきて、現在ではトラクターだけが残っている事例などがある。

これらは岡山県総社市の池田地区および三輪地区でのケースである。ここでは、集落営農組織が存在したことで機械の更新をあきらめることもできたという側面を勘案しなければならないであろう。何らかの理由で機械の共同利用が頓挫するか、採算上から機械の更新が困難となり、いずれにせよ営農組織に稻作生産を全面委託するケースであり、これらもどちらかと言えばネガティブな選択結果である。

## ② 農外所得と農業所得との兼ね合い

熊本県小国町のような中山間地であっても、近隣の家々が自動車で約1時間の町場に出向き、大工や左官関係の自営業で生活を成り立たせているところも少なくない。こうした「通勤範囲として車で1時間は十分にゆとりの持てる距離」（小国町担当者）だという。また、三輪地区では、以前から兼業の多いところとされるが（昭和の初めごろまでは農業の専業も多くみられたが、兼業先が増えるとともに兼業派が多数を占めるようになった）、兼業が60歳で定年になっても、今日では、「年金支給となる65歳までの間、別途、勤め先を見つけて働く」（三輪地区：農業者67歳）というパターンが一般化している。

前者のように、現状でも農業所得が限定的で、今後も農地の規模拡大といった所得増の条件に乏しい中山間地にあっては、農外所得への依存割合が高くなり、おのずと農外の仕事が主体となる。こうした地域では、稻作は生産性や収入の観点から専業農家や法人に依存することになる。また、後者のように、兼業が大多数を占める地域では、通勤距離もさることながら、定年延長といった兼業先の事情が生活の中で優先され、定年延長が営農組合に委託する期間の延長となって表れる。

## ③ 行政や農協の関与とそれに対する評価

総社市では、圃場整備実施地区ごとに営農組合が組織され、結果としてまとまりができる。もっと正確に言えば、圃場整備事業実施の前提条件として、実施地域の農地を守ることを前提とした「営農組合」ないし「認定農業者」のいずれかを選択し、整備圃場の維持と減反に協力することを約束して事業を実施したものである。ただ、その後、組織が崩壊したところもあるが、近年では、「いったん組織が崩壊したところであっても、これから改めて営農組織の必要性が高まることが十分に予測できる」（総社市担当者）状況が生じてきているとのこと。なお、既存の集落営農には、農業機械の買換えに対する補助金はない。行政の担当者として、「補助金が良いのかどうか、補助金がかえって自立できない状況を作っているのではないか」（総社市担当者）と悩んでいるという。その総社市の池田地区では、集落営農組織の運営に当たって、農協の営農部門から一定の事務サポートを受けている。江刺地区においても同様であり、行政として、特定農業団体の組織化を前提に、

「1集落に1組織という方針で集落営農の組織化を推進した」（江刺地区行政担当者）なかで、営農組織の全部ではないが、農協サイドが営農組織の経理等の事務処理を、「有料」で受託している。一方、隣県の法人化が急速に推進されたところを視察したところ、「補助金の受け皿」（三輪地区：農業者77歳）という形式だけで、有名無実の組織になってしまっているところであった。こうした組織はいずれ立ち行かなくなるだろうと見られ、営農組合を農家だけで維持するのは困難であり、行政の「補助金」や農協のリース事業等の「援助」といったバックアップがなければやってゆけないと感じているという。

いずれも、行政等のこうした姿勢に対して、営農組織側として集落営農を推進しようという立場からの受けとめ方であるが、三輪地区の農業者の見解にもあるように、既に営農組織を維持して20年近くが経過し今よりも高米価の時代を経験した組織にしても、行政や農協からの補助や支援がなければ継続できなかつたと評価している。

一方、集落営農を否定的に捉えた行政担当者も存在する。全国的に見て、大方の地方政府は、集落営農組織を支持し、これに対する支援策を講じてきている。こうしたなかで、大仙市の担当者は、全集落を回って徹底的に話し合った結果、集落営農に反対する考えを持つようになり、その代案として、個人の努力が明確になりそれが報われる法人化を推奨した。そのような姿勢で臨んできた担当者によると、営農方式について市町村にはあまりに主体性がなく、それまで農業に対し過保護な政策を進めてきて、行政側が自信を無くしてしまったと考えている。今日、農家自らが経営の方向を選択する時代になり、地方政府はその選択の材料を提供することに努めることが責務となっているという認識である。選挙のたびに農政が変更となり、優れた農家はこうした農政に頼らず自力で切り開いてゆくが、そうでない農家はそれに振り回されてしまう。そこには、これまでの農政を振り返り、農業政策に従った構造改善の“事業”は実施してきたが、“本来の構造改善、体質改善”は実施してこなかつたという行政担当者の反省が窺える。

## （2）集落営農組織の運営主体の現状

営農組織の運営については、総社市池田地区の営農組合の指導者によれば、一方で作業地区が広範におよび、他方で出役者が一堂に会して作業の打合わせなどできないため、作業手順や段取りを指導者自らが予め決めておき、一定の指図だけで進めていかなければならないという。営農組織の運営にあたって難しい点は、「出役してくれる人手の確保」（池田地区：農業者66歳）であり、このため時に応じて、シルバーパートナーシップセンターを利用している。一方、同組合では、指導者の確保も課題として挙げられている。一般に、指導者の立場からすると、公表はしないものの、指導者は「後継者の見通しをつけている」（池田地区・同上）という。営農組合の9名の役員中、最年少の会計担当者が組合に加入して以後、この5年間、新規会員が入つてこないという状況にある。今日では、指導者の確保もさることながら、若手役員の確保も難しくなりつつあるのが現状である。

これに対し、総社市の三輪地区では、以前から地域条件として「兼業の多いところ」と

いう共通認識が織り込まれている。しかし、近年、年金支給開始が65歳まで延長されたことによる影響も現れてきている。現在の指導者にあっても、建設会社の勤務（経理担当）を経て、55歳で定年退職して後、組合の世話役を続けてきた。また、組合の設立当初においては、組合の役員には県職員や県普及センターの退職者がいた。このため、農業に対する補助のありようや補助事業の申請ノウハウが組合に蓄積されていた。最近まで、この歴史に大きな変更はなかった。現在、三輪地区の営農組合の役員は総勢9人で、平均年齢が70歳と高齢者が多い構成となっている。したがって、後継者の確保が最重要課題であり、元来、組合の後継者は兼業退職者で役員を構成していくという考え方から、60歳で定年になって特別することもなく家に居る人に組合役員になってもらうよう意識的に勧誘してきた。しかし、ここにきて退職年限が55歳から60歳になり、また年金受給年限も60歳から65歳に変わって、現在の組合役員の交代ローテーションを変更せざるを得なくなってきたのである。

ところで、組合指導者の資質を考える場合、組合員から見た役員観も参考になる。池田地区のある組合員は、営農組合は「人間関係が大事」（池田地区：農業者63歳）と理解しており、その点、現在の組合長はしっかりとっているという。現に、田んぼの稗も除草してくれる組合員の信頼が厚いという。そのような組合だから、出役して「作業も楽しくワイワイやれる」（池田地区：同上）から雰囲気が良いと感じている。池田地区の営農組合では、これまでの指導者が病気がちであったこともあり、十分な作業管理ができていなかったため組合員からの信頼が希薄な面があった。しかし、今の指導者になって圃場の維持管理が十分できているので、「安心して任せられる」（池田地区：農業者68歳）という評価である。この違いは、指導者の体調や資質に依存している。一方、同組合の別の組合員の見方は、10年後に営農組合がどうなっているかが問題で、「指導者の後継者が育つかどうか」（池田地区：農業者65歳）であるとして、現在よりも将来に重点を置いている。

また、営農組合の役員の確保という観点からすると、営農組合に入った理由として挙げられた「自分が現役の兼業の時期に営農組合の人たちによくやっていただきお世話になった」（三輪地区：農業者65歳）という感謝の気持ちも見逃せない。この人は、自分が現役を退いた時点で、営農組合を手伝わないといけないという気持ちから、役員を引き受けている。

総社市に限って見てみてきたが、ここでは、農業従事者の高齢化の問題とともに、社会情勢や社会制度等の変化に伴って、営農組合の指導者の確保もまた難しくなりつつある現状が認められる。さらに、営農組合の指導者の資質や役員の資質という観点からすると、与件の一つとして考えられるのが、現役兼業時代の勤務経験とりわけ勤務内容に経理処理や事務処理の経験を持つ人たちが少なくないことであり、この経験者の存在が共通していることである。この点は、役員後継者の資質や条件の一つとして、考えられないことでもない。というのは、その一方で、こうした経験者が不在の他地域にあっては、営農組織の経理や事務処理を農協の営農部門等に事務委託するところが見られるのである。

### 3. 集落営農をめぐる問題点

#### ① 稲作の採算悪化

石川県津幡町の上野地区では、近年、周辺集落を含めて稲作受託者は十分に確保されているものの、出し手である委託者がいなくなりつつある。それは、春と秋の作業賃を支払い、収穫した米の販売価格と対比すると採算が合わず赤字になってしまうため、稲作そのものを中止してしまう人が多くなっているからである。また、当地域では、農協の育苗センターーやカントリーエレベーターを利用する形態が一般化している。このため、現在稲作を継続する老年世代からすると、後継者に予定された若い人たちは改めて自分たちで育苗したり、稲刈りや乾燥をしたりすることはせず、稲作を簡単に止めてしまいやすい環境に置かれていると見ている。まして稲作の採算が合わなければ、そうした恐れが現実のものになるわけである。

こうした例は、津幡町に限らず全国のいたるところで聞かれる。稲作継続を放棄してしまう人たちが増えれば、単にそれだけ営農組織や経営体に農地が集積するであろうと見るのは早計であろう。とりわけ集落の中で稲作の担い手に対する一定の合意のようなものが未だ見出されていないところ、あるいは合意を要する時期に差し掛かったところで問題となる。何故なら、その重要な時期に、こうした放棄した人たちの稲作維持に対する理解や、あるいは稲作維持に対する意見を求めることが難しい状況となり、それだけ集落の総意を見出すことが困難になると考えられるからである。

問題の元凶は、今日の経済環境の中にあって、他産業で生み出される商品価格に比べ、第一次産業によって生み出される諸産物の販売価格が相対的に採算のとれる価格を実現できていない点にある。個々の生産者や営農組織自身でこの問題の解決を図ることには限界があるが、しかし現在のところこの解決策は見出されていない。

#### ② 困難な農地集積

栃木県市貝町の水田は丘陵地の狭間に点在する様に展開している。こうした分散錯雑を改善する努力は、農家や農協において個別に実施されている。市貝町を管内とする農協にあっては、農地保有合理化事業によって交換分合を進め、農地集積さらには一戸あたりの規模拡大に資するべく漸進している。しかし、町の担当者によると、農協であっても合理化事業があるからといって「組合員の懐に手を入れるような」ことは困難である。全国を見渡せば、市貝町のような地形を背景とした水田をかかる地域は決して少なくない。熊本県小国町もまた山間部に段々状に狭隘な農地が点在し、地域の水田は圃場の整備も殆ど進んでいないのが現状である。むしろ、小国町ではここ数年、道路や水路が不備で作業受託者の大型機械が入らないような「条件の悪い遊休農地が増えている」(小国町担当者)という状況にある。これらのケースからすると、広範かつ大規模な土地改良事業が持ち込ま

れない限り、そのような条件に置かれた稲作は、個人や限られた範囲の集落だけで規模拡大を指向したとしても、一定の限界があることを物語っている。

まして、山間地では、土地条件が厳しいうえに高齢化の問題も深刻化していることも明らかになっている。周囲の農家の高齢化に伴い高齢者が自ら耕作できる範囲が徐々に狭まってきており、反対に、その分の耕作不能の農地が増えているのである。こうした中で唯一の若手にしても「この傾向は止めようがない」と感じているのである（丸森町：農業者 51 歳）。急峻な谷合の農地の維持管理は、平坦地の人達の考え方と異ならざるを得ない。耕作しなくなった日当たりの悪い冷涼な谷地が、開墾前の元の山林に還ってゆくことも容認する。こうした土地を誰かに管理維持してもらうことで、怪我人が生じては元も子もないからである。山間の土地条件が厳しく、それだけに残された人同士が互いに思い遣って生きていかなければならぬところまで追い詰められているのである。

これに対し、比較的平坦地に水田が展開する秋田の大仙市大田地区や茨城県坂東市岩井地区、岡山県総社市三輪地区などは、農地集積に基づく規模拡大が可能な条件を持ち、かつ大規模な土地改良事業が既に実施されており、その可能性を果たしている地域もある。こうした地域では、一定の限界があるにせよ、米価低落に対抗する方策として、一経営体当たりの規模拡大が可能であり、また実際にそうした手法も既に取られている。

### ③ 人材不足問題

営農組合の運営にあたって難しいとされるのが、農作業に出役してくれる人手の確保である。岩手県奥州市稲瀬地区の営農組合では、稲作の転作配分後の生産面積を営農組合で調整し、作業担当役員が中心になって作業従事者を特定している。出役は義務ではないが、主として兼業農家がその対象者となり、休日の作業となっている。その中の一人によれば、専業農家でなくとも外に働きに出でないで家にいると否が応でも営農組合の作業が回ってくる。しかし、作業内容からすると時給 1,000 円、日給にして 8,000 円では安すぎる。せめて日給 15,000 円をもらえるようにならないと「作業意欲が出ない」（奥州市：農業者 54 歳）という。一方、組合員の中には、「作業に出ると世間や世界観が広がる」（池田地区：農業者 65 歳）と感じて積極的に出役する人もいる。総社市池田地区の営農組合では、通常の労力として機械作業のオペレーターが 3 人と作業補助が 4~5 人といったところである。この営農組合の作業への出役は組合員を主体としているが、それでも役員や組合員が都合のつかない時期には、地元のシルバー人材センターからの人材派遣を利用している。

前節で、営農組合の運営主体となるべき人材の確保の現状を報告したが、ここでは営農組合で実際に作業をするオペレーターや出役者も、決して潤沢ではないことが了解される。特に、過疎化が進んだ農村地域では、こうした作業をする人の確保、不足問題が顕在化してきている。

同時に、前述したような労務費の確保もあわせて問題となる。先に見た三輪地区の営農組合では、オペレーターや出役に対する人件費支払は、盆と正月の年 2 回で、1 回あたり

の支払が約 600 万円、年間 1,200 万円の支払いとなっている。このまとまった支払いが順調にできてこそ人材確保の体制ができるわけであるから、これに要する金融面での手当ても考える必要がある。

#### ④ 農業機械更新と営農組織化の関係

近年、集落営農方式の推進が一般化してよく言われるのが、「機械の更新時と基盤整備事業の導入時が推進の好時機」（石川かほく農協：担当者）という話である。ある農政局の担当者に言わせれば、機械の更新を差し止めれば、集落営農の組織化が格段にスピードアップするということで、更新阻止を「刀狩」と表現していたのが印象に残っている。

わが国では、過去の経緯として、農外への兼業が進んで農作業が一時期に集中したことによって機械の共同利用制が頓挫し、兼業収入で個別に機械を購入するようになった経済の高度成長期を経て、兼業現役時代にボーナスで農業機械を購入・更新して兼業農業に要する装備を維持してきた、という一般的な理解がある。そして、米価が長期低落傾向を辿るようになってからおよそ 10 年余を経た今日において、そのような兼業のボーナスで農業機械を更新することも困難になりつつある。また、それ以上に、ところによっては機械購入が無理となり、「乗用トラクターを残して全て処分」（池田地区：非農業 66 歳）してしまう人も現れ、さらに「小作料はいらないから農地を農地として維持してもらえばいい」（上野地区：農業者代表者 5 人、65～78 歳）という人が顕在化してきた地域も出現している。これらは前述したように、集落営農の推進環境が整うプロセスを体現している。

しかし、その一方で、「畑作（露地野菜）もあるので、個人で持っていたほうが何かと便利」（奥州市：高橋觀而）であるため、トラクターだけは自己所有するという人もいる。あるいは、トラクターやコンバイン、田植機は本家と共同で利用していて、「今後も農業をやめる人が出てくるので機械は中古で更新可能」（池田地区：非農業 60 歳）と見込みを立てている人もいるのである。

人々、集落営農の組織化に定理など無いと思われるが、それでも前述のような組織化の進展の一般化が見込まれるとすれば、中古農機市場の活発化に代表されるように、一時的とはいえ進展が停滞する要素も少なからず存在する。もちろん、その後の中古市場も衰退する時期を見越した対応があるように、こうした一般化の考え方も時間的経過の期間のとり方によって異なるであろう。

#### ⑤ 農業・農家の後継者確保対策

家の後継者について、大仙市太田地区と坂東市岩井地区の両地域では、後継ぎがいない割合が太田町地区で多く、岩井地区では未定が多かった。また、後継ぎの現居所については、岩井地区で同居している割合が高かった。これは、当該地域周辺の兼業機会ないし就業機会が多いことが反映している。太田地区の有力な兼業地は秋田市や旧大曲市のほか、東北の中心地の仙台市、さらに東京や名古屋などの遠隔地があげられた。一方、岩井地区

では首都圏に近接していることから、就労機会が県内より県外の埼玉、東京、千葉に豊富に存在することが確認された。さらに、農家の後継ぎと農業との関わり方は、太田地区と岩井地区の両地域ともに、「農繁期に手伝う程度」が最も多く、次いで「全く農業に関わらない」が多く、後継ぎは農繁期の手伝い程度でようやく農業に関わっていた。

今回調査地の岡山県総社市に目を移すと、三輪地区では全く農業に関わっていない後継者が多く、池田地区では太田地区や岩井地区と同様に、農繁期になると手伝う後継者が比較的多いが、全般的に後継者の農業への関わりは希薄になっている。総社市の中でも三輪地区は岡山市や倉敷市に近く、池田地区は山間部に入り込んでいる分やや遠隔である。そうした若干の差を除けば、池田地区にても三輪地区にても、家族構成は総じて3世代同居の割合が高い。また、両地区はともに兼業機会に恵まれ、同一家族が何代かにわたって市役所や近隣の自動車工場に勤務するパターンが認められ、しかもそれが同地域の生活スタイルとしてほぼ一般化している。たとえば、県内の町外に居住する息子が土日に帰つても農作業を手伝うことはないが、10年後には家に戻る予定がついている家（三輪地区：農業者65歳）や、同居している息子は農作業の手伝いをしないが、父親も会社に勤め自分も通勤しながら農地を維持してきたのであるから、息子もいざれそうするであろうと見込みを立てている家（三輪地区：農業者67歳）がある。

こうした中で、確固とした営農組織が維持されている三輪地区では、10年後に後継者が農業を中心的に担っていると見込まれる少数の一群も存在し、農業に一切かかわらない後継者が顕在化しているなかで、数は絞られても農業の中心的な担い手が育成されていることが窺える。他方、池田地区では、10年後の担い手と目される人がまだ定まっていない状況にあり、その理由として挙げられたのが、池田地区では三輪地区のように大規模な農地集積がなく、それに応じた営農組織の確立がまだ途上にあることがあげられる。

## ⑥ 農業政策の変更と減反問題

稻作に関しては、短期間に国の政策が大きく変更され、行政を含む現場からすると大変混乱しているという印象が強く残る。2004（平成16）年度から、政府は「米政策改革」として、農家個人が中心となった米の生産政策を打ち出し、減反参加・不参加の判断も個人の裁量に任されて、それが2007（平成19）年度まで続いてきた。しかし2008（平成20）年度から、再び、県や市町村を中心に転作の実施を徹底させる方針に転換した。転作の徹底を図る現場では、「生産調整目標達成のための合意書」なる文書が作成され、これに「農政事務所・県・市町村・農協・農業委員会・農業共済・土地改良区・認定方針作成者（米卸や小売などの商系業者）」のそれぞれの長が署名捺印して合意事実の書面を作成し、「生産調整目標達成の達成に向けて考えられるあらゆる措置を講じる」ととした。いわば、米生産者の周囲の関係機関の暗黙の強制力を動員して、それまでの選択的自由を否定する政策へと転換したわけである。

具体的に見れば、2006（平成18）年度までは、減反に参加しない人に対し市町村長名で

減反への協力要請ができた。しかし、2007（平成19）年度からは選択制に変わり、減反に参加しない人に対する減反配分が不可能になった（栃木県：はが野農協）。その結果、減反協力者にこれまで以上の減反を要請せざるを得ない事態を招いているのである。

また、当該行政区外の者が水田を所有することによる過剰作付けも少なくなく、これに対する減反参加の強制ができない点も、減反不参加面積を増やす原因となっている。これについては、2008年度から対象面積として算入しない緩和措置が講じられたが、それでも相続の関係で市外及び県外在住の相続人が増える傾向にあるため、悩ましい問題となっている。

なお、地域によっては、地区外在住者が農地相続を拒否する人も現れている。まだ事例としては少ないものの、当該水田に土地改良費等の未払い延滞金が付帯していたケースでは、かなりの延滞額でしかも突然降ってきた負債であるため、当該相続者はこれを放棄したい旨、行政に申出があったという（茨城県坂東市、岡山県総社市）。

## ⑦ 農政に対する醒めた見方の存在

政府の農業政策の変更とおおいに関係することであるが、農家は元より行政担当者を含め、当面推進されている集落営農の組織づくりに対し、推進だけではないもう一つの醒めた見方が存在する。

たとえば、奥州市江刺地区には、この仕組みが始まった当初、集落営農組織が24あったが、それが数年後に70余組織を数えるまで増えた。しかし、近隣の営農組合を見る限り、「帳簿だけを一緒にして、作業等はすべて個人で行っている」（奥州市：農業者54歳）ところが大半というところもある。現に、「集落営農組織に入っていないと奨励金がもらえない」（奥州市：農業者51歳）から形式的に加入している人がいるのである。農協の担当者や行政担当者にしても、こうした視点は共通する。丸森町を管内とする農協のある担当者は、「国が集落営農政策を一貫して推進するという約束をすれば関係機関も推進に動くが、現状の弱腰ではそれも困難である」（仙南農協）ときわめて冷静な姿勢である。同じく、小国町を管内とする農協の担当者も、「既存の集落営農組織は通帳だけを一つにした形式的な経理の一元化だけである」（阿蘇農協）と指摘している。さらに、行政担当者にても、「政府の政策変更も十分考慮に入れながら支援してゆかなければならない」（江刺農業活性化センター）と考えている。こうした醒めた冷静な見方の背後には、選挙のたびに農政が変更となり、それに振り回されていては自分たちがだめになってしまうという危機感がある。ある行政の担当者によれば、「優れた農家は農政に頼らず自分の力で切り開いてゆく」と感じており、こうした農家の支援に力点を置く方向に傾斜しつつあると言う。

稻作をはじめとして農業をめぐる経済的な環境が厳しさを増す中で、国の政策が大きく振れていると感じている人は少なくない。こうした何かと振り回される政策状況を生み出した政治条件も考慮に入れながら今後の農業を考えなければならない、という煩わしさが問題としてあるのである。

## 4. 地域農業と今後の担い手

### （1）問題への対応、その後の可能性と限界

前節で集落営農をめぐる問題の所在について見てきたが、ここでは、そのいくつかの主要な問題に対し、これまでの集落営農を中心とした調査を通して見出された課題と対応の方向性を検討する。

#### 1) 減反不参加に関連して

今回の調査地に限定したものではなく、全国各地を回りこれまでに見聞してきた減反不参加の実態をもとに検討してみることにする。減反不参加者が多くみられる地区にあっては、作付け可能面積が年々減らされて、既存の転作達成者にこれ以上の負担をかけるのが無理な状況になりつつある。転作未達成に拍車をかけている原因は、直接的には長期的な米価の下落であったとしても、間接的には価格下落分を補うため、減反不参加で過剰作付けに走り、直接販売に打って出る農家が少なくないことがあげられる。具体的にみると、実態は農地貸借であっても、農業委員会を通さずに農地貸借が行われ、これを「作業受委託」と称して借入面積全部に作付けをする手法がとられる。農業委員会を通せば、たとえば減反率が50%であると、借りた側は作付け可能面積が半分となり、しかも全借入面積分に対する賃借料の支払いが生じて割が合わない。したがって、農地貸借を作業受託に変質させるという理解が一般化するのである。このケースでは、貸した側もその全面積に応じた小作料が入り、借りた側は作業受託ゆえ過剰作付けではないと主張でき、指導していた行政側を除けば、当事者双方に当面のメリットが生まれる。しかし、実際に減反に参加している人には迷惑な話である。これに関連して事情を複雑にしているのは、地域の主要な担い手となっている減反参加者が、その一方で、作業受託の名目で農地を借り全面作付けをするケースが少なからず認められることである。その主な動機として、地域の担い手として減反を達成していなければ補助金が受け取れないという事情があり、そのためこうした回りくどい方法がとられているのである。このケースでは、「作業委託」として出した側の農地所有者だけが減反不参加になるが、出し手自身がそもそも稻作の継続を放棄しているとしたら、問題は稻作を放棄した地権者の存在が、稻作市場のアウトサイダーとして市場搅乱要因になってしまうことであろう。

#### 2) 稲作の不採算に対するいくつかの対応

##### ① スケールメリットを活かした対応

稻作の採算問題は、調査先のみならず全国のいたるところで当面する問題である。これに対し、機械や設備等の固定費支出に対応すべく、これに見合う分の兼業所得を充当し稻

作を維持してきた兼業主体の農家にあっても、単年度のフローベースつまり販売収入と諸支出の収支尻が合わなくなれば稲作を中止してしまう人が出てくる事態は、当然起きてくる。こうした割り切り方というべきか中止の決断は、それが若い世代で顕著に現れてきていることが、今回の一連の調査の中で判然としてきた。さらに、豊富な兼業機会を与件に持つ地域では前者のような対応が可能であったし、また兼業収入との相対的な関係からそれを維持することも可能な地域がある。しかし、兼業機会が少ない稲作専業地域のようなところにあっては、今日の経営環境により、稲作の継続か中止かの二者択一を迫られる。

稲作の採算問題に関連して、先に見たように、米価低落に対しては、稲作主体の地域を中心とした一経営体当たりの経営面積の拡大によるスケールメリットを活かした対抗策がある。しかし、米価の低落が今後も続き、さらに価格低落が加速したら、規模拡大に基づいたスケールメリットを活かすことによる対応も限界を迎えることになる。集落営農の推進にしても、こうした規模拡大によるスケールメリットとコスト軽減がその射程に入っているわけであるが、集落営農方式であってもこの一定の限界は避けられないであろう。

とは言え、これまでの調査地のヒアリングによれば、更なる規模拡大が指向されている周辺地域もある。そこでは、複数集落が一斉に土地改良事業に取り組み、一経営体当たりの経営面積をさらに拡大しようとするものであり、当然、既存の集落営農組織の合併・統合を伴うことになる。米価の低迷が続き、稲作の経営環境が厳しくなった結果、それが農地流動化の一つの要因となり、さらに大規模土地改良事業のような一大プロジェクトが起立することになれば、これが流動化の契機になるとされる。つまり、一定の暗黙の規律が求められる集落内において、それまで個々の農家の段階では稲作の「中止」あるいは「離農」を表立って意思表示できなかった環境が支配している。それが一斉に実施される地域全体のプロジェクトとして公然化することで、事業への参加・不参加、農地の売買といった判断を公明正大に意思表示できる環境へと一変するのである。したがって、こうした困難な時期であるからこそ、農地流動化によって更なる規模拡大が可能になり、スケールメリットを生かした対抗策も可能であるという解釈が成り立つのである。

## ② 経済ベースだけで割り切れない稲作の在りよう

これに対し、物理的には希望が見出し得たとしても、精神的には必ずしも楽観できない側面も見えてきている。

複数集落の農地を抱えた超大規模な経営体が登場したとして、これを継続する場合、農業という職業視点からすると「周囲に仲間がいて初めて職業として成り立つのではないか」という見方がある。つまり、仲間のいない専業農家は結局継続できないという見方である（市貝町：農業者）。こうした視点は、たとえば、総社市池田地区の営農組合での意見と通底している。すなわち、営農組合は指導者がしっかりとしていることも大事であるが、それに加えて人間関係が大切で、組合員間の信頼が厚い環境があれば、「出役作業も楽しくワイワイやれる」から、集落内の意思疎通も良くなると思っている（農業者63歳）。また、家

の中にこもっているより、「作業に出ると世間や世界観が広がる」から積極的に出役する人もいるのである（池田地区：農業者65歳）。

稻作を中心とした集落農業の維持を考えた場合、その経営主体となる方式は集落営農組合が全てではない。農業に対し過保護な政策を進めてきたとう忸怩たる思いを持つ地域の行政担当者からすると、個人の責任が明確化して努力が報われる法人化を推奨する意見もある。加えて、農協もまた集落営農をすすめるが、その真意には組合員組織の維持や購買事業対象者の維持といった利害が背後に働いているのではないか、といった農協に対する厳しい見方がある。

## （2）地域農業における担い手と合意形成について

今後の農業経営をめぐる対応としては、純農業地域であるか兼業機会の豊富な大都市近郊であるかの地域性によっても、その望むべき方向が大きく異なってこよう。

兼業機会が少ない純農業地域にあって、しかも農地条件が押並べて平坦地であるような地域であれば、前述したようなスケールメリットがはたらく更なる規模拡大による対応の余地もありそうである。その前段として、このまま農業の継続かまたは退出かのいずれかの選択があり、継続が選択された場合、相対的には米価との対比の中で経営が維持されなければならないわけであるから、そこでの営農主体の経営形態が、さしづめ集落営農組織であれ、法人組織であれ、あるいはまた個人であれ大きな差はないであろう。ただ、いずれにせよ、そこにおいて「再生産」が可能であるとしても、「拡大再生産」を望むのはかなり厳しく、農業生産と切り離された所得補償制度の設定といったような農業政策の大転換を伴わない限り、現在置かれた条件下にあってはかなり難しいと考えられる。したがって、こうした地域では、稻作等の農業の一定期間の継続が期待できたとしても、幾何世代にもわたり長期的に稻作が継続されるかどうかについては疑問符が付かざるを得ない。

こうしたケースとは反対に、土地条件が平坦ではない中山間地や、地域農業の主流が畑作物や園芸作物を加えた複合経営でありそれが一般化している地域や、あるいは兼業機会が豊富で兼業収入が主体となっているような純農業地域あるいは稻作専業地域と捉え得る環境には乏しい地域を前提にした場合には、つぎのような形での農業や稻作の継続の可能性はあり得るであろう。すなわち、集落営農組合方式に代表されるような地域住民が参加する形で、たとえば兼業先の定年後にボランティア活動の一環として集落営農の運営主体および出役作業を務め、それが世代を超えて維持される営農方式である。ただし、継続可能な方式が見出されたとしても、その前段には、世代を超えた稻作維持の必要性に対する合意がなければならない。

「農地を農地として維持してもらいたい」という願いは、調査地の販売農家・非販売農家にかかわらず、いたるところで耳にした言葉である。また、そこでは、農地が維持されるのであれば小作料など不要である、とも付言されていた。このような先祖伝来の農地維持に対する意識は、全国的にみても一般化され根強いものである。そして、そこには農地

を生産手段と捉えたものではない、農地に対する別の意識が働いていると考えられるのである。たとえば、総社市三輪地区の若手兼業者によれば、これまで途絶えていた秋の例大祭が有志によって復活し、その実行部隊に参加した若手の間で、地域における横の連帯が生まれてきたと受けとめられている。これまで農業は元より、地域での生活や伝統行事などには全く無関心だった、近所の人との付き合いが無いので顔を見てもどこの家の人か全くわからなかった、しかも連帯感も希薄であった人たちが、「祭り」を媒介にして、問題意識を共有し、さらに次世代のことを想定して地区農業の担い手の今後を考えるという展開は、三輪地区だけに生まれた固有のケースでは決して無いように思われる。

農地は農業にとって生産手段であるという理解は全く間違いでない。しかし、農地は単なる生産手段にとどまるのではなく、地域の人々の生活を維持する基盤でもあるのではないだろうか。つまり、その地で生きていくうえで、切ろうとして切り離せるものではない地域の文化や慣習、風習といった色々な地縁的なものが存在する。「祭り」などはその代表格とも言える。地域の紐帶すなわち「地縁」を媒介に連帯感が生まれたり、地域での問題意識を共有したりできる媒介項が地縁であろう。その地縁を形成する基盤となっているのがまさに農地ではないだろうか。

そういう意味で、地域の稲作や農業において担い手はどのような合意形成のもとで担い手たるのかを探ってきたこれまでの調査では、それが単に農業を維持することを目的としたものではなく、その地域で生活する人たちに不可欠な生活の基盤となっている「地縁の維持」あるいは「地域社会の維持」に向けられた合意でもあることが見出された。農業の維持と地縁の維持は無関係ではなくおおいに関係している、という視点が必要である。

当面する農業の担い手の問題を限定的な視点から憂慮するだけでなく、「祭り」に代表されるような地域の文化や慣習、風習といった地縁的側面にも眼を向け、地域社会全般を俯瞰したより広い視野から、今後の農業問題を考えてゆくアプローチが必要であろう。

## 第3篇 地域資源と農業

農業地域社会の維持・存続の切り札と目される集落営農ではあるが、「オペレーターが不足」「経理一元化ができない」「パソコンを使った経理作業等が不可能」等、様々な課題に直面し、実質的な普及が進まないのが現状であろう。各地の集落営農の事例を調査・分析し、それぞれの組織が当面する課題への対応策を検討することは、課題解決に対する最も現実的なアプローチと言えよう。しかし、研究者が、ともすれば短絡的で近視眼的な解決策を求めるアプローチを重ねてきた結果、今日の農村地域の衰退を招いた観があることも否定されるものではない。基盤整備や規模拡大、あるいは機械装備の更新を推奨してきたことで、個々の農家の生産効率が向上した結果、慢性的な生産過剰、農産物価格の低迷を招來した事例は枚挙に暇が無いだろう。

この反省に立ち、本稿では従来とは若干異なる調査・研究のアプローチを採用した。具体的には以下の通りである。

現代における集落営農は、集落内における農家個々の「家」の繋がりを超えた共同作業に他ならない。かつて東北地方では「結（ゆい）」と呼ばれる共同作業が実施されていた。今次の総社市調査においても、かつては共同作業が実施されていたとのヒアリング結果を得ている。これらかつての共同作業が解体されていく過程を検討することで、逆に今日の共同作業の再構築の手がかりを得ようとするのが第一のアプローチである。もちろん、かつての共同作業と、今日の集落営農に関する社会的要請・背景が全く異なることを考慮する必要がある。第1節では、こうした背景等を織り込みながら、集落営農として「共同」作業が再構築されるための要件をあぶり出していく。

次に、集落営農組織が完成したとして、その組織は何を作るのか、という課題が残る。農業の衰退に歩調を合わせ、県の営農普及組織、あるいはJAの営農指導組織が縮小される一方、行政・JAとも合併統合によって農家との精神的・物理的距離を拡大させている。また、これら普及・指導によって形成された産地は、消費者・市場への対応策として、通年栽培や生産ロットの大規模化、あるいは生産物の規格統一を目指したことから、比較的短期間のうちに市場の飽和を招き、価格の下落によって別の作物へのシフトを余儀なくされる、というスパイラルに陥りやすい。情報流通速度が飛躍的に向上した昨今、産地形成から産地衰退、作目の変更に至るまでのスパンが短縮される傾向にあるだろう。こうした状況の中で、農家あるいは集落営農組織は何を作れば良いのだろうか。第2節では、作目の選択に関する農家のメンタリティーに触れつつ、これまでの調査対象となり、2008年に再訪問した農家・関係者のヒアリング結果を纏め、現在の農村地域像を描き出すことを試みる。

「現代農業は、補助金無くしては成立しない」とは今次調査における某農家の言である。補助金という直接的な形式によらず、国際貿易に係る農産物の関税措置や、農地取引規制

による農業への参入規制など、様々な保護措置によって今日の農業・農村が維持されていることは事実である。しかし、同じような保護枠組みの中であっても、成功する事例、失敗する事例が必ずある。当然ではあるが、これを個別の「事例」の中に押し込めてしまっては、成功の要因を普遍化することはできない。普遍化することなど到底困難な各種条件によって成功・失敗が決定されるということは承知の上で、第3編では「地域資源マネジメント」という観点を導入して成功の要因をモデル化する。また、地域資源マネジメントと地域住民の意識特性（メンタリティー）についても事例をもとに分析を試みる。

第4節では、疲弊衰退した現代日本農業にビジネスチャンスを見出し、農業への参入を図る農外産業について、事業者へのヒアリングからその実像に迫る。従来は、行政改革に伴う公共投資の削減、具体的には道路・ダム建設などの土木建築業を主業とする者が、機械設備類や土木作業のノウハウを生かすべく、また構造改革特別区の設定の流れの中で、効率よく補助金を獲得しつつ農業に参入した前例は多々ある。しかし、それとは全く別に、現代日本農業に新たなビジネスチャンスを見出す事例もある。こうした事業者の目は、農業側から見た数々の課題を乗り越える方策を見出しているのかもしれない。

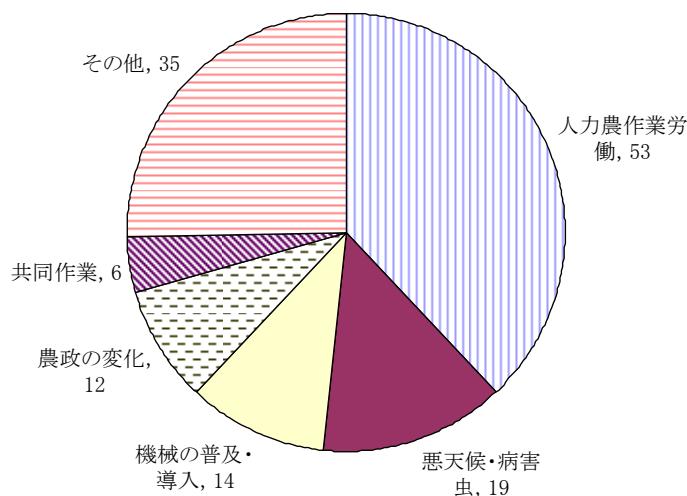
最終の第5節では、JA組織の事業に焦点を当てる。JAと行政が合併・広域化によって農家（住民）との距離を拡大していることは既に述べた。しかし、これといった基幹産業を持たない農林漁村地域において、JAと行政組織は未だに地域経済の中での最大級のステークホールダーである。特に、JAに関しては、その収入部門が金融・共済など非農業部門にシフトしているとはいえ、民間銀行・保険業とは一線を画す必要があるだろう。単純に、農家組合員を平等に利するため、という大義名分では割り切れない現状に際し、改めてJAの存在意義を問い合わせ、今後の方向性を探ることを目的とした。

## 1. 共同作業の解体と再構築 ー稲作機械化一貫体系がもたらしたものー

### (1) 共同作業に対する関心

2007 年における秋田県大仙市太田町におけるアンケート調査では、「これまでの農業で印象に残っていること」を聞いた。図 3-1 にその結果を示す。

図3-1 これまでの農業で印象に残っていること



最も多かった回答は、人力による農作業労働に関するもので、内容は圧倒的に「田植え」に関するものが多く、次いで「稲刈り」「はさがけ」「脱穀」と続く。具体的には、「田植（手植え）作業がつらかった」などである。「その他」を除外すると、次点は悪天候・病害虫に関する回答であり、具体的には「冷害」が多い。本節で焦点を当てている機械化に関する回答数は 3 番目である。内容的には田植え機と耕耘機の導入に関する記述が多い。なお、農政の変化とは「減反」に関する記述であり、共同作業の内容は「協同田植え」が最も多い。以上の結果だけを見ると、機械化に対する農家の印象はそれほど高くないよう見える。しかし、「田植え」ないし「協同田植え」が最も印象に残っているものとして挙げられていることの背景には、「かつての田植え作業は、非常に辛く苦しい作業で、集落協同で実施しなければ適期内で完了できないほどの労働量を必要とするものだった」という事実があるとすれば、田植え機導入によって劇的に田植え作業が楽になった、という回答とも読み替えることができるのではないかだろうか。この読み替えを行って、改めて図を見てみれば、およそ半数の農家が農業機械の導入に関する印象を挙げているといえる。回答者の年齢属性は 50 歳代以上が多いことから、少年・青年期の農業労働の質的変化が深く印象に残っているものと推測される。また、「田植え」回答の背景が機械化にあるとすれば、それは同時に田植え＝共同作業という枠組みの崩壊もまた背景に持つことになる。

現在の共同作業は、中山間地域直接支払い制度による補助金給付を受けるため等の理由により、集落内の景観・環境を維持するための除草作業や水路清掃という形で存続しているが、兼業化・スプロール化によって「土日は自家所有農地の農作業、平日は勤務ゆえ、共同作業に出役する暇がない」といった状況が色濃く出現しつつあり、集落内住民による共同作業という形態は、消滅の危機に瀕しているといつても良いだろう。

こうした状況があるにもかかわらず、農政が推進する「集落営農」は、集落内における農家個々の「家」の繋がりを超えた共同作業を要求しているのと同義の側面を有している。自作地の枠を超え、集落全体、あるいはそれよりも大きい範囲の農地を維持管理するためには、ある者は負担金を拠出し、ある者は出役する。形は違えど、協同・協力によって集落の農業を維持存続させよう、という趣旨に相違は無いだろう。

上述の秋田県の事例のように、かつて東北地方では「結（ゆい）」と呼ばれる共同作業が実施されていた。今次の総社市調査においても、同時期に血縁関係を中心とする共同作業が実施されていたとのヒアリング結果を得ている。これらかつての共同作業が解体されていく過程を検討することで、逆に今日の共同作業の再構築の手がかりを得ようとするのが本節の目的である。

## （2）農業機械の普及とその要因（共同作業の解体）

大手農業機械メーカーである株式会社クボタ広報室（1991）によれば、農業機械業界の現状と変遷について、以下のように述べられている。

農業機械産業界は、日本農業とその生産基盤（土地）の多様性を引き写して、ローカルメーカーによる地域色豊かな発展を遂げてきた。国内の農機製造企業は約300社で、うち資本金が一億円を超える大企業は30社余りに過ぎず、それら大企業が生産額の大半を占める大企業突出型生産構造である。しかし、地域性への対応のため、中小企業と大企業の結びつきが強く、相互依存型の業界構造である。農業の先行き不透明感は、農家の農業機械への投資意欲を減退させる要因となっている。

昭和20年代、高度経済成長に伴う農村労働人口の都市工業への流出による農業労働力不足が深刻化し、機械化による労働生産性の向上が大きな課題となった。昭和30年代に入り、耕耘機が開発され、畜力は消滅した。農地改革により自営意識を高められた農家が、個別の経営合理化を狙って小型機械を導入したことが耕耘機の急速な普及の背景にある。昭和40年代初頭、バインダー・田植機が開発され、田植え・稻刈り（腰を曲げての辛い作業）から農家が解放された。同時にトラクターも普及をはじめ、40年代には稻作の機械化一貫体系が完成した。現在、作業工程をできるだけ少なくすることができる省力化が各機種で実用化されている。無人農業機械の開発にも取り組んでいる。

以上は、農業機械メーカーの側から見た現状認識と歴史的変化である。「農地改革により自営意識を高められた農家」によって機械化が進展し、「腰を曲げての辛い作業から農家が解放された」という認識には、農業機械の普及・発展が農家・農業に大きく貢献した、と

いう自負も見て取れる。しかし、実態はそのような「格好の良い」ものだったのだろうか。

赤羽（2000）では、次のように述べられている。

1942年に企業整備令が出され、全国に200社以上あった農機具メーカーが70社ほどに整理淘汰された。整備令は結果的に農機具工場の林立競合状態に終止符を打つ役目を果すことになる。しかし一方、長引く戦争が農村男子の出征による人手不足を生み出し、機械化への需要を大きくした側面もあった。高度成長による農家の兼業化が進行して省力化・合理化が強く求められた。

1973年には他産業はオイルショックでダメージを受けるが、農機具業界は買い換え需要や新規需要の残存から大きな影響は受けなかった。オイルショックから数年後、減反の進行から農家の農機購買意欲が減退し、大手資本の販売網の全国展開が開始されたことで1970年代後半には深刻な需要不足に見舞われた。機械化一貫体系が完成し、新たな農機開発の余地がなくなり、農機市場が成熟化したこと、兼業化の完了に伴う労働力代替の農機需要が激減し、買い換え需要のみとなったこと、大規模機械の共同利用による販売数量の減少などの複合要因と考えられる。

以上のように、戦中戦後の成人男子労働力の不足、高度経済成長による農業人口の流出と兼業化が農業機械導入の直接的な要因であるとの見方もできる。その後、機械化は減反政策への対応策の一つともなった。橋本（1993）によれば、山形県の事例には「昭和46年にはじめた「haあたり投下労働力100時間で収量5.5t」を目標とする大規模実験農場試験研究事業では、水田の一区画を2.3、1.8、1.2haと当時としては破格の大きさに整備して大型機械化体系試験を実施したが、収穫機はまだ試作レベルの全面刈自脱型コンバインを採用した。この実験事業には大勢の技術者や農家が見学にみえ、その後の自脱式コンバイン導入に確信を深めて帰ったものと考えられる。」とある。また、伊藤（1993）による秋田県の事例では、「機械化一貫体系が確立し、一般化しているが、機械化が担う役割は大きく、重大である。第1に、機械の共同利用などの生産組織作りや経営規模の拡大、作業受委託等の推進。第2に、適正な稻作計画に基づく、適期作業の遂行。第3に、稻作技術の省略化を防止し、正しい省力化を推進し、さらに、適正な機械装備によって、稻作の低コスト化、高所得化を図る。第4に、栽培管理とともに、収穫・乾燥・調整・貯蔵における品質管理による品質の維持向上である。」とあり、これらの論述のテーマが「うまい米作り」と題されていることからも、生産性の向上もさることながら、生産過剰対策としての差別化栽培・管理調整に農業機械整備の重点がシフトしていたと考えられる。

このように、農家労働力の変化に対する対応策、農政変化（減反）に伴う米の差別化等、政策対応策としても農業機械は大きな役割を担ってきたと考えられる。では、農村社会にはどのような影響を及ぼしたと考えることができるだろうか。小林（2000）は次のように述べている。

畜力から動力へと、戦後に入ってまったく異質な形態の耕耘機が導入されてくる。耕耘機は、戦後の昭和20年代後半から急速に普及し、40年代前半をもってゆきわたった感す

らある。さらに、それに取って代わるようにして、40年代前半から50年代前半にかけてトラクターの激増をみる。田植え・稲刈り用具としては、昭和30年代後半を迎えるまで、総じて人力一辺倒だったといってよい。まずは30年代後半から稲刈り用のバインダーが登場し、続けざまにコンバインが入ってくる。のち、バインダーは昭和40年代後半を境にコンバインに取って代わられる。そして、最後はコンバインとほぼ同時期に田植機が導入された。すなわち、これによって田植え・稲刈りにかかわる、いわゆるユイといった労働慣行が消滅の一途をたどったのである。

農機具の当初の浸透状況をみた場合、それは恣意的に個々人が導入していくのではなく、あくまでも内外の多様な社会的要因が影響し、錯綜しあった結果だということができる。こうして農村に商業資本が浸透すると、その結果、農村は農産物の産地である一方で、農機メーカーの販売市場とも化していった。個人化傾向がますます強まっていいるなか、表現を変えれば、農機具の導入によって、その後の村落組織は拍車をかけるように弛緩していったわけで、これはモノが社会に影響を与えた一大事象ともいえる。

以上では、農村社会において、結合作業の消滅、農村の「生産現場であると同時に農機市場への」質的変化、農村（村落）組織の弛緩、といった事象が農業機械の普及によってもたらされたと述べられている。結合作業に関しては、図3-1のヒアリング結果の解釈とも一致する。また、機械化による農家の個別化が、農村の組織力を弱めたという指摘は、本節にとっては重大な示唆を与えている。2008年8月に実施した岡山県総社市池田地区（中山間地域）でのヒアリング調査でも、「昔は近所の農家で共同作業（機械共同）を実施していた。兼業化によって土日しか出役できなくなり、共同から脱退した。しばらくは機械を借用していたが、やがて一つ一つ自家で購入した。」（農家M.T、農家T.HI）、「東京オリンピックの頃までは、身内（分家本家）で共同作業を実施していた。身体はつらかったが和気あいあいとしていた。あのころは良かった。今は個人主義だ。」（農家T.HII）という声も実際に聞かれたからである。なお、ほぼ同様の話は同市平野部の三輪地区でも聞くことができた。ただし、秋田県大仙市の事例に見られるような集落単位の結ではなく、「身内株うち」と呼ばれる本家・分家を基調とする血縁関係での「共同作業」であった点には注意が必要である。また、総社市の事例では、大仙市の事例に比べて兼業機会が豊富であり、兼業化の増加が機械化に拍車をかけた事例である。

では、現代の大規模水稻栽培において、どのような機械装備が必要とされるのだろうか。守屋（1993）は次のように述べている。

### 農家一戸当たりの農地（水田）

面積が 15ha に及ぶ八郎潟では、生産基盤の整備と能率的な農業技術の導入により、農業の生産性の向上と高い所得水準の達成が目標とされてきた。この当時の農家所有機器 20 種類が一例として挙げられており、内訳は以下の通りである（原文まま）。1. ホイールトラクタ、2. 催芽器、3. 土入機、4. ロータリーテラー、5. ドライブハロー、6. ブロードキャスター、7. 田植機、8. 散粉機、9. 自脱式コンバイン、10. モールドレナー、11. 粉乾燥機 2 基、12. 粉搗機、13. ダンプトラック、14. 軽トラック、15. フォークリフト、16. バネコンベア、17. ライスグレーダー、18. ドライブプラウ、19. パーソナル無線、20. コンピューター。機械化に関する課題は、大規模化による苗代一切・移植および除草作業の効率化と、湿田に対応した排水技術等にある。

また、全農福岡支所資材農機部農機グループ（2000）による、農家数 110 戸（専業農家率 9%）、水田面積 120ha の営農組合による大型機械化体系実証事業、米・麦・大豆輪作大型機械化一貫体系実証事業の解説では、投入した機械類は、15 作業 24 種類に及ぶ。内訳は以下の通り。原動機（クローラトラクタ・車輪型トラクタ）、均平（レーザープラウ・レーザーレベラー）、排水（サブソイラー・溝掘機）、畦

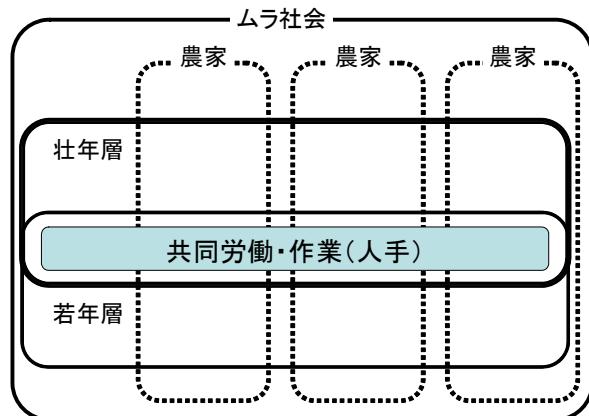


図 3-2 かつての共同作業のモデル

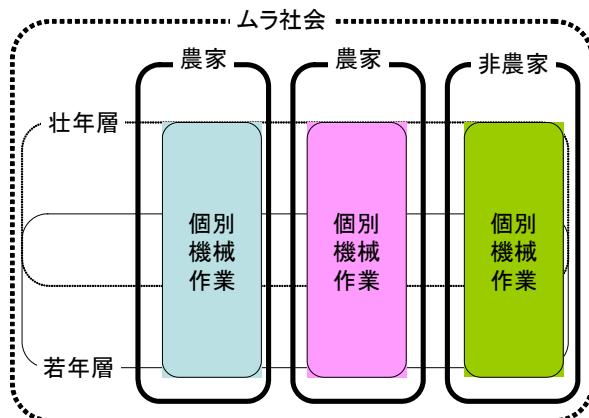


図 3-3 機械化による個別化のモデル

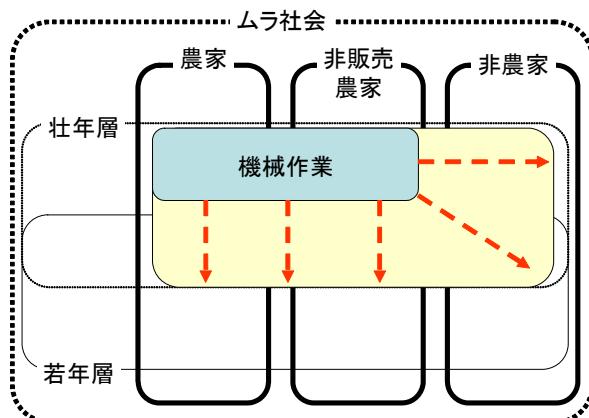


図 3-4 現代の集落営農モデル

塗り（畦塗り機）、耕起（ロータリー）、代播き播種（ドライブハロー2種類）、施肥（ブロードキャスター）、田植え（側条施肥田植機）、湛水直播（打ち込み式直播機）、播種（播種機麦用・大豆用）、中耕・培土・土入れ（乗用管理機・中耕ロータリー）、除草剤・農薬散布（ブームスプレヤー・無人ヘリコプター）、畦畔除草（畦草刈機2種類）、収穫（大型汎用コンバイン）、乾燥調整出荷（カントリーエレベータ・大豆乾燥調整施設）、とある。大規模近代化農業の展開によって、人間と土との距離が離れていくと理解される。農作業＝農業機械のオペレーションという構図が成立する場合にも、農村社会は農業に係る協同を保つ事ができるのだろうか。その点の解明は今後の課題としたいが、2008年8月の総社市池田地区のヒアリングでは、次のような意見を聞く事ができた。「後継者はトラクターに乗る等の機械作業は実践するが、その他の「百姓」は判らない。今の40歳代の世代でも、「鍬」の種類をはじめ、肥料・農薬の使い方が判らない。一見、簡単なようでも、それらを覚えるためには、親について見様見まねでの体験が必要だ。自分たちが兼業で農家をやってこられたのは、機械化あってこそ。手作業で百姓の経験と勘を積んだので、新しい機械を使いこなせた。しかし、今は、コンバイン一台、田植機一台で、その昔の家族総出のさまざまな農作業が代替されてしまった。今の機械作業はほとんど一人で作業ができるので、子どもの入り込む余地はない。」（農家T.H.I）。これは、機械による農業しか知らない世代が、機械の守備範囲が及ばない事態には対応できない、という危険性が示唆された言葉だといえよう。

### （3）小括（共同作業の解体過程と再構築に関する考察）

共同作業が崩壊する過程をモデル化してみよう。以下は、大村（2008）において、「物語り論」によって農家の「農地へのこだわり」を解釈する枠組みを応用したものである。

かつては、図3-2のように、農村集落内には農家が絶対的に数多く、集落内の農家が総出で共同作業を行っていた。大仙市太田町の結の事例でも「集落を3つのグループに分けた」というアンケート結果の記述もあり、総社市の事例ではヒアリングに「身内の3戸程度で」と回答していることから集落全体がひとまとまりではなく、数個のグループが同時期に作業を実施していたと考えられる。いずれにせよ、個々の家の枠組み、年齢層を超えた共通体験として共同作業が位置づけられていたと考えられる。

次に、図3-3のように、機械化の進展に伴って個々の農家の「家」の枠組みが強化され、農作業は家の枠組みの中でのみ共有される。ただし、壮年層は幼少期に手作業による農作業を実体験しており、機械作業にもそのノウハウを生かしているが、若年層にはそうしたノウハウは無く、あくまで機械作業の方法や、親世代の語る昔話としてのみ「農作業の情報」が共有されている。こうした個々の農家の情報伝達の差が農地維持の意向にもたらす差となって現れるのではないか、という仮説は大村（2008）の通りである。

現在の状況は、図3-4のように、集落内にはごく一握りの農家（専業農家）しか居らず、兼業農家（非販売農家）と非農家は、集落内の農地維持に関する農作業には事実上ノータ

ッチである。また、機械による作業も、定年を迎えたリタイア兼業農家か、高齢専業農家である場合が多い。では、いかにして図3-4中の矢印のように、機械作業の担当者を家・年齢層を超えて拡大し、「共同作業」を形成すべきだろうか。残念ながら、その確たる回答を持ち合わせていない。

しかし、総社市における三輪地区の営農組織に関するヒアリングの中に、ヒントと思しきものがあった。この地区でのヒアリングでは、集落営農の後継者について、壮年層からは「未だ若い世代は入ってこない」「若い人々のグループもあるが、彼らのなかで集落の農地を維持する意向に関する議論をしているかどうかは判らない」といったやや悲観的な意見もあったが、「若い人々のグループ」に属する若年層（非販売農家、43歳）へのヒアリング結果は、次のようなものであった。

同年齢層の付き合い（=若い人々のグループ）が地域内にある。それを受け皿に、将来的に自分も営農組合に参加することもあり得る。グループは、十数年前に復活させた「お祭り」の繋がりで30名ほど。お祭りの準備等で集まるので、同級生のみならず若干歳の離れた人たちとも会話するようになった。お祭りのグループには、リーダーが3名居る。この3名が前向きに頑張っていく人たちだったが、次世代リーダーへの継承が課題。お祭り活動の趣旨は、「会社人間で、定年後に地域の人間が右も左も判らないということでは困る。今のうちに地域内に人の繋がりを作ろう」「普段子どもが見られないお父さんの頑張る姿をお祭りで見せよう」「自分の子ども達の頃の楽しい思い出を自分の子ども達にもつくってあげよう」「顔も知っているがどこに住んでいるか判らない、というようなことを無くそう」というものである。

共同作業・共同意識の再生に方法として、「お祭り」という切り口はあながち荒唐無稽とは言いたい。例えば、宮城県南三陸町入谷地区のお祭りについて、2008年9月時点のメールによるインタビューでは、同地区在住の南三陸町農業振興課係長のT氏は次のように回答している。

「もし今後具体的に地域住民に何がしかの理解を求めようとした場合、入谷地区民同士の“むら”社会、あるいは“入谷人”的気風をおさえておくのも有効かなと思います。特に入谷地区のまとまりは町内の他地域には無いものがあります。それは、お祭で結ばれた地域であるためだと思います。」

お祭りは入谷に250年以上の伝統をもつ八幡神社打ち囃子で、入谷地区が四つのお祭講に分かれて、毎年行われているものです。（今年は9月13日・14日に開催されるが）9月1日から毎晩地区を上げて練習や準備作業を行っています。入谷にある町のシンボル的施設「ひころの里」の「ひころ」は打ち囃子の曲目名からつけたものです。通常は行政区単位でのまとまりだと思いますが、入谷地域の「全体意識」があり“みんなで渡れば”的なまとまりがあります。

以上のように、お祭り本番の2週間も前から「毎晩地区を上げて練習や準備作業を行う」ことで、家の枠組みと世代を超えた「全体意識」を醸成していると考えられる。つまり、

「お祭り」という「イベント」だけでなく、その練習・準備作業という、地域内の老若男女が集う「イベント」をも通じて家・世代を超える全体意識が作り出されると推測される。

「お祭り」本番は達成感を伴う楽しい体験であり、一方で「練習・準備」は年齢上位者からの叱咤激励や、地道な作業の繰り返しなど苦しい体験と考えられる。大村（2008）では、楽しい体験よりも苦しい体験（人手による田植え等の結合作業等）が共通意識形成の鍵となると指摘したが、「お祭り」による全体意識の形成プロセスからは、「楽しい体験」と「苦しい体験」の両方の「イベント」を共通体験することが共通・全体意識を醸成し、「共同作業」を再生する鍵ではないか、という新しい解釈も可能となる。苦楽両方を体験すること、それは、例えば苦しい農作業の後に訪れる実りの秋、実りを味わう楽しみ、のよう、大規模化・機械化が農村地域社会から奪い去ったものそのものであり、大規模化・機械化が続く限り、永遠に回帰できない「イベント」になると考えられる。

#### 引用文献

- 赤羽孝之（2000）新潟県上越地方における農業機械工業の歴史、上越社会研究、15、1-14。
- 橋本重雄（1993）II-2 水稲生産の課題—うまい米作りをめざして（山形県の場合）一、農業機械学会誌、55（2）、161-163。
- 伊藤俊一（1993）II-4 水稲生産の課題—うまい米作りをめざして（秋田県の場合）一、農業機械学会誌、55（2）、165-166。
- 株式会社クボタ広報室（1991）農業機械—その歴史と現状（特集・農業の近代化と鉄鋼）、鉄鋼界、41（12）、7-5。
- 小林稔（2000）農具から農機具へ—ある水稻单作地帯を例として—（小特集 第24回日本民具学会大会課題研究発表「民具の近代化」）、民具研究、122、31-34。
- 守屋高雄（1993）II-1 水稲生産の課題—先進的機械化をめざす八郎潟から一、農業機械学会誌、55（2）、156-161。
- 大村道明（2008）農村居住者の農業に対する意識、稻作を中心とした集落営農調査報告書—対象地域：秋田県大仙市・茨城県坂東市一、総研レポート、20 基礎研 No. 2、39-49。
- 全農福岡支所資材農機部農機グループ（2000）21世紀型水田営業の確立をめざして—米麦大豆輪作大型機械化一貫体系の実証事業に取り組む 福岡県久留米市、八丁島営農組合、農業機械レポート、470、3-8。

## 2. 「集落営農」で何を作るのか 一作目選択のイニシアティブー

### （1）近未来、農業は食料を生産できるか

2008年8月の総社市三輪地区のヒアリング調査では、「後継者は（家に）帰ってきても農作業そのものには参加しない。過去稻作を実施していた時代は家族で作業したが、現在は水稻を作付けしても、営農組合に作業委託するので、家族後継者の参加は無い。組合に出席しているのは自身のみ。後継者への営農技術の継承には不安を感じる。」（農家 K.N）というコメントがあった。また、「体力的につらいのは野菜。水稻は機械があるから楽。ダイズは労力がかかる割に価格が低いのでいまいちだ。」（農家 H.N）という声も聞かれた。その機械でさえ「機械装備類は、新品では高すぎる。自前で新品を購入するほどの投資額があれば、一生分の米が見える。」（農家 H.N）という状況にある。

三輪地区の営農組合では、ヒアリング実施時点では、転作大豆の大規模生産を実施していた。この営農組合では、地権者への配分金も相当額発生させているが、これは大規模ほ場とそれに合わせた大型機械の装備、転作小麦との二毛作といった要因によると考えられる。こうした優秀な営農組合存在により、現在の地域農業が維持されていることに相違はない。しかし、上述のように「機械への依存」「他者（営農組合）への依存」による「営農技術継承の不安」という構造的な問題が深刻化しているのも事実である。また、「行政に見放されたら営農組合は存立できない。百姓を続けていくこともできない。」（農家 T.W）というコメントに見受けられるように、営農組合の収入の相当部分が大豆・小麦の転作奨励金によると考えられる。この営農組合のように、小麦も大豆も生産・販売までを実施しているなら、「食料を生産する農業」という側面は消滅していない。しかし、全国的に見れば転作奨励金目当ての「捨てづくり」の麦大豆、「代掻き」までの「維持管理」等も数多く実施され、それらの行為に財政支援が行われている。また、バイオマスエネルギーなど食用外の用途を持つ農産物や、食味をほとんど重視しない加工向けの農作物、つまりは粗放的で大規模な農作業でもある程度の生産高を維持できる形態の農作物の推奨は、農業から「食料を生産する」という、本来的には主たる役割を不可逆的に奪い去る危険性がある。上述の三輪地区のヒアリング結果のように、農業政策の方向性に全面的に依存する営農組織による農業では、食料を生産するノウハウが徐々に失われる危険が高いと考えられるためである。

行政主導の作目選定、つまり転作奨励金や各種の加算金・交付金目当ての作目選定は、農家にも多大な損耗を強いていると考えられる。例えば、2005年に実施した岩手県江刺市の農家ヒアリングでは、特別栽培米の栽培には決まった農薬しか使えず、除草等の手間がかかるのに収量が少ない。支出増と収入減の二重苦である、というコメントもあった。総社市三輪地区の営農組合でも、1ha 区画の基盤整備の際、整地に大型ブルドーザーを使ったため、地盤が硬化して排水が悪くなつた。当時は1haの区画を水平に保つ技術も未確立であり、ブルドーザー導入の悪影響が予測できなかつた。その後、暗渠の設置密度を倍に

したり、サブソイラーを導入したり、スムーズに二毛作を可能とするための排水対策を実施したらしい。この地区の基盤整備は、1ha という大規模区画が珍しい時代に実施されたもので、暗渠の設置や排水改善のための機械装備導入にも補助金が出たらしい。しかし、よく指摘されるように、湛水構造の水田に、水はけの良さを条件とする畑作物を作付けしようとする段階で、農地利用に対する物理的な無理があり、また生産者に対する技術的・経済的な負担を発生させてきたといえよう。無理に無理を重ねて、消費者の求めていないモノを生産する、あるいは生産すらしない。そして現在、その無駄が地域農業のノウハウを消滅させようとしている。現在はこのような危機的な局面にあるといつても良いだろう。

## （2）作目の選択は誰が行っているのか

仮に、行政の補助メニューが、「消費者のニーズに応じてどのような農作物でも作付けしても良い」というように設定されたとして、生産者はどのようにして作目を選択するのだろうか。総社市三輪地区の営農組合の場合、作目の選択は「役員で決定する。品種特性による選定もあるが、市町村行政の助成メニューにも大きく依存する。」（農家 T.W）とのことであった。総社市池田地区のヒアリングによれば、「自分の家で決めていた」（農家 M.T）という農家もあるが、このコメントは出荷を前提としない自家用の作目に関する回答という背景があった。ヒアリングによれば、同地区では戦後、山間地に果樹園が造成されたこともあるらしい。現在は山林と化しているが、その頃の造成の理由についても、誰も具体的に知る者はいなかった。

では、作目選択の主体と動機はどこにあるのだろうか。石村（1979）は、農家が自らの経営農地での作物品種をどのように選択し、品種特性をどの程度理解しているかを北海道内の農家に対するアンケートにより調査している。その結果は次のようなものである。

品種の決定を行うのは約 60%が経営者、30%が配偶者等と相談、残りが後継者、契約会社等の指示、という結果であった。作目別に見ると、水稻については、品種名は 100%認識している。栽培を勧めたのは普及所（40%）で、次いで農協（10%）である（この点は、馬鈴薯では逆転する）。しかし、品種ごとの形質についての知識は不確かであった。なお、収量に関連しない奨励金目当ての転作対応作物や、一般企業との契約栽培においては、品種名の認識もままならない。

以上の研究の対象は、道内では先進的な農家であるにもかかわらず、経営内における品種名や形質に関する知識が曖昧であることが示されている。つまり、先端的農家であっても、品種名は知悉していても、品種の形質についての理解が曖昧で、それが自家の農地に適しているか否かも考慮の対象となっていないことが示されている。産地形成等についても普及所や農協頼みの側面が見受けられる。

また、鈴木（1986）は、日本農業労働力の質的変化（高齢化・担い手不足）を背景に、女子および高齢者労働力の増加に適した作目の選択方向について、長野県篠ノ井市のセンサス個票を材料とする分析を実施している。その結果を以下に要約する。

基幹的労働力（専業農家男子）が主体の作目は、畜産（酪農・繁殖等）、タバコ、キノコ類、葉菜類であり、補助的労働力（女子・高齢者）が主体の作目は水稻、麦・豆・芋類、果菜類、その他野菜、根菜類であった。女子労働の割合が高い作目は、採卵鶏、花卉類、施設野菜、麦・豆・芋類、養蚕であり、男子労働力が主体の作目は、豚、たばこ、葉菜類、ぶどう、キノコ類であった。高齢者労働者でも生産が可能な作目は採卵鶏、養蚕、麦・豆・芋類、水稻、たばこであり、若年労働の割合が高い作目は豚、花卉、葉菜類、たばこ、果菜類となっている。

鈴木（1986）の分析方法だと、若年で労働集約的な農業を積極的に実施しているのと、老齢だがやむを得ず労働集約的な農業を消極的に実施している場合の判断がつきにくいという懸念もあるが、当然ながら若年労働者と高齢労働者、男子と女子・高齢者では主体となって取り組む対象の農作業の内容に相違が見られることが示されている。

総社市三輪地区のヒアリングでは、「自分達が営農組合を組織した頃は 55 歳定年で、定年後に農業を担う余力があった。しかし、現在は 65 歳まで定年が延長され、その分自分達が長く農作業を担わなければならなかつた。」（農家 T.W）とのコメントもある。もし、行政の補助メニューに依存するしか作目選択の余地が無い、逆に言えば行政側にしか作目選択のイニシアティブが無いのであれば、行政の補助メニューそのものを高齢者対応のそれにシフトしなければ、集落営農によって食料を生産する農業を展開するのは難しくなるのではないだろうか。

総社市におけるアンケートでは、水稻および転作作物以外にも複合栽培作物があるかを聞いた。結果、三輪地区ではサンプル数 41 件中 4 件、池田地区では 22 件中 3 件のみが「ある」と回答した。内訳は、それぞれ施設野菜（3 件）・花卉（1 件）、果物・花卉・菌茸（各 1 件）となっている。これらの作物の栽培を開始する契機については、三輪地区では「県の普及員（による指導）」が施設野菜で 1 件、「農家グループで開始」が施設野菜で 2 件、花卉に関しては独自に開始という回答であった。池田地区では、菌茸で「農協の営農指導」と回答がある他は不明であった。三輪地区の施設野菜は小松菜のハウス栽培と考えられる。農家（H.N）へのヒアリングによれば、「小松菜を作り始めたきっかけは、当初小松菜栽培グループがあったため。県から補助金をもらっていた。高齢化が進んで、グループは以前の 6 名から 4 名になった。野菜は機械が使えないで作業が大変であることがグループ縮小の要因。小松菜の栽培を始めたきっかけは、県の普及所にいた（同地区内在住の）先輩（県職員 O.B）から、少しでも農業収入を向上させようという働きかけがあったためで、この県職員 O.B が補助金申請システム等に詳しかった。つまり、棚ぼたではなく、ノウハウを持った人間（県職員 O.B）がメンバーにいたため。」と回答している。したがって、アンケート結果の「施設野菜」回答者は、地域内の県職員 O.B の働きかけで補助申請を行いつつグループを作り、小松菜栽培を開始したと解釈できる。この場合、グループ内の県職員 O.B がキーマンであるが、このキーマンが県農政の補助金システムを知悉していたことから、グループを作って補助金による誘導に乗った、とも言えよう。よって、以上の回答

等を考え合わせると、総社市の場合でも、作目選択に関しては、普及員・JAなどの第三者による影響が大きいことが改めて示唆された。

### （3）農業地域の実際

2008年には、これまで4年間に渡って調査してきた各地の農業集落を再度訪問した。それらの集落では、何年か前の調査時点にも集落営農を担って来た者（多くは高齢者）が、相変わらず・歳を重ねただけで、未だに集落営農を中心的に維持している姿があった。そして、生産者とはいながら、自らの生産する作目の選択は行政の補助メニューに左右され、短いスパンで切り替わる農政の方針について行けずに疲弊し切っているように見えた。この事態を招來したのは、自らの農地のもつ特性、ひいては地域の農業の持つ特性を無視し、行政の補助メニューに乗らざるを得なかった農家、そしてそれを推し進めた農業関係者すべての責任であろう。いま、自らの農地のもつ特性、ひいては地域の農業の持つ特性をもう一度見直し、自然と共生しつつ食料を生産する農業へと回帰する必要があるのではないか。以下では、2008年の再訪問時の関係者ヒアリングで聞かれた農家の声を取り纏めてみよう。

#### ① 各種補助要件のうち、耕地面積要件のクリアが難しい（全地域）

平場で土地改良・基盤整備が完了し、大規模な営農機械を利用可能な農地が集積されているような場合でなければ、補助の要件をクリアすることが難しい。例えば、熊本県小国町・宮城県丸森町の山間地域の未整備小規模水田には、田一枚一枚の特性が異なり、維持管理の方法は現時点での所有者（耕作者）しか知りえないという問題がある。実際に、丸森町の農家ヒアリングでは「あの田の端は泥が深く、機械が沈むので危険、というような個々の違いは耕作者にしか分からない」という声が聞かれた。したがって、第三者が短期間で営農主体を交代することが難しい。こうした要因から、基盤整備が営農組織の設置・農作業の集団化の第一条件となっていると考えられる。石川県津幡町上野地区でのヒアリングによれば、同地区では「20年近く前に基盤整備が完了し、一区画あたりの面積は小さいものの田の特性は均質化しているため、一年間通年で田を維持すれば特性の把握が可能で、第三者でも短期間で営農可能と考えられる」とのことであった。しかし「第三者による収益性追求型の農業では、同集落の特徴でもある集落内の景観維持（年5回の畦畔の草刈り等）は実施されないのでないか」との観測も聞かれた。

また、奥州市江刺農業活性化センターでのヒアリングにおいて、市町村役場の農業部門は、農水省の補助行政に即応した受け皿づくりを実施しており、集落や農家はその構成部分と考えられるが、こうした観点で現在の農業集落を見た場合、果たして無理の無い構成といえるのか、という質問に対しては、既にかなり無理のある構成といえる、との回答であった。特に、各種の申請書作りや経理は、70歳を超える高齢者には厳しい事務作業であ

り、JAにこれらの作業を委託せざるを得ない営農組合もあるとのことであった。

## ② 水稲栽培（全地域）

肥料・農薬等の原材料費は高騰、土地改良負担金等は据え置き、生産物の価格は低迷、生産物の流通コストも増加という状況を背景に、稲作は実質的に毎年赤字になっている。現在は、水田を貸借に貸し出しても土地改良の負担金は支払う必要があり、小作料の水準が低下すれば、小作に出しても実質赤字になる。かつて地価が高い時期に規模拡大で水田を購入し、現在も水田状態で維持を行う農家は、兼業収入を水稻栽培の赤字補填に充てている。

津幡町上野地区のヒアリングでは「米価が2倍以上になれば水稻栽培を継続するモチベーションが得られると考えられる。現状は中山間地域の直接所得補償制度の配分金が貴重な現金収入、水稻栽培の赤字補填素材となっている。また、同資金を耕作放棄地の営農代行の費用補填にも利用した。高齢化が進んで労働力が低下すれば自身の農地維持が精一杯で、地区内の他人の水田を管理することも不可能になる。直接支払制度が無くなれば、耕作放棄せざるを得ない」とのことであった。同地区では基盤整備を背景に、実質第三者に作業委託が可能な環境を整えているはずであるが、作業受委託に関しても、(受託者は)「誰でもいい」というわけではない。「地域内の合意」が得られることが前提になっている。しかし、(水田を水田として維持することを前提とするならば)「高齢化がこれ以上進行すれば第三者に委託せざるをえない事態となるだろう」との声も聞かれた。

丸森町の某農家のように、天日乾燥米など、中山間地域の棚田という条件を逆手にとつて差別化・高価格販売する手だてもあるだろう。津幡町内にも、直接調査対象とはならなかつたが、類似事例は見られた。また、小国町の農家(T.O)は、「指導の通りの営農はダメ。自分の工夫は30年間続けてこそ成る」、「稲の手植え・あぜ塗りの手作業を自分で体験したから機械でも上手くできる」、「販路を確保すれば農業でも何とか暮らしていく」と語り、商系中心の出荷体系で「牛居て・鶴居て・田畠あつて」の「昔型」自給自足型複合経営を実施している事例もあった。しかし、実際には、JAのコメ集出荷体制(カントリーワーク)では差別化は難しい。また一方で、各農家で育苗から乾燥調整までを実施することになれば、その出資回収の目処が立たず、高齢化が進む中、労力が増加することにもなる。「行くも戻るも」不可能な状況に追い込まれているといえよう。

## ③ 園芸作物（丸森・小国・江刺）

転作対応作物だけで補助要件を満たすことは面積や土地条件の面で困難性を抱えている。加えて、農業者自身も相当高齢化しており、労働強度の高い園芸作物栽培を主力にすることが難しい。また、資材高騰は他の農業とも同様であり、市場までのアクセス距離を縮めようとする動きもある。若年の水稻専業担い手には、水稻栽培との複合経営を目指す向き

もあるが、園芸作物の価格低迷と相まって先行きは見えない。水稻栽培の経営効率が低い以上、「農業」のカテゴリーの中で作目の変更を図り、複合化によって経営難を脱却しようという常識的な行動の連鎖は、園芸作物の生産過剰を招来することになる可能性もある。経営安定化というよりは、むしろ高齢化対策の周年栽培作物で、労働強度が低い作目を指向する者もある。こうした高齢農業者対策として、(JA阿蘇の近隣では) 小口ロットの農産物を近隣あるいは都市部の直売所で販売するルートの整備を実施している場合もある。

一方で、ブランドとして確立している「江刺りんご」の栽培農家は地域内でも「特別」とみなされており、単独経営として成立している。しかし、集落営農という観点から見れば、りんご農家は経営内の作業で手一杯であり、集落営農には出役しづらい、という意味でも「特別」な位置づけとなっている。

#### ④ 畜産（丸森・小国）

資材高騰に直撃されたという意味では、肥育経営が最も打撃が大きいと思われる。ある程度の兼業機会が存在する中山間地域では、水稻が兼業収入によって維持される構造が多く、専業農家が少ないのに対し、専業農家が存在するのは畜産および畜産の複合経営に限られる。現在、地域内の農業の近未来の主たる担い手と目されるこれら専業農家が資材高騰に耐えきれない可能性も考えられる。なお、この傾向は仙台牛の産地として知られる宮城県南三陸町地域でも確認されている傾向である。

#### （4）小括

農業収入はここ10年間で半分以下になった、と言われる。特に中山間地域の農業者が経営的に厳しい状況にあるのは間違いない。こうした地域の多くでは、集落営農で経理を一元化して、後に法人化するにしても、規定の労賃では黒字化できない、生産物の価格低迷で新規の設備投資ができないという現実がある。

さらに、代々受け継いだ「自分の農地が一番良い」という意識が経理区分にまで及び、農作業や経理の合理化を妨げている。帳簿の上では一元化を実現していても、実態はコストと利益を農家毎に再配分するような場合もあり、実質的に「担い手集団に農地が集約している」という状況にはなり得ていない。

「集落営農に厚い補助を与える現行制度では、個人経営が切り捨てられてしまう。」(江刺市) という声も聞かれた。また、「農地の維持は基本的に個人のモチベーションの上に成立する。集落営農がモチベーションを持った個人の「集まり」によって成立するようになれば良いが、現行は先ず集団化ありきの補助制度となっているため、本末転倒の観がある。」

(津幡町) との意見もあった。さらに、2008年8月の総社市におけるヒアリングでは、関係者から「今度の政策に基づく補助メニューを採用していいものか、さすがに疑問に感じる」との声も聞かれた。

以上のように、作目選択に係るイニシアティブを持ち、農業経営の成否に係わる決定事項を有する国政レベルの農政と、農業の現場が直面する課題との乖離、また農業の現場と農政とのボタンの掛け違えをいかにして修正するかが喫緊の課題といえよう。

#### 引用文献

石村桜（1979）作物の品種と農家－その1－農家が栽培する作物の品種、その選択と知識について－、（柴田淑次先生退職記念論文集）拓殖大学論集、122、121－150。

鈴木充生（1986）農家の労働力構成と作目選択－センサス個票を中心とした事例分析－、農村研究、63、70－80。

### 3. 地域資源マネージメントという考え方

地域資源という言葉から連想されるのは、恐らく「未利用資源」であり、具体的には耕作放棄地や山林等に存在する木質バイオマスや家畜糞尿等の残余物・廃棄物を指すと考えられる。しかし、本節でいう「地域資源」は、それら物質的なモノに囚われず、地域内に存在するソフト（制度）・ハード（施設）、さらにはメンタリティーまでも含む広い概念である。

なぜそのような概念設定が必要なのだろうか。それは、「地域の特性」をもう一度見直し、自然と共生しつつ食料を生産する農業へと回帰するための一つの切り口を提示するためである。以下では一部を Omura. et. al. (2006) から引用しつつ、この概念形成に至る背景を述べ、次に地域資源マネージメントの観点から見た総社市三輪地区の営農組合の事例を紹介する。また、地域住民のメンタリティー形成に関しては、宮城県南三陸町におけるアンケート・ヒアリング結果から概観してみよう。

#### （1）残余物＝未利用資源という構図

日本では、2000年5月に循環型社会形成促進法が制定された。これに伴って食品廃棄物リサイクル法、建設資材リサイクル法等のように、廃棄物を減少させ、環境への負荷を低減するための各種の法律が施行された。このような動きは、日本の社会・産業が従来の大量生産・大量消費によって豊かさを追求する構造から脱却し、ストック重視の安定的な構造を目指すものとされる。「ゼロ・エミッション」や「インダストリアル・エコロジー」という用語は、こうした循環型社会の枠組みの中で企業に求められる新しい行動指針を表すキーワードである。しかし、廃棄物を資源として再利用しようとする試みは最近始まったものではない。日本では、野口（2002）によれば1976年には「廃棄物交換制度」が既に開始されていた。これは、有機農産物や農業の多面的機能が注目されるより約10年早い時期である。このように、農外分野では農業分野に先んじて、企業単独での環境負荷低減策に留まらず、産業分野全体での環境負荷低減策を模索する動きがあった。つまり、廃棄物の循環利用系の形成に関して、農外産業は農業に比べ10年のアドバンテージがある先行事例といえる。

ある事業所（企業）の廃棄物を別の事業所の資源として再利用することで、全体としての廃棄物排出量を減少させるというコンセプトが日本に導入されたのは1976年であり、それ以降「廃棄物交換制度」として実践してきた。2001年現在、日本国内47都道府県のうち、24県で同制度が実施中であり、うち15県ではインターネット上で実施中である。この制度の大半は、県などの自治体が主体となり、事業所からは廃棄物等の情報提供（登録）を受け、廃棄物の交換が可能と運営主体が判断した事業所を紹介するという形態を採用している。しかし、事業所間の物質交換や、物質の価格・品質等に関する協議に運営主体（自治体）は介入しない。この方式を採用する場合、事業所の登録や利用が低調であり、

休止状態に陥りやすい。インターネットを利用した廃棄物の交換で、ある程度成功している事例では、事業所間の協議やリスク管理にまで運営主体であるシステムの管理者が介入する形態を採用している。つまり、廃棄物交換ネットワークの形成・維持に際しては、単に登録事業所（参加企業）に対して廃棄物の排出・受け入れに関する一致検索の結果を提示するだけでなく、ネットワーク全体に関する環境および経済情報を統合的に分析し、さらに事業所間の物質交換の協議に介入し、リスクやその回避方法等についても検討するなどの形で支援を図る主体が居ることが重要なのである。

日本においては、ある企業から排出される廃棄物や副生成物を別の企業の資源として利用するようなネットワークを複数企業の間で構築することを循環型社会ないしゼロ・エミッション社会などと呼ぶ。また、枯渇性資源の使用量と汚染物質の排出量減少・環境への負荷低減は、こうした企業間の物質交換ネットワーク化が「必然的にもたらす効果」として、捉えられており、ネットワークの構築が第一義的な目標となっている。つまり、見かけ上の物質交換的なネットワーク（循環系）の形成のみに固執し、循環系に対する環境負荷の増減や経済性に関する評価を置き去りにしてきたことが、実際の廃棄物交換ネットワークの形成・維持を阻害してきた一因である（以上が Omura. et. al. (2006) より引用）。

こうしたネットワークの構造的な問題に加え、実用面では物質交換の「最適範囲」を考慮する必要がある。環境への負の影響を最小化しようとすれば、移動距離は小さい方が良い。逆に交換する物質の量・質を均質化する、物質のバラエティーを増やして経済面で効率の良いネットワーク形成には、多くの事業所の参加、ひいては地域的な広域化が重要となる。両者の中庸で環境・経済両面のパフォーマンスを最適化しなければならない。

しかし、残余物＝未利用資源という構図には大きな問題点がある。各種の資源が未利用である背景には、現在の経済社会においては、その利用に合理性が無い、という確たる理由がある。したがって、要らないモノ同士を単純に組み合わせても、要らないモノは要らない、という帰結を招くことが往々にしてある。つまり、廃棄物交換ネットワークのような、未利用資源の利活用の連鎖によって新しい有用な製品を創造することが困難である上に、新たな産業を興し、新しいマネーフローを生み出すためには、その途上では有形無形の「援助」が不可欠と考えられる。例えば、行政等からの公的資金による補助事業もしかり、地域住民がその所有地を無償提供することもしかり、場合によっては労働力をも無償提供してもらう場面も想定される。そうして初めてネットワークが出来上がり、カネやモノ、あるいはサービスが動きだすと思われる。つまり、「糞殻」「間伐材」「家畜ふん尿」等の残余物＝未利用資源と短絡してとらえ、その有効活用が直ちに環境負荷の削減や地域振興に結びつくと考えるのは大きな間違いである。

## （2）三輪地区営農組合の事例

総社市三輪地区の営農組合組織に関する農家（T. W）へのヒアリング結果概要は、およそ次のようなものである。「先代は専業農家であった。自身は55歳の頃勤務を定年、昭和60

年頃開始のほ場整備も重なって仕事をやめ、農業に専従することになった。営農組合は昭和 62 年設立。モデル事業に乗ったほ場整備で完成した 1 町区画のほ場を目の当たりにして従来の機械の限界を感じ、機械の共同所有を発案。当初は補助を構想しなかったが、たまたま県普及センターの退職者がいたため県庁に顔が利き、機械利用組合を設立し補助金で機械類を整備した。集団で転作すると転作奨励金がかなり多くなると聞き、これに乗った。当時は予算が先につく、現場は書類が間に合わない、という状況になったが、本来 5 年で行うところ、2 年間でほ場整備を完了した。ほ場整備の工事中、地域内で 2 年間稻作ができるない状況に対する反対意見を説得するのが大変だった。夜通し寄り合いをした。60 町歩のほ場整備が決まったとたんに、整備区域内への高校誘致でまた混乱した。県道誘致等（全面積買収）により、耕地面積は最終的には 40 町歩になったが、補助金額は 60 町歩と同等割合にまで持って行った。道路買収で地域には 1 億数千万の収入があった。当時の金利が最高で、これを定期預金して、ほ場整備の負担金は利子で支払いをした。支払いがあっても最終的に資産が 1 千万増えた。最終的には地権者に一反 30 数万円配分した。

整地に大型ブルドーザーを使ったため、地盤が硬化し、排水が悪くなつた。暗渠の設置密度を倍にしたり、サブソイラーを導入したり、二毛作対応の排水対策を実施した。麦の収量はこの周辺では最高である。

こうした苦労の末に大規模化が成功し、営農コストを低減したことで営農組合が続いている。よって、一反程度小面積の水田は営農組合では採算割れで受けられない。」

以上のヒアリング結果を、地域資源マネジメントという観点から見れば、単なる「成功事例」という枠組みには押し込められない。この事例は、40 ヘクタールの大規模区画耕地で、地盤の整備も乾湿両面ほぼ完璧な農地を舞台に、転作奨励金等の補助金や行政の地域計画に伴う歳出、各種助成金メニューを組み合わせて駆使した立派な「ビジネスモデル」であり、単純に「よくできた営農組合」ではない。

上記のヒアリング結果を解釈し直すと、次のように表現できる。

集落内の農地を集積して大規模区画整理を実施しようとしたが、なかなか話は纏まらない。理由のひとつは、個々の農家が負う高額の負担金である。集落のリーダーは、当時の水準では国内最高の大規模区画を設定し、「モデル事業」の補助金を獲得した。同時に、集落内の農地を縦貫する県道を誘致した。県道の用地買収による収入をプールして預金した。モデル事業とプール預金のおかげで、参加農家は持ち出しすらなく、当時国内最高規模の大規模区画農地を手にした。また、転作麦・大豆の団地形成により、水稻栽培からは得られない水準の収益（各種補助金含む）を確保した。農作業は実質的に営農組合が実施し、「地権者」となった農家は反あたり年間数万円の配分金を得ている。

この事例は、往々にして「猫の目行政」と揶揄される農政変化とそれに伴う補助事業メニューに迅速に反応・対応してこれを次々に獲得することで有利な農業を展開している一つの例、という見方もできる。しかし、地域資源マネジメントの視点を加えると、次のようなことが判る。

まず、リーダーの農業センスではなく「経営センス」の存在であろう。道路誘致はこの種の農地整備の常套手段であるにせよ、モデル事業を誘致するために当時国内には存在しなかった大区画を選択したことは、その後の地域農業の進展に大きく影響している。例えば、国内初の区画規模であったことで、工事の方法やその改善に係る経費は工事業者も（恐らく大部分を）負担したという。また、大区画のおかげで大規模機械導入・転作作物の団地化の「モデル事業」を次々に獲得し、高効率農業を確立した。県庁や農協のOBが集落内にいた事は、農政関連の補助メニュー取り付けを容易にした。さらに、用地買収の資金を即座に農家に配分せず、高金利時代に預金して莫大な利子を得、それによって営農組合の必須要素（各種機器類等）の整備に努め、最終的には個々の農家に配分金まで生み出した。

このように、リーダー・OBの存在そのものも一つの資源であるし、水田にこだわる地域住民をとりまとめ、道路を誘致した上に区画整備して、全く水稻を作らない農地に転換し、補助金で収入を獲得する方向性を見出した采配力・ノウハウもまた資源であったといえよう。そしてその采配を可能にしたのが、地域内の「未利用資源」を見抜いた慧眼にあつたのではないだろうか。道路の用地買収の収入は、当該地権者だけに留めない、区画整備後は麦・大豆の二毛作で、転作作物で収入を得るビジネスモデルを採用といった、既存農業の形態からドラスティックな変化を要求するプランであっても、「地域住民の合意を得られる」という見込みが無ければ採用不可能である。つまり、リーダーは個々の農家の「意識」を「変化させうるモノ」と見抜き、そのままでは分散状態で経営効率化ができないでいる、個々の農家の持っている水田を未利用資源として取り纏めることで、道路用地としての売却といった有効な資源へと変換していった、ともいえるだろう。

このように、地域資源はモノだけではない。また、モノではない資源は、完全にソフト的なモノではなくとも、単純に「個人の能力・スキル」と片付けられてしまう要素とも言い切れない。例えば、「あの事業はあの人が居たから成功したのだ」ということは往々にしてある。確かに、必ずしも「あの人」である必要があったのか、を調べてみると、ある程度の必然性はある。例えば、地域内の人的な信頼関係を強固に築いていた、地縁血縁関係でしか知りえない情報を持っていた、というような事は一種の必然性であろう。しかし、信頼関係・情報といった要素を、それを「駆使するに足る」と地域住民がみなす者が操ることができれば、「あの人」である必然性を崩すこともできるのではないだろうか。つまり、簡単に言えば、地域住民の信頼を得た者が、地域資源を知悉した上で、ようやくそれを効果的に管理運営することができるようになる、ということである。

### （3）地域のメンタリティー

では、「地域住民の信頼」は、どのようにして獲得されるのだろうか。そのためには、信頼を得ようとする地域住民の意識構造の特性、つまりメンタリティーを充分に理解する必要があるだろう。補助や規制等、農家や地域住民に対する「上から」の施策・事業が頓挫

する背景には、メンタリティを軽視する姿勢があると考えられる。以下では、宮城県南三陸町を事例に、「未利用資源」に見立てた遊休農地や廃棄物の利用意向に関する「地域のメンタリティ」の形成・発現について検討する。



図 3-5 調査地近傍の風景

南三陸町入谷地区へのアンケートは、1月中旬に配布し、2月上旬に行政区長が回収した。区長宅へのヒアリングは、回収の際に本人または配偶者に対して行ったものである。入谷地区には調査時点で 525 世帯、10 区の行政区があった。アンケートの回収サンプル数は 412 件であり、回収率は 78.5% であった。以下では、アンケート結果の単純集計・クロス集計、およびヒアリング結果から、南三陸町入谷地区の農業の状況、地域のメンタリティについて分析を試みる。

### ① 農業の状況と未利用農地

土地改良事業がかなり遅れている、というのが第一印象である（図 3-5）。中山間地であるという条件を考慮しても近年珍しいほどであろう。ヒアリングから垣間見られた理由としては、戦後の農地改革時に地主から農地を配分された元・小作農世代（世帯最年長世代）が頑固に「自分の土地」に執着するため、農地整理や交換分合が全く進まなかった、というのが定説のようである。しかし恐らく、多少の生産性を犠牲にしてでも「おらが土地」を守れるだけの心理的な「豊かさ」が底流にあるように感じた。

このような状況にあるため、現在では水田農業は経営が成立せず、また畑作専業も厳しい状況にある。よって、若年後継者が居るのは畜産業（酪農および肥育・繁殖）および薬栽培農家のみである。畑作は、タバコの他は、ほうれん草と菊の栽培が実施されている模様である。しかし、ほうれん草は出荷の規格指定が細かく、手間暇のかかる割には単価が安い。一方菊は需要期に実入りがあるが、食用ではない作物なので農薬使用が多く、健康被害や土壤・地下水などへの悪影響が懸念される、とのことであった。

総じて畜産業・菊栽培以外の農家はほとんどが兼業農家であり、農業を主に担うのは70歳代とも言われる。近い将来、目視可能な範囲内でも遊休農地・耕作放棄が頻出する可能性は高いと見込まれる。

表3-1に区長ヒアリングの結果を示す。未利用農地について、自己所有地、行政区内外に分けて回答してもらった。自己所有地はおおむね未利用無しだが、行政区内外では増加傾向にあるとの指摘が多い。「タバコ農地が農家の高齢化によって放棄されている」旨の回答が多い。ここでいう畑ないしタバコ農地は、桑園の跡地も含まれる。この地域でかつて盛んだった養蚕が廃れた後、農家は抜根を実施し、タバコを作付けした。タバコは労働力的には厳しいが現金収入としては高いので、東北の多くの農村でも「息子が大学に入る」等、まとまった現金が必要な時によく栽培された作物である。そのタバコも、喫煙者の減少等から現在では農家手取り単価の切り下げが続き、農村部の高齢化も相まって作付面積が劇的に減少している。また、「山奥でアクセス条件の悪い農地」とは、養蚕が活発であった頃に山林を開墾して「桑園」とした、山間部の農機すら入れない悪条件地のそれを指す。

表3-1 行政区別未利用農地の状況(ヒアリング結果)

対応者	行政区	性別	農地を所有しているか	未利用農地があるか	行政区内外の未利用の状況
本人	A	M	所有あり。大規模酪農、借り受けも。	無し。	農機が入れる場所は積極的に借りて使用する。
配偶者	B	F	所有あり。ほうれん草ハウス。	あり。田でも条件の悪いところは耕作放棄。	タバコ農地が農家の高齢化によって放棄されている。
本人	C	M	所有あり。	あり。タバコと養蚕を現在は中止。そこが遊休。	田はともかく、畠地は増加するのではないか。
配偶者	D	F	所有あり。タバコ農家。	無し。	あまり無い。
本人	E	M	所有あり。	無し。自作地は桑園を抜根して畠地とした。	高齢化により、普通畠でも休耕している場所がある。
本人	F	M	所有あり。肉牛繁殖・肥育。	無し。	現在は無いが、主たる担い手が70歳代であり、後継者が居ない家では近い将来未利用にならざるを得ないのではないか。
本人	G	M	所有あり。定年帰農。	無し。	—
本人	H	M	所有あり。肉牛繁殖・肥育。	あり。山奥の桑園を養蚕農家に貸していたが、養蚕からの撤退とともに返却された。	山奥でアクセス条件の悪い場所に多い。
配偶者	I	F	所有あり。タバコ農家。	無し。	タバコ農地が農家の高齢化によって放棄されている。
本人	J	M	所有あり。種苗採取。露。	無し。連作体系に休耕もあるが。	タバコ農地が農家の高齢化によって放棄されている。

## ② 未利用農地の発生

現在の入谷地区の「農地の遊休化・未利用化」は、次のような段階を踏まえて出現したものと推測される。

第一段階は、山林を開墾して桑園とした農地の遊休化（耕作放棄）である。宮城県農業・園芸総合研究センター情報経営部提供の「宮城県の養蚕統計」によれば、宮城県内の養蚕農家戸数は昭和4年に39,692戸を数えたのをピークに、昭和15年ごろまでは3万戸代で推移するものの、昭和20年には半減、同45年にはさらに半減し、平成18年には45戸と激減した。宮城県庁主務課（旧農政部蚕糸課、旧農政部蚕糸園芸課、旧農政部園芸課、旧産業経済部農産園芸課）による「蚕系統計及び調査票」旧志津川町エリアでも、昭和50年の484戸から、平成12年には9戸まで減少している。明治20年代から昭和20年代までの養蚕が活発であった時期、山間部の農機すら入れない地域にまで桑園造成の開墾が進んだと考えられる。昭和20年以降、養蚕の急激な衰退と共に、山間部の桑園は遊休化する。しかし、この段階ではそうした農地が遊休農地として地域住民の目に触れる事は少ない。またこの時期、住居近傍の桑園は抜根され、タバコ畑・普通畑へと作目変更したと考えられる。

第二段階は、桑園からの作目変更後の畑の遊休化である。これがほぼ現段階であり、住居近傍の畑が農家の高齢化や農作物の価格低迷によって遊休化している。表3-1のヒアリング結果にも、「水田はともかく畑は増加するのでは」というコメントがある。ここで、「水田はともかく」という部分には、図3-5のような前近代的な水田の状態ながらも、また畑に注ぐ労働力資源が枯渇しようとも、「自分の水田」だけは維持し続けるだろうという、いわば「地域のメンタリティー」が見て取れる。

住居近傍で目に見える範囲であっても、畑地の未利用化は致し方無いと許容する、あるいは許容せざるを得ない状況の現在にあって、水田の未利用（耕作放棄）をも許容する方向に地域のメンタリティーが流されるとすれば、基盤整備のままならない水田が加速度的に遊休化する可能性も考えられる。つまり、入谷地区においては、水田の遊休化が農業地域の遊休化の第三段階であり、最終到達段階となる可能性がある。

では、入谷地区の住民は、未利用農地に対してどのようなメンタリティーを持っているのだろうか。以下では、アンケート結果からそれを類推してみよう。

## ③ アンケート結果からみた未利用農地の位置づけ

図3-6に回答者（世帯）の属性を示す。これは、自分（自世帯）が非農家（農業を全く行わない、漁家・林家・サラリーマン）・非販売農家（農業は実施しているが、JA等には出荷していない）・販売農家（農業をして、JA等に出荷している）のいずれに当てはまるかを回答者の自己判断により分類した結果である。非農家・非販売農家が75%を占めることは、「専業農家は畜産・菊農家のみ」という状況を裏付けるものであろう。表3-2には、

属性別の未利用割合を示す。これは、未利用農地件数を所有農地件数で除したもので、面積は関係なく、回答世帯の全員に自己所有農地があり、未利用農地もあるならば未利用割合は 100%となる指標である。非農家・非販売農家・販売農家の順に、未利用農地がある世帯が多いが、非販売農家と販売農家の差はわずかである。しかし、非農家とそれ以外では、指標に 2 倍近い開きがある。これは、農業を全く行わない者（世帯）には、積極的に自己所有農業・農地を維持しようとする「地域のメンタリティ」が薄れている結果かもしれない。

図3-6 回答者の属性

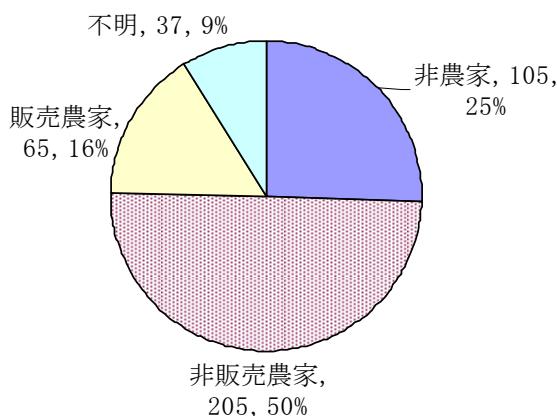


表3-2 農地未利用率

	非農家	非販売農家	販売農家
水田	71%	42%	38%
畑地	78%	46%	41%
桑園	100%	81%	82%

(注)未利用率=未利用農地/所有農地

表 3-3 には、未利用農地に対する今後の意向についての回答結果を示す。未利用であるならば、「無料でも貸す」という回答が多いことを期待したが、最も多い回答は「ずっと未利用で良い」であった。しかし、「未利用で良い」と「無料でも貸す」の対比で見ると、非農家が「無料でも貸す」の割合が高い一方で、農家は「未利用で良い」と答えていた割合がやや高い。これは、自分の農地はあくまで自分の農地、という自己所有意識の希薄化も、離農と同時に促進される傾向を表している可能性がある。とはいって、非販売農家・販売農家においても、そうした自己所有意識の希薄化が進んでいる事実も示しているといえよう。

農地改革世代が自己所有地に執着する、という構図は珍しいものではないが、だとすれば年齢層別に所有意識の差異が見られるはずである。表3-4は、未利用農地に対する今後の意向を年齢層別に示したものである。「未利用で良い」「無料でも貸す」とも回答者数のピークは最も回答者数の良い50歳代にあるが、それぞれの項目では、50歳代を境に高齢なほど「未利用で良い」回答が多く、逆に若年層に「無料でも貸す」が多い。この傾向に加え、「小作料をくれるなら貸す」という回答が最も多かったのは70歳代であることから、高齢者ほど自己所有農地の所有意識が強いものと考えられる。サンプル数が1であるので確かにことはいえないが、20歳代の回答が「未利用で良い」であるのは、非農家における農業への無関心ともいべき状況が若年層に形成されている可能性を示唆しているのではなかろうか。

表3-3 未利用農地に対する今後の意向（件）

	非農家	非販売農家	販売農家
ずっと未利用で良い	13	51	18
借り手があれば無料でも貸す	13	45	13
小作料をくれるなら貸す	5	19	6

表3-4 年齢別未利用農地に対する今後の意向（件）

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
ずっと未利用で良い	1		8	26	23	21	5
借り手があれば無料でも貸す		1	14	26	19	10	4
小作料をくれるなら貸す		3	2	9	5	11	4
合計	1	4	24	61	47	42	13

表3-5 農地未利用の理由（属性別%）

	非農家	非販売農家	販売農家
労働力・担い手不足	62	22	14
採算割れ	19	46	46
場所が悪い	19	32	39

表3-6 未利用農地での新規農作業意向(属性別%)

	非農家	非販売農家	販売農家
ともかく無理	56	44	27
家に余っている働き手がいないから無理	29	44	46
働き手は居るが収支あわなくては無理	2	5	12
働き手はいるが収入が必要	14	7	15

表3-7 対応可能な労働形態(件数)

	非農家	非販売農家	販売農家
パート・アルバイト	9	11	6
季節雇用	1	4	2
通年雇用	3	2	1
合計	13	17	9

#### ④ 未利用農地の自発的活用の可能性

全回答者の 18%、不明回答を除けば、38%の農家が「無料でも貸す」と答えている現状にあって、地域内の労働力を用いた未利用農地の自発的活用の可能性はあるのだろうか。3-5 に、未利用の理由を示す。非農家は労働力・担い手不足を理由に挙げており、農家は採算割れを主な理由としている。一方、遊休農地で農作業をして欲しい、と言わわれて参加できるかを問うた結果は表 3-6 のとおりである。非農家と非販売農家は「ともかく無理」「余っている働き手がいないから無理」を合わせると 85%以上となる。一方で、非農家と販売農家ではそれぞれ約 15%が働き手はいるが収入が必要、と答えている。ここで、非販売農家の多くは兼業農家であり、農作業と農外産業で労働力が目一杯であるため、未利用農地の活用に対して自発的な労働力を新規に投入する余力が少ないと考えられる。販売農家と非農家には、ある程度の収入を保証すれば追加労働力の投入が可能と答えた者も居る。表 3-7 に、「働き手はいるが収入が必要」と回答した者を対象に、どのような労働形態ならば対応可能かを問うた結果を示す。世帯収入を安定化させる上では、安定的な兼業先としての通年雇用ないし季節雇用を希望すると目されたが、結果はパート・アルバイトなどの日雇い・時間労働を希望する者が多い。これは、ヒアリング時の「この地域に必要なモノは何ですか」という問い合わせに対する「安定的な兼業先」という多くの回答と一見矛盾する。しかし、同時に多く聞くことになった「この地域で持続的に生活していく術」という趣旨の回答とは一致するのではないだろうか。つまり、入谷地区の居住者は、既に生活の術と

しての生業・稼業は手にしている。現金経済の浸透によって、生活の上では現金が必要不可欠になったが、通年雇用や季節雇用で高額の現金を得る必要は無い、という状況にあると推測される。

表3-8 農作業の追加労働について(区長ヒアリングの結果)

行政区	農作業を(追加的に)請け負い可能か	行政区に請負可能な人材がいるか	いくらなら請け負うか
A	可能。現在も実施している。	自身。耕作放棄よりはタダでも貸したいという人も居る。自身は反当1万円支払って借り受け。	農業委員会が決めた価格基準がある。
B	不可能。	居たら農地をタダで貸しても良い。	タバコ・菊収入相当ではないか。
C	不可能。	近隣に菊農家が居るが、他者の土地まで借りて実施する人は居ない。	—
D	不可能。	近隣の菊農家がほうれん草も手がけている。(彼らなら請け負うかもしれない。)	タバコ・菊収入相当ではないか。
E	不可能。	—	—
F	不可能。	自分の経営で手一杯で不可能。	—
G	不可能。	大規模農家は自分の経営で手一杯なのではないか。	JAが決めた価格がある。
H	可能。現在も実施している。	自身。自己所有機械等で可能な範囲であれば。	農業委員会が決めた価格基準。プラスマイナスは土地条件による。
I	不可能。土日は息子達も手伝うが。	自分の経営で手一杯で不可能。	—
J	可能。	自分以外の多くは後継者もなく、兼業優先。	タバコ収入相当。年間反当50万円。

表3-8は、区長ヒアリング時に追加的な農作業が請負可能かを質問した結果である。ほとんどが請負不可能と回答している。また、行政区に請負可能な人（農家）が居るか、という問い合わせにも、ほとんどが居ないと回答している。一方、自らが請負可能と回答した者は専業農家（畜産農家）もしくは自営業者（農家）である。ヒアリング結果からは、非農家が請負可能、という可能性は見出せない。恐らく、農作業に必要な機械装備の類が一式揃っており、なおかつ自己所有農地の営農以外での使用を可能とする余裕がある、という意味では、請負先は専業農家しか思い浮かばなかったのだろう。同様に、いくらなら請け負うか、という請負意思額については、農業委員会の決定相当、もしくは農業収入相当という回答であり、アルバイト的な農業への参加形態は想定されていない。質問の仕方に問題があるのかもしれないが、アンケート結果（表3-7）によれば、412件中39件の回答者が何らかの余剰労働力を農作業に投下しても良いと回答しており、その過半数がパート・アルバイト形態での参加を希望している事実も見逃せないのでなかろうか。

以上を小括すると、次のように表せる。まず未利用農地（遊休農地）は、養蚕の衰退と共に直接目に付かない山間部で増加していた。住居近傍の桑園は畑地へと姿を変えたが、

農作物価格の低下と農家の高齢化により、未利用化が進んでいる。水田に関しては、自分の土地は自分で守るという地域のメンタリティーの最大限の発揮によって維持されてきた。したがって、水田の遊休化が進むことは、これまでの農地遊休化とは意味合いが異なり、農業の終末的状況を暗示すると考えられる。次に、自己所有地へのこだわり（メンタリティー）は、離農者および若年層ほど高い傾向が見られ、無償でも農地を貸し出して良い、とする回答が一定程度見られる。20歳代など若年層には、こだわりではなく無関心が芽生えていることが危惧されるが、小規模区画の農地への所有意識が衰退することは、効率的な農業の進展には明るい材料でもある。それら農業の担い手が地域内に存在するか否かについては、畜産専業農家への集積の方向性が示される一方、非農家であってもアルバイト感覚で農作業に参加したい、という意向のある者があることが注目された。

#### ⑤ 農地における廃棄物の利用に対する住民意識

以上では、未利用（遊休）農地の発生プロセスとその意味、未利用農地解消のための労働力供給の可能性について考察してきた。未利用農地が山林原野の状態に戻ってしまえば、もはや農業生産基盤としての農地の機能は喪失する。秋田県大仙市太田町の農家から、「農地を荒廃させたくない」という思いは、農業に携わったことのある者ならば共通して持つ意識だろう」という言葉を聞いたが、今、その共通意識の限界を超えて増加する未利用農地は、その機能を喪失する運命にあるのだろうか。

表3-9 コンポスト利用意向（属性別%）

	非農家	非販売農家	販売農家
とにかく嫌	37	24	14
地域内からなら所有地全部で可	32	61	63
地域内からなら未利用農地で可	24	10	18
地域外からでも未利用農地なら可	7	5	6

農地はあくまで農業生産基盤、という考え方を転換すると、農地はどのように捉えられるだろうか。もちろん、工業用地や住宅地に転用するという考え方は慮外とする。アンケートでは、南三陸町内で発生する有機性廃棄物（家畜糞尿や魚介類の加工残渣）をコンポストとして利用して欲しい、と言わされたらどのように感じるかを質問している。これは、農地を一種の廃棄物処理場に見立てている質問ともいえる。廃棄物処理というと聞こえは悪いが、家畜糞尿や水産加工残渣は逆有償処理が基本形となっており、適正処理には処分コストが必要なはずである。有機性廃棄物をも未利用資源と捉えたとき、その処分コストを農地という未利用資源を使って農家（地域住民）の収入に結び付けられないか、という

意図での設問である。結果を表3-9に示す。この質問では、「廃棄物」は現在営農している農地では受け入れ難いが、地域内からのものなら未利用農地でなら使っても良いという回答を期待した。また、コンポスト利用の最大の障害が施用のための労力の増加にあることから、コンポストの農地への施用は回答者が行わないものとする、という条件を付した。この条件がバイアスとなった可能性は否定できないが、非販売農家・販売農家とも60%以上が「地域内からなら所有農地全部で可」を選択している。「地域外からでも未利用農地なら可」を選択した者が総じて少ないと考えあわせると、地域住民の「見える範囲」としての南三陸町内の残渣物であれば「おかしなものは入っていないだろう、受け入れても大丈夫」という認識が反映されていると考えられる。これは「未利用資源=有機性廃棄物をコンポスト化して未利用資源=未利用農地で利用=処理することで収入を得よう」という文脈においては、注目に値する発見である。

コンポスト化は、家畜糞尿などの有機性廃棄物処理に関してはメジャーで有効な方法の一つである一方、その利用（消費）の面では、有効成分が不明または不安定、有害物質の混入が懸念されるといった問題がある。有機性「廃棄物」を含むコンポストには利用者側（農家）にも相当な抵抗感を生むと考えられたが、アンケート結果は「地域内のものであるならば」という条件がその抵抗感を薄れさせると解釈できる。つまり、前述の廃棄物交換のコンセプトが、地域内でなら有利に成立する可能性を示唆するものといえよう。一方、「とにかく嫌。使いたくない。」という回答の割合が、非農家で若干高いことはやや気になる結果といえる。アンケートの最終頁には自由記入欄を設けているが、その回答に「町で堆肥センターを整備して欲しい（2件）」「家畜糞尿の臭気がひどい、糞尿で川も汚れている気がする（2件）」という意見が寄せられている。非農家の農業リテラシーが薄れるなかで、地域農業の核となっている畜産農家に対する不満の一端が「とにかく嫌」という回答に反映されているとすれば、地域内の廃棄物ならば有効活用してもいいという新しい地域のメンタリティー形成に対しては、こうした意識が悪影響を及ぼすことも考えられる。

#### （4）小括

本節では、地域資源マネジメントに関する考え方、そしてそれを実践するにあたって重要な意味を持つと考えられる地域住民の意識構造、地域のメンタリティーについての考察をおこなった。

地域資源マネジメントの実践という側面からは、農地の形状や有機性資源の存在位置・量など地理的・物理的条件はもとより、地域内の各種資源の内実までも把握したモノが存在しなければならない。例えば、標高差や温度差によって「少量だが美味しい農作物ができる」という条件がもたらされるならば、これを特定の資源と見なすこともできる。「内実」の例としては、破綻経営体を管財整理するにしても、単純に近接する農家に買取を打診するだけでは不調に終わる可能性が高い。現実的には、こうした地域内で農地を購

入する余力を持っている者を選択的に交渉に引き込むことが必要になる。また、既に高齢化した農家であっても、「パート・アルバイト」労働力としてみれば資源であり、豊富なノウハウも資源とみなすことができる。作目毎に労働強度指標を持てば、既存の地域資源管理インデックスとして利活用可能と考えられる。

地域のメンタリティに関しては、本節で充分な分析・検討がなされたとはいひ難い。しかし、定説では「水田に固執する」と言っていた意識構造が、アンケートやヒアリングを通じては「無料で貸しても良い」などのように、農家・非農家あるいは世代間で異なる構造を持つこと、さらには廃棄物の利用をもある一定条件下では積極的に許容するなど、地域のメンタリティには地域に独特・固有の構造があることが示唆された。そして同時に、特定の範囲内の廃棄物ならば利用してもいい、という回答の存在は、地域のメンタリティを把握して「信頼に足る」とみなされた者が未利用資源を活用し、「あの人でなければならない」という必然性を崩しうることを示唆するものとも考えられるのではないだろうか。

#### 引用文献

- 野口孝志 (2002) わが国におけるインターネット上の廃棄物交換システムの現状と課題、季刊中国総研、6-3 (20)、13-24。
- M. Omura、C. Y. Qin、H. Ohtani、R. Iwasaki、Y. Shigeno、J. S. Yu、S. Nakazawa、(2006) Networking possibilities for waste recycling in Miyagi prefecture、Japan、Waste Management、27(5)、pp. 711-719。

## 4. 農外産業の新規参入の意図

農業界内部には、積極的な農地取得・規模拡大を指向する考えは、平場水稻栽培経営体にも、中山間地域農業においてもそれほど見られない。しかし、日本の食料を巡る情勢は不安定感を増しており、農業に関心を寄せる農外産業が存在しない訳ではない。地方自治体やJAが自身の組織内部に財政・経営問題を抱えた上に、既存の政策スキームからの脱却を試みようとせず、「農政」に責任転嫁する姿勢を変えない・変えられないなかで、農外産業からの大資本による農業への参入は、地域農業の将来に多大なインパクトを持っている可能性がある。言い換えれば、公共事業の減少を背景に、農業への参入を果たす「負け組」ではなく、自社本業の事業拡大に伴って、自社および自社構成員の食料安全保障を確保しつつ、新しいビジネスの展開を考える大資本の参入によって、中山間地域農業・地域社会は新しい局面を迎える可能性がある。本節では、農業への参入を表明あるいは参入した農外企業の担当者またはトップへのヒアリングにより、農業参入の背景にある企業の思惑を垣間見ることを試みる。

### （1）農業への参入企業等および民間金融機関をめぐる経済環境

まず、企業等の農業参入について、農業以外から一般企業の農業への新規参入が、どのような経緯で、なぜ始まったのか考えてみよう。近年、農業の分野では、農業従事者の高齢化や後継者の不在が年々顕著になるにしたがい、これから農業の担い手をどうするかが国内農業の最大の課題とされてきた。そうした中で闖入してきたのが企業等の農業参入であった。農業以外から、しかも一般企業による新規参入ということである。これは直接的には構造改革特区として、2001年4月から始まった内閣のその後の目玉となった「聖域なき構造改革」の一連の路線の中で登場する。

構造改革特別区域法は、2002年に法制化され、その一部規定が2003年4月に施行されて特区の具体的な認定申請が開始された。その認定申請を行うことができる者は地方公共団体に限られ、規制特例措置の適用を受ける事業実施者で地方公共団体以外の者は、該当地域の地方公共団体に対して提案し、その被認定の地方公共団体の下で実施するという関係になっている。

構造改革特区の認定数は、第1回から第15回までの累計で全13分野の合計が984件、このうち農業関連が111件である。同じく、2007年11月現在の同認定数は、それぞれ合計420件、農業関連19件となっている（表3-10）。分野別認定の累計数は、最多が生活福祉関連で26%、次いで教育関連が19%、そして農業関連が11%、都市農村交流関連が9%、幼保連携・一体化推進関連が8%であり、農業関連が三番目に多い。ただし、最近では、農業関連の占める割合は現在数でみると4%程度と小さく、反対にIT関連や産業活性化関連が大きくなっている。また、申請主体の地方公共団体別でみると、市町村単独の申請が最も多く（累計数で75%、現在数で81%）、次いで県単独、県市町村共同となっており、

大方の構造改革特区は市町村が単独申請して認定を受けている。

この構造改革特区制度は、従来からの規制緩和政策の一環で実施されたものであるが、中国の経済特区制度にヒントを得たとされ、全国一律の地方自治政策を変更し、国からの財政支援が不要ななかで国が計画を認定し、国が十分な効果を認めた場合に当該特区方式を全国に拡大展開するという方式をとっている。国が権限を留保し、その一方で財政支出を抑える点に従来方式の政策展開とは異なった特徴がある。

表3-10 構造改革特別区域計画の認定状況（第1～15回）

(2007. 11. 16現在)

分野	現在数 合計件数	割合	累計件数	割合
国際物流関連	5	1.2	22	2.2
産学連携関連	8	1.9	40	4.1
産業活性化関連	33	7.9	64	6.5
I T 関連	52	12.4	68	6.9
農業関連	19	4.5	111	11.3
都市農村交流関連	62	14.8	91	9.2
教育関連	141	33.6	191	19.4
幼保連携・一体化推進関連	51	12.1	85	8.6
生活福祉関連	30	7.1	256	26.0
まちづくり関連	6	1.4	28	2.8
地方行革関連	3	0.7	3	0.3
環境・新エネルギー関連	4	1.0	17	1.7
国際交流・観光関連	6	1.4	8	0.8
合 計	420	100.0	984	100.0

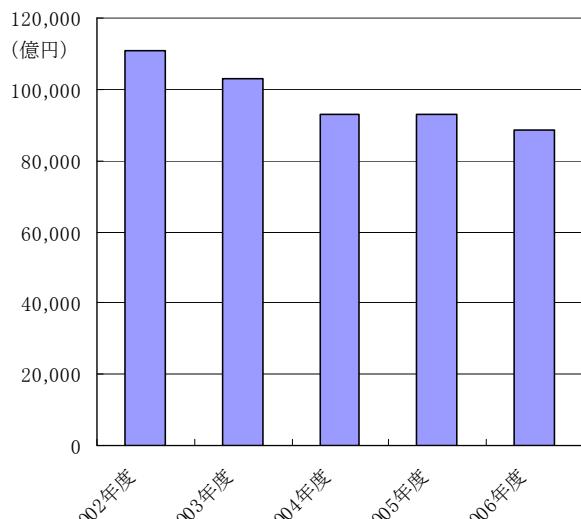
(資料) 内閣府構造改革特区担当室

農業関連では、市町村が申請し特区として認定された特定農地に、既存の農業経営体以外の企業等が新規に参入して農業を行うというパターンが、農業関連の代表的な構造改革特区の姿となっている。そして、その企業等の中に建設業からの参入が目立つのが特徴的である。もちろん、企業等の農業参入では、別法人の農業生産法人方式によるものがあるが、既存の農地法による農地規制の緩和を目指した農業参入としてはこの特区方式が転機となっている。

そのなかでも建設業からの参入は、国の財政改革にともなう公共事業関係費の漸減の経緯から、ある意味では当然の潮流であったと考えられる。政府や地方公共団体が市場経済のみでは供給が困難で不特定多数が利用する社会資本の整備を行う公共事業は、地域に直接的あるいは間接的な経済波及効果が期待できる。代表的な公共事業としては、道路整備、

港湾整備、空港整備、鉄道整備、治山・治水事業、農地整備事業、土地区画整理事業、上水道・下水道整備、通信網整備、各種公共施設整備などがあげられる。高度経済成長期には、これらの事業に投入された建設業従事の労働力人口の割合が高かったこともある、その後も長期にわたり公共事業に政府予算が景気・雇用対策の観点から費やされた。しかしながら、近年、政府財政の悪化から予算削減が計画され、2001年からはじまった内閣による聖域なき構造改革の目玉として、小さな政府の具体策に、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲（予算の移譲ではなく、課税権の移譲）、③地方交付税の一体的な見直し、という国と地方の行財政システムに関する3つの、いわゆる三位一体改革が2004年11月から進められた。そして、同年度中に国庫支出補助金と地方交付税がそれぞれ削減された。このような流れの中で、毎年、公共事業関係費が減少してきている（図3-7）。

図3-7 最近の公共事業費の推移



資料:財務省

また、2006年7月に政府が閣議決定した「骨太の方針2006」の歳出入改革案では、さらに向こう5年間で1~3%ずつ削減していくことが明記され、このため、公共事業関係費は経済の高度成長期にくらべて半減し、その後も減少傾向にあるのが日本の現状である（注：本稿で言う公共事業関係費は、国の直轄事業、各種公団等による事業、都道府県や市町村の補助および単独事業、地方の各種公団・公社による事業など国の予算で実施する事業と地方自治体が国の負担金、補助金の交付を受けて行うものおよび地方単独予算も含めて広く捉えている）。

こうした公共事業関係費の減少が、とりわけ地方経済に濃い影を落とし、土木・建設業を中心とした公共事業依存の高い業種で倒産等の問題を顕在化させた。このため同時期以降、地方経済の衰退が著しい地域においてはとりわけ都道府県行政によるこれらの業種転換が模索され、その一環として建設業から農業や林業等の第一次産業関連の事業に進出す

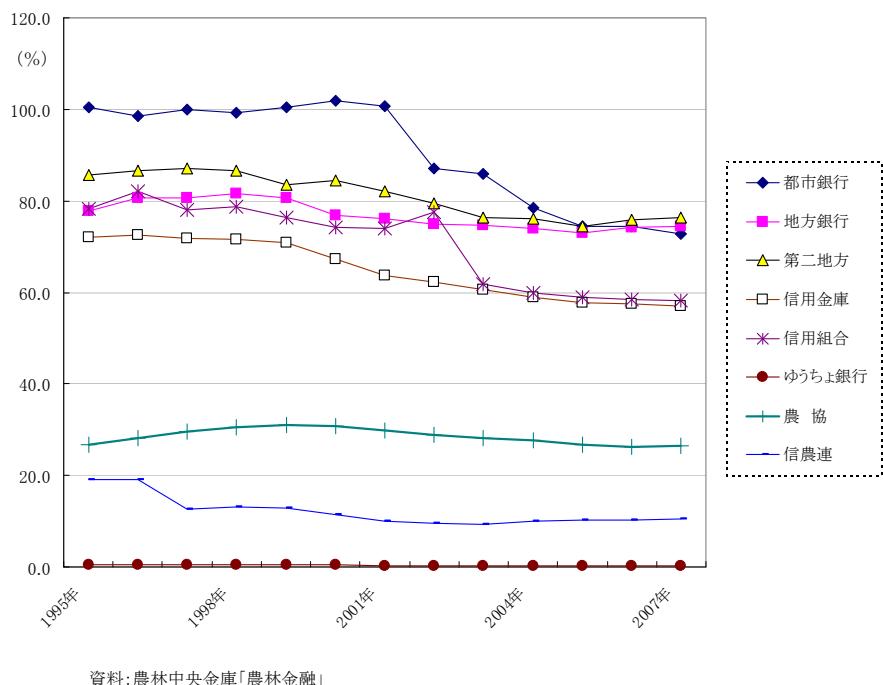
る姿が散見されるようになったのである。

一方、新たな企業参入が認められるこうした農業分野等の地域における資金需要に対する融資対応も、次のように別の角度から促進されつつある。その発端は、2003年3月に金融庁が発表した「リレーションシップ・バンキングの機能強化に関するアクションプログラム—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保—」である。これは、金融審議会金融分科会第二部会の「リレーションシップ・バンキングの機能強化に向けて」と題する報告を受けたものである。その内容は、金融審議会での検討を踏まえ、その前年の10月と11月にそれぞれ公表した「金融再生プログラム」およびその「作業工程表」の中に示された、中小・地域金融機関の不良債権処理の促進に関連して、都市銀行以外の銀行等がその特性を生かしたリレーションシップ・バンキングのあり方に関するアクションプログラムの策定に基づいている。この発表文の中で金融庁は、「2004年度までの2年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップ・バンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる」と一定の方向性を打ち出している。それは、この当時、国内金融の最大の課題であった不良債権問題と、これに影響された地域経済を支える中小企業の再生課題を同時に解決するという国内経済の全面展開に向けた一石二鳥の打開策である。この時期以降、金融庁は「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の取組みについて、2003～04年度と2005～06年度の地域密着型金融推進計画を順次公表する。そして、前記の打開策を実効あるものとするため、金融庁はこの計画によって地域金融機関を規制し、さらに中小・地域金融機関の利用促進の意図の下に、そのための情報提供や計画の進捗状況の把握・評価を進め、今日に至っている。

しかし、こうしたリレーションシップ・バンキングの推進は不良債権問題の解決だけの目的で打ち出されたものではないであろう。というのは、これまで日本では金融全体に占める間接金融の割合の方が高い状態にあったが、現在では株式や債券を企業が発行して必要な事業資金を直接市場から獲得するいわゆる直接金融の手法が一般化する過程にある。また同時に、アメリカをはじめとするグローバル企業・金融機関の国内市場への浸透がこうした流れを加速するといった傾向が顕著になりつつある。それは、ここ10数年の金融機関別の預貸率の変化の推移からも裏付けられる（図3-8）。したがって、直接金融の手法が拡大する中で、これまで工業立国としての日本経済の血脉を担ってきた銀行の役割と展開を、徐々に地域経済へとシフトさせることも金融政策上の重要な課題となりつつあり、その一方で、直接金融の条件が未整備な分野や地域への重点対応も不可欠となり、その転換点の一つとしてリレーションシップ・バンキングの推進が打ち出されたことも見逃してはならないであろう。こうしたなかで、各銀行に対する計画の進捗状況の評価といった規制がはたらき、地方銀行をはじめとする地域金融機関がその具体的成果の獲得に熱心に取り

組んできている、という状況が今日の地域金融機関がおかれた構図である。

図3-8 金融機関別預貸率の推移



資料:農林中央金庫「農林金融」

以上のような参入企業等および民間金融機関が置かれた経済的な環境を前提に、以下、農業への参入希望を持つ企業に対するヒアリングの結果をもとに、企業の農業参入の今後の可能性についてまとめておこう。

## (2) 農業への参入希望を持つ企業

### ① 宮城県大崎市若柳町A社の事例

資源リサイクル業を主業とするA社では、社長および経理部長に農業参入に関する意向を聞いた。同社には、近隣水田の圃場整備を契機に、20ヘクタール規模の水田の購入に関する打診があったという。同社社長は自身にも農業経験があり、また農作物栽培にも高い関心があるため、それも動機のひとつとなった。同社経理部長も、自身が農家でもあり、集落営農にも参加している。

A社の所在地域は若柳地域の水田地帯にあり、同社の社員の多くが近隣からの通勤者であることからも、地域内の兼業先として既に同地域の水田農業を支えていると考えられる。また、こうした周辺環境との関わりから、地域農業の置かれた状況を正確に把握している。具体的には、社長・部長とも、同地域の農家は「今後5年、10年と水稻栽培を続けるのは

難しいだろう」との観測を示している。地勢は平場であり、周辺地域では大規模区画の圃場整備が進行しているにもかかわらず、同社に「水田を購入しないか」という打診があることは、農業者自身も将来的に明るい展望を持っていないことを反映しているとも考えられる。

A社の場合、中国等海外にも事業拠点を持ち、経営陣も世界規模での視察を時々実施するなど、世界情勢には相当詳しいと考えられる。こうした経営陣が「中長期的な食料需給が逼迫する」と見ており、農業にビジネスチャンスを見いだしている。この点は、農業者や研究者ではなく、実業を行う経営者の予測であることから、重要な意味を持つといえよう。同社の農業イメージとしては、自社社員の自給自足を目標に、高齢者雇用などの地域貢献、障害者雇用等の社会貢献の受け皿に適しているのではないかというものである。しかし、経営陣としては「いざれは収益性を確保しなければ参入する意味は無い」というスタンスも崩してはいない。現在同社は「どうしたら既存の農業環境のなかで収益性が確保できるのか」を追求しつつ、参入に向けた具体的な検討を実施している段階にある。

## ② 東京都に本社を置くB社の事例

B社は総合商社であり、食料担当課の課長に農業参入の背景についてヒアリングを実施した。B社のプレスリリースによれば、B社の農業参入は日本の食料自給率向上に貢献するため、とされている。しかし、担当者レベルでは背景は異なるようである。新聞報道によれば、B社が某地域の営農組織Cと連携して園芸作物Pを栽培する新会社Dを設立し、農業に参入する、というものである。担当者によれば、日本に冠たる大手企業をグループ内に持つB社の農業部門としては、日本国内の既存農作物とバッティングする形での参入は禁じられている。よって作物Pは、これまでB社が海外から輸入していた作物である。しかし、ここ数年で作物P生産国における国内需要が高まったため、従来通りの規格・価格での輸入に先行きの不安定感が高まっていた。そこでB社としては、国内での栽培拠点を探していた。最終的に某地域の営農組織Cが選定された理由は、営農組織Cが作物P栽培に関する充分なノウハウを有していたためである。さらに、某地域を擁する市町村および県行政が、他地域に比べて誘致に非常に積極的であったことも理由の一つとされている。

参入の具体的な方法は、B社が1/10を保有する株主となる形式で新会社Dを設立し、施設整備にも出資する、さらに作物Pの流通販売はB社が一手に引き受ける、というものである。営農組織Cは農業生産法人であるが、B社に技術指導を実施すると同時にメンバーのうち数名が新会社Dの株主となる。作物Pは新会社Dによって実質的に行われる。

作物Pは温室内で養液栽培されるため、農業というよりも工業製品製造業に近い観がある。これは生産技術についても同様で、実作業は近隣の農家等からの労働力に期待することになるにせよ、栽培そのものには高い技術力が必要とされ、高齢農家が片手間でこなす類の農作業とは異なると考えられる。商社たるB社もいかに規格に合致した商品を確保するかをD社に要求することになる。

以上のように、B社の「参入」は、B社の扱う商品としての作物Pの仕入れ量の安定化を主たる目的とするもので、結果として食料自給率の向上に寄与するかもしれないが、閉塞状態にある地域農業を活性化するというような意図は全くない。むしろ、商社としては、農作物生産国としての日本には特別な魅力はなく、価格競争力を重視すれば、より軽いフットワークを発揮して労働力単価の安い海外にも生産拠点を整備することも考えられる、とのことであった。

### （3）小括

A社・B社へのヒアリング結果からは、農外企業の参入が農業地域をどう変えていくかを具体的に推し量ることはできなかった。特にB社の場合、某地域を選択した理由が営農組織Cの技術力と、参入に対する行政の積極性を挙げており、地域の農業活性化には全く触れていない。報道では参入と表現されたが、実体的には出資という表現が正しい。事業の採算性が悪化すれば、D社との資本関係を解消して海外拠点の形成・発掘へとシフトするフットワークの軽さを発揮する可能性もある。こうした背景を考慮すれば、注目すべきはA社の姿勢である。A社は既存の農業の担い手がその担い手たりえなくなる、という現状認識のもとに、地域農業に対して何らかのビジネスチャンスを見いだしつつある、といえるだろう。

## 5. 今後のJA事業に期待されるもの

### (1) JA事業へのニーズと地域住民のニーズ

現代日本の総合農協（以下「JA」）は、村落社会（Community）を組織基盤とし、構成員（組合員）に対する各種サービスの品質向上を旨とする自発的な組織体（Association）であり、そのために多事業を兼営する企業体（Enterprise）であるという三つの側面を有することに特徴がある（生源寺、2007）。現代のJAは構成員が一様に小規模零細であり、農工間の所得格差が存在した時代の産物とされている。「むら」は戦後農協が発足した頃の、戦後自作農による均質社会からは大きく変化しており、特に90年代からは農村は定住的であるが職業的には多様性のある地域社会に移行している（中島、2000）、と指摘されるように、混住化・兼業化が進行した現在、協同組合原則を信条とする従来のJAが、その事業運営の内に様々な矛盾を抱える事態となったことは周知の事実である。

JAの今後の「あり方」については、既に多くの議論がある。その中の一つに、組合員のニーズに応じた事業展開を実施すべき、というものがある。これは「ニーズ論」と呼ばれる（「ニーズ論」それ自体の歴史的過程や内容の変遷は菅沼（1993）に詳しい）。

岩谷（1974）は、「農協は、儲けのおおきな事業にだけ手を括げて、われわれのやつてもらいたいことには手をつけない。これが、一般農民の素朴な声のようだ。」と指摘している。合併後の農協が事業の経済効率性を優先し、組合員のニーズを汲んでいないという指摘であり、これ自体は珍しくない指摘である。例えば、2008年における南三陸町アンケートの結果でも、「現在この頃のJAは本来あるべき農家のためのJAではないように思える。職員はともかく役員の老齢化、農家の苦労を知らない役員が多くなっているためだろうか。それとも行政がそうなったのでしょうか。」「今のJAはだめだ。農家のJAではない。JAから早くはなれたい。」という意見があった。一方で、岩谷（1974）の「ニーズ」の捉え方は、この問題を捉える上では示唆に富んでいる。岩谷（1974）で紹介されているエピソードに、次のようなものがある。交通不便な離島では、かつて狭隘な段々畑で自家用の野菜を生産していた。ところが、「カネを出せば野菜は買える」というような貨幣経済の浸透と共に住民は日銭稼ぎに明け暮れ、自家用野菜の菜園は放棄された。その結果住民のほとんどが貧血病になってしまった。この地域の農協は、住民の健康回復のための野菜料理を売る代わりに、カラーテレビを住民に売った。住民はテレビの代金を支払うために日銭稼ぎを続けた。《貧血病とカラーテレビ》と題されたこのエピソードは、JAの各種事業に対する組合員のニーズ、つまり組合員の既存JA事業への満足度に関する議論ではない。地域に生活する組合員にとって必要なものは一体何なのか、という観点が必要であり、それこそがJAに求められる事業ニーズではないのか、という問い合わせである。本節ではこの観点を重視して調査結果を考察する。

## (2) アンケート結果と考察

図 3-9 事業主体として望ましい者（アンケート回答）

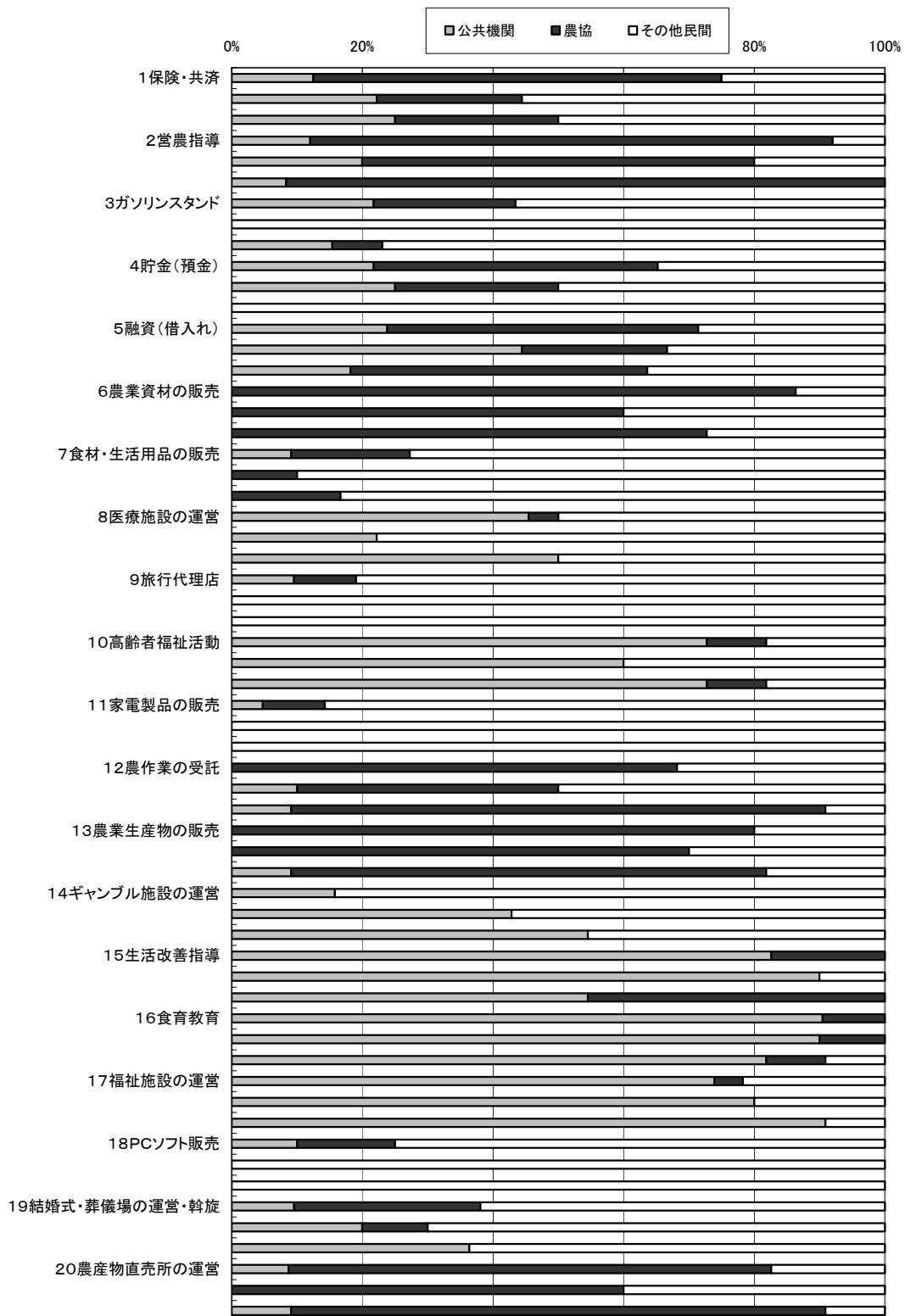


表3-11に調査対象世帯の組合員属性を示す。表では不明回答を除外しているが、ほとんどが正組合員であることがわかる。

表3-11 回答者属性

	正組合員	准組合員	非組合員
三輪	38	1	0
池田	19	1	0
非農家	9	1	2

図3-9には、地域内での事業実施主体として最も望ましい者についての回答結果を示す。なお、それぞれの項目で上段が三輪地区回答、中段が池田地区回答、下段が非農家合計の回答である。総じて、JAが実施主体として望ましいとの回答が多かったのは、営農指導・農業資材の販売・農作業の受託・農業生産物の販売・農産物直売所の運営など、農業に直接関係する事業であった。三輪地区の回答では、現在のJAの主な収入源である保険・共済や金融事業に対する回答も多かったが、池田地区ではさほど顕著ではない。一方で、非農家は預金ではその他民間（銀行）の回答が多いが、借入にはJAを支持するなど、金融機関としてのJAの地域的な位置づけが見て取れる結果となった。農家へのヒアリングでは「昔はJA職員が同級生（幼馴染）であり、保険・共済への加入勧誘を断りきれなかつたが、今ではそういうこともなくなった」という声も聞かれた。広域合併によるJA職員の農家離れ、あるいは地域離れが農協は農業関連事業が望ましいという、JAの收支構造の現実とは異なった地域住民の心象を生み出している可能性がある。この傾向は、2007年度実施の大仙市・坂東市調査の結果でも見受けられるものである。注目すべきは、農作業の受託という、2007年度・2008年度調査時点では各JAとも実施していない事業への期待が大きいことが挙げられる。地域農業の衰退と、その担い手不足を各地域とも痛感している現状が改めて浮き彫りになったといえよう。また、2007年度調査と2008年度調査の結果を比較すると、おおむね同じような回答傾向にあるものの、例えば医療施設の運営では民間が望ましいとする回答がやや多い。これは、2007年度調査地域においては、公共機関が最も支持された項目である。2007年度・2008年度のヒアリングを通じて投げかけた、医療機関運営はなぜJAが望ましくないのか、という質問に対しては、おおむね「現在のJAには医療機関の運営ノウハウ・資質が無いのでは」といった趣旨の回答が寄せられた。

表6-2に、地域で生活する上で必要な事業と不要な事業に関するアンケート結果を示す。必要な事業の上位には、医療・福祉施設の運営や食材・生活用品の販売等が多く挙げられている。また、不要な事業にはギャンブル施設やPCソフト販売などのダミー項目が挙げられた他、旅行代理店や冠婚葬祭事業など、現在のJAが実施中の事業も含まれることが

注目される。なお、2007年度調査との対比では、兼業機会が少ない大仙市の結果では、2008年度調査における三輪地区のように農業関連事業の必要性が高く評価され、首都圏に近い坂東市では池田地区・非農家のように医療・福祉関連事業の必要性が高く評価されていた。また、2007年度の坂東市および大仙市非農家の「必要」回答にはギャンブル施設が含まれていたが、2008年度調査ではそれが見られなかった。

表3-12 地域に必要な事業・不要な事業

	三輪地区農家	度数	池田地区農家	度数	非農家	度数
必要1位	営農指導	8	医療施設の運営	9	食材・生活用品の販売	5
	食材・生活用品の販売	6			医療施設の運営	5
	福祉施設の運営	5				
必要2位	農作業の受託	7	高齢者福祉活動 福祉施設の運営	4 3	医療施設の運営	4
	医療施設の運営	5			食材・生活用品の販売	3
	福祉施設の運営	4				
必要3位	農業生産物の販売	7	農作業の受託 食材・生活用品の販売	5 2	高齢者福祉活動	4
					福祉施設の運営	2
不要1位	ギャンブル施設の運営	27	ギャンブル施設の運営 旅行代理店	10 2	ギャンブル施設の運営	9
	旅行代理店	3				
	PCソフト販売	2				
不要2位	PCソフト販売	12	旅行代理店 ギャンブル施設の運営	5 2	PCソフト販売	3
	旅行代理店	7				
	ギャンブル施設の運営	4				
不要3位	旅行代理店	7	PCソフト販売	6	旅行代理店	4
	結婚式・葬儀場運営・斡旋	6			PCソフト販売	3
	PCソフト販売	5			結婚式・葬儀場運営・斡旋	2

表3-12と図3-6を対比してみると、地域住民が必要と感じる事業の多くは医療・福祉関連事業であるが、これらの実施主体としては、JAは望ましいと考えられていないことがわかる。一方で、農家経済の上ではともかく、農業が占める位置づけが大きいと思われる地域（大仙市・三輪地区）における農家の回答には、JAが実施主体として望ましく、また地域内に必要な事業として営農指導や農産物の販売などが挙げられている。また、前述のように、農作業の受託に対する期待も大きい。総じて、「地域のニーズ」として、JAには農業関連事業の実施が求められているといえよう。

### （3）小括

JAから見て収益性が高い事業（共済・金融、あるいはガソリンスタンド等）は、地域住民にとっては、既存の民間事業者と競合した「選択肢のひとつ」であり、それらの事業の「支持基盤」としての農家においても「JAの担当者が変わって知らない人になったから」といった理由でJAから離れていく、という実態が垣間見られた。一方で、地域住民

の事業ニーズとしては、医療・福祉等が挙げられているが、その実施主体には、JAが望ましいとは考えられてはいない。また、食材や生活用品の販売に対するニーズも高いが、JAから見れば採算性の悪い事業であるばかりか、地域住民から見ても事業実施主体としてJAがふさわしいとは考えられていない。

このように、過去に指摘された地域住民のニーズとJAの実施事業との乖離、「組合員のニーズ」に対するボタンの掛け違いは、現在なお継続して存在している。その上、農家のJA離れは、農家の高齢化やJAの広域合併等によって加速度的に進行しているといえよう。

## 6. 結びにかえて

機械化一貫体系の確立は、農家を重労働から解放すると同時に、集落の共通意識を家族間の共通意識へと分解した。高齢者でも作業可能な農作業体系により、家族間での共通意識の維持すら困難な状況となった。こうした状況を背景に推奨される集落営農は、短期的には政策的補助の受け皿にはなり得ても、本質的に日本に農業を残す手段とはなり得ない可能性がある。それは、農家ないし営農組織が作目を自発的に選択するのではなく、政策に迎合する形でしかそれを実施していないこと、そして政策が食料を生産する農業を回避する形でしか補助体系を組み立てていないことからも充分に推測される。農地の維持管理や大規模機械の導入に対する補助体系は、結果として農家から食料を生産するノウハウを奪い取り、招来の担い手にそれを伝達するチャンスを失わせている可能性がある。

このような危機的な状況の中、農業にビジネスチャンスを見出す農外企業も現れた。一部は従来のように土木建築業に対する公共投資の減少を農業で補おうとする者や、もはや農業とは呼びがたい、工業製品の製造のような作物栽培に資本参加するものである。しかし、衰退する地域農業を目の当たりにして、食料を生産する農業にビジネスチャンスを見出しつつある企業もある。

農業地域最大の経済主体であるJAは、農家・組合員のJA離れが進むなか、事業運営に当たって地域ニーズを十分汲み取れず、結果として激化する民間との競合に晒されることになった。本稿における数次のアンケート・ヒアリング調査結果から見て、「JA離れ」のみならず、農業地域にあっても農家と農家以外の意識的な距離、農業に対する認識の乖離が大きくなっている。こうした状況は、「皆で何かを（協働で）成し遂げよう」というような事業が実現困難になりつつあることを示している。

過去5年間にわたる稻作を中心としたこれまでの農村集落調査によれば、農村集落は当面する各種の課題に対する有効な打開策を得るには至っていない。しかし、これまでの研究の方向性、それによってもたらされる政策の方向性が、もはや現実の課題解決に資するものではないこともまた明らかになったと考える。本稿には、いくつかの新しい研究アプローチ

ローチのアイデアを盛り込んだ。今後、現実の課題解決に結びつくような切り口となる研究に発展させたい。

#### 引用文献

- 岩谷三四郎（1974）真価が問われる農協運動—農協ヒューマニズムからの告発を—、農業協同組合、20（3）、131—137。
- 中島紀一（2000）「個」と「孤」の時代から新しい共生の時代へ—組合員の生活ポテンシャルと農協の可能性—、経営実務、55（2）、17—22。
- 菅沼正久（1993）組合員のニーズと農協の事業、協同組合経営研究月報、480、2-9。
- 生源寺眞一（2007）現代日本の農協問題：一つの見取り図、生源寺眞一・農協共済総合研究所編著、これからの農協 発展のための複眼的アプローチ、農林統計協会、pp. 1-22。（344項）

## まとめ 一地域農業および稻作の担い手の今後を考えるにあたって一

最後に、本調査のおかれた環境といったものに触れ、次いで、地域農業および稻作の担い手の今後を考えるにあたっての感想を述べておきたい。

まず、本調査は調査時期が数年に及んだが、調査の開始時期は、農政が推進した集落営農が準備段階であった。そのため、協力を求めた調査地が集落営農組織作りを始めたばかりのところや準備段階であったところなど、取組みのステージに差があった。調査地全体を通じ集落営農組織に実績があったところは、10 数年の歴史を持つ池田地区と三輪地区、および組織が出来上がった段階で集落営農が開始早々の段階の稻瀬地区に限定される。そのような調査条件を踏まえて、感想を述べれば以下のようのことである。

地域の農業の担い手を指定することは、究極的には、集落営農であれ、法人であれ、個人の認定農業者であれ、補助事業を介して政策的に誘導することは可能であろう。しかし、その補助事業がいつまで続くかが問題であり、その行く先の様子を見ながら、それに呼応するように、地方行政も農家もひとまず形を整え、政策に誘導されているというポーズをとることができる。したがって、補助金事業を介し政策的に指定された担い手への合意形成は、合意の意思表示をする人たちが背後に持つ思惑を無視すれば、ひとまず可能であると考えられる。

「農機の更新が一つの転機」とよく言われるが、実際に、ヒアリングによると、池田地区や三輪地区でも、親戚同士や近隣同士で機械を共同利用していても、構成員の一部が不在となったら共同の維持が困難になり、その延長線上で集落営農組織に委託することになったケースも少なくない。しかし、地域の農業の担い手についての真の合意形成は、当該地域の「本当に困った」状況の発見と、その代案としての受皿探しの過程および到達過程にあると思われる。そして、その結果、指定された受皿が真に合意された担い手の姿であると考えられる。

また、真の合意形成にとって問題は、当該地域がおかれた客観的な条件が整理されていることが何よりも前提となり、そのうえで合意形成に不可欠な「意思疎通の機会」や「意思疎通の場」が当該地域に存在しているかどうかの一点が肝心要である。その「機会」や「場」というのは、たとえば1年に1~2度といった間隔があっても、当該地域を構成する家々の誰かが出ることで、ほぼ全戸が出席して持たれるような、持ち回り役員（それがなければ地域社会がスムーズに運営し難い地域の役割）を決める会合であったり、一定の利用組合であったり、農事実行組合であったり、あるいは例大祭の実行委員会であったりするのである。

当該地域において、その「機会」や「場」の存在力（プレゼンス）が地域住民の意識の中で希薄なものであると、帰結した「合意」は形式上の合意となってしまい脆弱なものとな

りやすい。もし、形式上の合意であったなら、指定された側あるいはそれを受けることになる受託側は設定された関係がいつ崩壊するとも限らない不安定な状況に置かれ、たとえ合意された委任であってもまとまに受けることができない状況に置かれることになる。

国内の稲作地域は、水田の圃場区画一つをとっても、10a 区画もあれば、30a 区画もあり、さらに 1ha 区画も出てきている。また、稲作は国内でほぼ空白地帯がないほど、どの地域においても展開されている。それが、秋田や岩手、新潟、石川などの東北地方や北陸地方などの水田農業を主とする地域であったり、反対に、水田農業が兼業種の一つとして営まれている地域もあったりする。さらに、農業あるいは稲作の担い手といつても、個人的な家族経営からはじまり、個人が組織化された機械利用組合や比較的簡便な生産組合、さらに最近では集落営農組織や農業生産法人などがあり、その生産規模や人的集約にかなり差がある。

こうした各フェーズ別に様々な違いや格差があることが、今日の日本の稲作の現状であるとすれば、これに対する政策対応の在り方は、集落営農の適地、個別法人経営に適地といった置かれた条件の客観的整理が必要であると考える。こうした前提に立ち施策が実施されるべきことは、決して無理のある理解の仕方ではないであろう。そうであるとき、これから稲作にかかる政策の有様は、これらの国内農業および稲作の「多様性」を踏まえた施策であるべきであり、その多様性を無視した一極集中的なあるいは固定的な政策の適用は現実を見誤りミスリードしかねない。国内の稲作の担い手が多様である今日にあって、そこで成り立つ政策もまた、実態の多様性に適応可能な、柔軟で選択幅の広いものでなければならないであろう。

---

**総研レポート 21 基礎研 No.5**

発 行 (株)農林中金総合研究所 基礎研究部

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル

電 話 03-3233-7720

---